

会員都市首長や国の
関係者が集い、対話し、
多文化共生社会の
構築について考える

外国人集住都市会議

うえだ 2019

報告書

日本に住む誰もが孤立せず、自らの生活を築いていくことができる社会の構築
～地域社会を担う「ひとり」を育む、日本語教育施策の充実を中心に～

令和元年 **12月26日** **木** 13:00～17:30 (受付12:30～)

会場

上田東急REIホテル 3階 信濃
長野県上田市天神4丁目24番1号



主催

● 外国人集住都市会議

【群馬県】太田市、大泉町
【長野県】上田市、飯田市
【静岡県】浜松市
【愛知県】豊橋市、豊田市、小牧市
【三重県】津市、四日市市、鈴鹿市、亀山市
【岡山県】総社市



後援

● 多文化共生推進協議会

*群馬県・長野県・岐阜県・静岡県・愛知県・三重県・
滋賀県・名古屋市が多文化共生社会づくりを
推進するために設置した協議会です。

● 一般財団法人自治体国際化協会

目 次

プログラム	2
外国人集住都市会議の概要	4
外国人集住都市会議 会員都市首長プロフィール	6
講師・コーディネータープロフィール	9
開会	10
基調講演 「多言語環境で育つ子どもの家庭言語の重要性 ー海外の実践を踏まえて」	12
セッション1 地域における日本語教育の現状と対策について	31
セッション2 誰ひとり取り残さない共生社会の実現に向けて ～日本語教育体制の充実から～	51
総括	71
うえだ宣言	76
閉会	78
外国人集住都市会議会員都市及び関係団体によるパネル展	79
当日資料	80

プログラム

時間	プログラム
13:00-13:10	開会
13:10-14:10	基調講演「多言語環境で育つ子どもの家庭言語の重要性 —海外の実践を踏まえて」 トロント大学名誉教授 中島 和子
14:10-14:20	休憩
14:20-15:35	セッション1「地域における日本語教育の現状と対策について」 【外国人集住都市会議会員都市】 愛知県豊田市長 太田 稔彦 愛知県小牧市副市長 伊木 利彦 三重県鈴鹿市長 末松 則子 【省庁関係者】 出入国在留管理庁次長 高嶋 智光 文部科学省大臣官房国際課国際協力企画室長 宮本 拓人 文部科学省総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習・安全課長 三好 圭 文化庁国語課長 高橋 憲一郎 厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課長 石津 克己 厚生労働省子ども家庭局保育課課長補佐 前川 遼 経済産業省製造産業局総務課企画調査官 松本 真太郎 【コーディネーター】 愛知淑徳大学交流文化学部准教授 小島 祥美
15:35-15:45	休憩

時間	プログラム
15:45-17:00	セッション2「誰ひとり取り残さない共生社会の実現に向けて ～日本語教育体制の充実から～」 【外国人集住都市会議会員都市】 長野県上田市市長 土屋 陽一 長野県飯田市市長 牧野 光朗 静岡県浜松市長 鈴木 康友 長野県上田市教育長 峯村 秀則 【省庁関係者】 出入国在留管理庁次長 高嶋 智光 総務省自治行政局参事官補佐 高橋 範充 文部科学省大臣官房国際課国際協力企画室長 宮本 拓人 文部科学省総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習・安全課長 三好 圭 文化庁国語課長 高橋 憲一郎 【コーディネーター】 愛知淑徳大学交流文化学部准教授 小島 祥美
17:00-17:15	総括 【セッションコーディネーター】 愛知淑徳大学交流文化学部准教授 小島 祥美 【上田市在住外国人】 上田市外国籍支援専門員 比嘉 マリソル 【基調講演者】 トロント大学名誉教授 中島 和子
17:15-17:20	舞台転換
17:20-17:30	うえだ宣言・閉会

外国人集住都市会議の概要

1. 会議趣旨

外国人集住都市会議は、外国人に係る施策や活動を進めている都市及び同地域の国際交流協会をもって構成する。各都市の状況の情報交換等を行うなかで、地域で顕在化している様々な問題の解決に積極的に取り組むだけでなく、外国人をまちづくりの担い手やまちを活性化させる貴重な人材と捉え、多文化共生を推進していくことを目的としている。

また、外国人住民に係る諸課題は広範かつ多岐にわたるとともに、就労、教育、医療、社会保障など、法律や制度の整備に係るものも多いことから、必要に応じて首長会議を開催し、国・県及び関係機関への提言や会員都市間で連携した取り組みを行っている。

2. 開催経緯

2001年5月7日、浜松市で第1回会議を開催し、その後担当者会議を重ね、同年10月19日、「外国人集住都市公開首長会議」を浜松市で開催し、外国人住民との地域共生に向けた「浜松宣言及び提言」を採択。11月30日には、総務省、法務省、外務省、文部科学省、文化庁、厚生労働省、社会保険庁の5省2庁に「浜松宣言及び提言」の申し入れを行った。これは、基礎自治体では初めての外国人住民の支援に対する政府への提言であった。

以来、多文化共生社会を実現するための課題解決に向けたさまざまな研究や、提言・規制改革要望を続けてきた。その成果の一つとして、2012年7月に外国人住民に係る住民基本台帳制度が施行され、市町村において外国人住民の居住実態を今まで以上に把握できるようになった。また会員都市間で「災害時相互応援協定」を締結し、会員都市の地域で地震などによる災害が発生し、被災した会員都市単独では言語支援などが困難な場合に、相互に応援を行えるよう防災体制の整備を図っている。

しかし、日本語能力が十分でない外国人住民が多く存在することや、外国人住民の多くが派遣などの不安定な雇用形態に留まるなど、まだまだ取り組むべき課題が多くある。

会議設立から19年目を迎えた会員都市では、外国人住民の多国籍化・定住化が進み、アジア諸国からの外国人住民の増加など設立当時とは違った社会情勢の変化がある。

政府は、2019年4月から新たな在留資格「特定技能」が創設されたことを踏まえ、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を取りまとめ、政府全体として共生社会の実現を目指した取り組みを進めている。

「外国人集住都市会議うえだ2019」では、外国人住民誰もが日本で孤立せず自らの生活を築いていくことができる社会構築を目指して、外国人住民への日本語教育を中心に課題や施策等について議論する。

3. 外国人集住都市会議会員都市の外国人人口データ

2019 年 4 月 1 日現在

都市名	総人口 (人)	外国人人口 (人)	外国人割合 (%)	国籍別1位	同2位	同3位
群馬県太田市	224,271	11,178	5.0%	ブラジル	フィリピン	ベトナム
群馬県大泉町	41,841	7,688	18.4%	ブラジル	ペルー	ネパール
長野県上田市	157,480	4,052	2.6%	中国	ブラジル	ベトナム
長野県飯田市	101,111	2,316	2.3%	中国	フィリピン	ブラジル
静岡県浜松市	802,728	24,433	3.0%	ブラジル	フィリピン	ベトナム
愛知県豊橋市	376,181	17,601	4.7%	ブラジル	フィリピン	中国
愛知県豊田市	425,340	17,735	4.2%	ブラジル	中国	フィリピン
愛知県小牧市	152,816	9,323	6.1%	ブラジル	フィリピン	ベトナム
三重県津市	278,440	8,601	3.1%	ブラジル	中国	フィリピン
三重県四日市市	311,431	9,690	3.1%	ブラジル	中国	韓国
三重県鈴鹿市	199,948	8,347	4.2%	ブラジル	ペルー	中国
三重県亀山市	49,594	1,969	4.0%	ブラジル	ベトナム	中国
岡山県総社市	68,994	1,531	2.2%	ベトナム	ブラジル	中国

外国人集住都市会議 会員都市首長プロフィール

《会員都市》

群馬県太田市

清水 聖義（しみず まさよし）【1941 年 12 月 7 日生】

前職：群馬県議会議員 就任年：2005 年 4 月（旧太田市長 1995 年～2005 年）
当選回数：4 期目（旧太田市長 3 期）

多文化共生社会の実現に向けて、外国人住民の持つ文化や価値観などの多様性を活かし、地域住民がともに安心して暮らせるまちづくりを目指します。



群馬県大泉町

村山 俊明（むらやま としあき）【1962 年 7 月 25 日生】

前職：大泉町議会議員 就任年：2013 年 5 月 当選回数：2 期目

外国人人口が 18%を超える大泉町では、正しい情報を正しく伝え、正しく理解し行動できることを基本理念とし、日本人と外国人が顔の見える関係を築き、地域社会の一員として支え合う多文化共生のまちづくりを推進しています。



長野県上田市

土屋 陽一（つちや よういち）【1956 年 10 月 28 日生】

前職：上田市議会議員 就任年：2018 年 4 月 当選回数：1 期目

宗教、民族、文化などの違いから、様々な視点や思考をもつ外国籍の皆さんと共に生きていくため、互いの価値観を認め合う「共感力」を高めながら、新たな文化を育み、多様性に富む魅力あるまちづくりを目指します。



長野県飯田市

牧野 光朗（まきの みつお）【1961 年 8 月 16 日生】

前職：日本政策投資銀行 就任年：2004 年 10 月 当選回数：4 期目

リニア中央新幹線の開通を 8 年後に控えた飯田市では、外国人住民の皆さんにも多文化共生による地域づくりに積極的に参画していただき、リニアがもたらす大交流時代における「くらし豊かなまち」の実現を目指します。



静岡県浜松市 鈴木 康友（すずき やすとも）【1957年8月23日生】 前職：衆議院議員 就任年：2007年5月 当選回数：4期目 浜松市は、外国人集住都市会議の提唱都市として、外国にルーツを持つ子供たちへの教育支援をはじめ、外国人市民の持つ多様性を生かした文化の創造や発信、地域の活性化へとつながる、誰もが活躍できる魅力ある都市を目指します。	
愛知県豊橋市 佐原 光一（さはら こういち）【1953年11月10日生】 前職：国土交通省中部地方整備局副局長 就任年：2008年11月 当選回数：3期目 外国人市民の多様な在留資格や国籍、バックグラウンドに配慮しつつ、乳幼児期から老年期までの切れ目ない施策により、彼らの自立と活躍をより一層促進します。日本人市民も外国人市民もともに輝く豊橋市を目指します。	
愛知県豊田市 太田 稔彦（おおた としひこ）【1954年4月30日生】 前職：豊田市総合企画部長 就任年：2012年2月 当選回数：2期目 世界をリードするものづくり産業の中核都市として発展してきた豊田市では、本市に来訪・定住する外国人の状況に即し、地域の発展や課題の解消につなげる施策を展開します。	
愛知県小牧市 山下 史守朗（やました しずお）【1975年7月6日生】 前職：愛知県議会議員 就任年：2011年2月 当選回数：3期目 総人口の約6%が外国人市民である小牧市では、『みんな「こまき市民」、助けあって笑顔で暮らせるまち』をスローガンに、地域・企業・行政が一体となった事業を行い、さらなる多文化共生社会の推進に向けて取り組んでいきます。	
三重県津市 前葉 泰幸（まえば やすゆき）【1962年4月7日生】 前職：デクシア銀行東京支店副支店長 就任年：2011年4月 当選回数：3期目 外国人住民からの相談や多様なニーズへの対応に向けた生活支援やコミュニケーション支援により、自立と地域社会への参画を促進するとともに、市民、団体、企業等に対して、より一層の異文化理解の向上に取り組み、多文化共生の地域づくりを推進します。	

三重県四日市市

森 智 広（もり ともしろ）【1978 年 5 月 27 日生】

前職：四日市市議会議員 就任年：2016 年 12 月 当選回数：1 期目

「31 万人元気都市四日市」の実現に向けて、自治会や地域活動団体等と連携して多文化共生の地域づくりを促進するとともに、国籍や文化的背景の違いを豊かさとして生かせる地域社会づくりと国際交流を推進していきます。



三重県鈴鹿市

末 松 則 子（すえまつ のりこ）【1970 年 11 月 14 日生】

前職：三重県議会議員 就任年：2011 年 5 月 当選回数：3 期目

外国人人口の増加とともに定住化や多言語化など、多様化する諸課題に取り組むことにより、すべての市民がお互いの文化的背景の違いなどを認め合い、誰もがいきいきと暮らせるよう、引き続き多文化共生施策を推進します。



三重県亀山市

櫻 井 義 之（さくらい よしゆき）【1963 年 2 月 25 日生】

前職：三重県議会議員 就任年：2009 年 2 月 当選回数：3 期目

外国人住民の必要な生活情報の提供や相談支援はもとより、地域活動団体や各種機関と連携し、市民一人ひとりが多様性を認め、尊重し合う共生社会の実現に向けて力強く取り組みを進めてまいります。



岡山県総社市

片 岡 聡 一（かたおか そういち）【1959 年 8 月 2 日生】

前職：内閣府行政改革・沖縄北方担当大臣秘書官 就任年：2007 年 10 月 当選回数：4 期目

総社市の多国籍コミュニティ（SIC）をはじめ、各種機関・団体等と連携を図りながら、就労・福祉・防災・教育等、様々な分野で真心を込めた事業を実施し、総社市流の多文化共生のまちづくりを進めていきます。



講師・コーディネータープロフィール

基調講演講師

トロント大学 名誉教授
中島 和子（なかじま かずこ）

東京生まれで、3歳から9歳まで父の仕事の関係で中国の北京在住。国際基督教大学、同大学院、トロント大学院卒。ハワイ大学、トロント大学東アジア研究科で日本語を教える。トロント大学教授、名古屋外国語大学教授・日本語教育センター長を経て、現在トロント大学名誉教授、トロント補習授業校高等部校長。専門は年少者日本語教育、バイリンガル/マルチリンガル教育、継承語教育。カナダ日本語教育振興会、母語・継承語・バイリンガル教育学会の初代会長を務め、現在名誉会長。2016年からバイリンガル・マルチリンガル子どもネット（BMCN）代表。著書に、『言葉と教育－海外で子どもを育てている保護者の皆様へ』、『バイリンガル教育の方法－12歳までに親と教師ができること』、『言語マイノリティを支える教育』（訳著）、『マルチリンガル教育への招待－言語資源としての外国人・日本人年少者』（編著）他多数。



セッションコーディネーター

愛知淑徳大学 交流文化学部 准教授
小島 祥美（こじま よしみ）

小学校教員、NGO職員を経て、一地方自治体（岐阜県可児市）の全外国籍の子どもの就学実態を日本で初めて明らかにした研究成果により、同市教育委員会の初代外国人児童生徒コーディネーターに抜擢。大学生のボランティア活動や地域連携を推進するセンター（CCC）開設に伴い、愛知淑徳大学に着任。文部科学省「夜間中学設置推進・充実協議会」委員をはじめ、全国各地の自治体の外国人教育にかかわる委員を歴任。現在は文部科学省「日本語指導アドバイザーボード」日本語指導アドバイザーの一人。

2015年に長男を出産し、外国にルーツを持つ子どもの保護者らと楽しみながら子育て中。



開会

＜座長挨拶＞

上田市長 土屋 陽一



皆さん、こんにちは。座長を務めております上田市の土屋でございます。

本日は、年末のそれぞれご多用のところ、大勢の皆様にお集まりいただいたこと、心から感謝申し上げます。また、10月の台風第19号、上田市にも大変多くの被害がありました。それぞれお集まりの皆様の町でも被害があった町もあると思いますが、心からお見舞い申し上げます。

さて、上田市は長野県の東部に位置しておりますが、平成28年の「真田丸」の真田三代のふるさととも言われ、あるいは今年はラグビーワールドカップがありましたけれども、その関係でイタリア代表チームが上田市菅平高原にトレーニングキャンプを張ったということでありまして、多くの皆様に訪れていただいております。

この地で行われる外国人集住都市会議、今年で第19回目ということであります。この19年の歴史を多くの先輩の皆様方が築いてこられまして、今日を迎えております。19年前と今回では大分社会状況が違ってきておりますけれども、その当時から毎回毎回さまざまな課題があり、そのさまざまな課題を府省庁に伝えながら、一つ一つ解決してきているというのも外国人集住都市会議だというふうに思っております。

日本人も外国人も地域で一人一人が対等な形で地域住民として暮らす、外国人とともに暮らす、そういう中でさまざまな課題があります。この課題は、まさに現場の生の声だというふうに思っています。その生の声を課題として、本日、6省庁の幹部の皆様がお越しでございますので、皆様にお伝えしていくというのがテーマとなっております。

現在、日本に在留する外国人は6月末時点で282万人と言われております。過去最高と言われております。そして、また今年は、何といても労働者不足によりまして、国がその対策としまして外国人の受け入れに大きく舵を切ったと、そういう節目の年であります。今後、外国人の増加と定住化が予想されます。特に外国人の皆様とのコミュニケーションについては、生活の上では大変重要であります。そういう意味では、日本語の習得が必須であるというのが、1つ大きくあります。

そしてまた、外国人の子どもたちが、この日本社会においてみずからの未来、人生を切り開いていくには、日本の子どもと同じように就学をするということが大事です。それによって、自分の人生を切り開いていく。日本語を修得し、そしてまた進学するという大きな課題があります。そのためには、日本語教育の環境の充実というのが、大変大事なテーマとなってきました。今日は、それが大きなテーマの1つとなっているわけでありませう。

また、加えまして外国の子どもたちが特別に持っている母国語といいますか、母語、これも大切にすべきだというふうに思っています。今年の6月に施行されました日本語教育の推進に関する法律にも明記されているわけでありませう。今回は、この日本語教育を中心に据えまして、焦点を絞って、より実効性のある施策を国に求めていく会議といたしました。

この後、基調講演になりますが、カナダからお迎えいたしましたトロント大学の中島和子名誉教授から、家庭言語の重要性についてお話をいただきます。

本日は、先ほど述べましたように6つの省庁の幹部の皆様が、こちらのほうへお越しになっております。どうかよろしく願いいたします。そしてまた、関係する首長の皆様もお越しいただいております。どうか最後まで皆様方に盛り上げていただくことを心からご期待申し上げたいと思います。そしてまた、何よりご来場いただいた皆様、今日、すばらしい時間を共有できるということを大変嬉しく思っています。どうかよろしく願い申し上げます。どうもありがとうございました。

基調講演

「多言語環境で育つ子どもの家庭言語の重要性—海外の実践を踏まえて」

トロント大学 名誉教授 中島 和子



皆様、中島です。どうぞよろしくお願いいたします。

このたびは、各省庁に大事な提言を行う外国人集住都市会議うえだ2019でお話しさせていただけること、大変光栄に存じます。お話ししたいことがいろいろあり、ちょっと欲張って資料をつくってしまいましたが、1時間におさまるように一部省略させていただきながらお話ししたいと思います。

今日のテーマ

- 「子ども」とは「言語形成期」の幼児・児童・生徒のこと
- 言語形成期の子どもは**特殊な言語習得力**を持っている
- 多文化共生だけでなく、**多言語共生**を目指すべき
- 年少者日本語教育の4種類
- 継承語と日本語は車の両輪であること
- カナダのオンタリオ州の国際語/継承語教育
- ユニークな日本の外務省・文科省支援の補習授業校
- 李多園さんの事例から学ぶ
- 教科学習と統合した日本語学習
- 多言語育成の観点からの指導アプローチ

© Kazuko Nakajima 2019

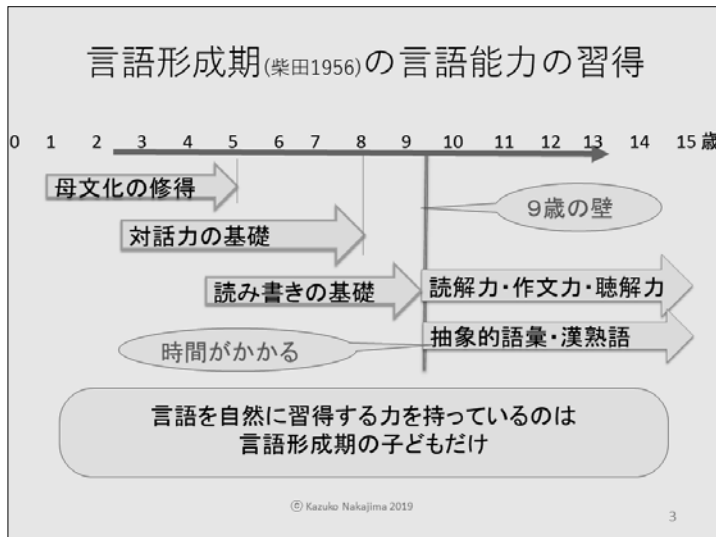
2

きょう、お話ししたいテーマは「子ども」です。まず「子ども」の定義ですが、それは「言語形成期」の幼児・児童・生徒という意味です。言語形成期の子どもは、特殊な言語習得力を持っています。自然に自分自身で言葉を分析して使う力があります。その力を活用して、**多文化共生**はもちろんのこと、**多言語共生**を目指すべきだということを私は提言させていただきたい

と思うのです。子どもに日本語を教えるのを、「年少者日本語教育」と言ってひとくくりにされますけれども、実際は4種類あります。そして、その中の2つ、「継承語としての日本語教育」と、「第二言語としての日本語教育」は車の両輪であると言えます。つまり、外国人の子どもが生きて行く上で必要なのが、親から受け継いだ「継承語」と「日本語」で、この両言語を育てることが非常に大事だということです。

次に、この講演のタイトルに「海外の実践を踏まえて」とありますが、私が住んでおりますカナダのオンタリオ州トロント市の国際語/継承語教育について簡単に紹介させていただきたいと思います。それらは公立の学校で行われているのですが、そのほかに民間の草の根のプレスクールや継承日本語学校があります。その中でユニークなのが、外務省・文科省支援の補習授業校という長年日本が海外でやっている海外教育機関です。これは非常にユニークな取り組みで、世界的に見てこういう教育機関を持っている国はないのではないのでしょうか。ですから、この補習授業校というものがどのぐらいの成果を上げているかということをお話ししたいと思います。そして、実は私は今、トロント補習授業校の高等

部の校長をしています。昨年卒業した生徒が8人いまして、その8人にそれぞれ自分の歩んできた道を振り返り、自分の中の2言語、2文化について作文を書き、それを地域の雑誌に掲載してもらおうというプロジェクトをやっています。その一人の作文を事例としてご紹介したいと思います。そして最後に、それでは2つの言語を育てる指導法というのは、モノリンガルを育てるのとどう違うかということについてということで、2つの点に触れたいと思います。1つは、日本語だけを教えるのではなく、「教科学習と統合した日本語学習」の重要性です。もう一つは、多言語を育てるという観点からの「マルチリンガル指導アプローチ」の必要性を強調したいと思います。



まず、言語形成期ですが、この用語自体はかなり古く、社会言語学者である柴田武先生が方言の研究で使われたものです。その用語を使ってモノリンガルの母語がどのように発達していくかということを図にしたのがスライド3です。ゼロ歳から15歳ぐらいまでの「言語形成期の子どもの言語能力の習得」ですが、子どもの場合、言葉を話し始める前に「母文化の修得」があります。5

歳ぐらいまでの間に、子どもは親からやっていいこと、やってはいけないことを、叱られたり、褒められたりして身につけていきます。行動規範、価値観などを自然に身につけていきます。言葉を発し始めるのは2歳ぐらいで、1対1の「対話力の基礎」というのが、大体8歳ぐらいまでに身につきます。では、読み書きのほうはどうかというと、一般的には小学校1年生からとされていますけれども、実際には4歳ごろから文字に興味が始まります。ここのところがとても大事です。学齢期前、つまり小学校1年生になる前の文字の習得というのは、「読み書きの基礎」を学ぶ上でとても大事なところです。基礎的な読み書きの力は小学校3年ぐらいまでに習得されて、それを土台に、今度は教科を学ぶ道具としての「読解力・作文力・聴解力」が身につけていきます。同時に、「抽象的な語彙・漢熟語」がふえていきます。この具体的、具象的なものから抽象的で目に見えないものを理解する力、このジャンプを「9歳の壁」と言っていますけれども、このジャンプをするのが外国人児童生徒にとって大変なことです。これには「時間がかかる」のです。

ただ「言語を自然に習得する力を持っているのは言語形成期の子どもだけ」ですので、そこを生かした日本語教育が必要になります。このような発達過程を経ているということを踏まえて、海外から来た子どもたち、あるいは日本で生まれた子が学校に入ってきた段階で母語の力がどの段階までいっているかということを把握することが教師にとって大変なことです。といいますのは、2つの言葉というのは別々に存在するのではなくて、共通面を持っています。ですから、1つの言葉を伸ばすと、伸びるのはその言葉だけでな

く、もう一つの言葉にも影響を与えます。言葉と言葉は互いに影響し合いながら伸びていくので、どこまで母語が発達しているかによって、第二言語である日本語がどこまで伸びるかということが大体予測できるわけです。例えば母語の読解力で10歳ぐらいの力があれば、この子は少し時間をかければ、いずれ日本語の読解力もそのレベルまで到達するであろうと推測できます。また、もし小学校1年の子どもが、対話力しかなくて文字学習にまだ入っていなかったら、それは日本語の平仮名、片仮名、漢字の学習で大変苦勞するだろうということが予想されるわけです。このように母語の力というのは、日本語の基礎になる、また日本語での学習の下支えになる大事な力ですので、そこを踏まえて日本語教育を行うことが大事です。

多言語育成はプラスかマイナスか

- 1960年半ばまでは、マイナス
 - ・学業不振
 - ・精神錯乱
 - ・情緒不安定
- その後はプラス
 - ・知的発達を刺激
 - ・思考の柔軟性
 - ・創造力を高める
 - ・言語感覚が鋭い
 - ・異文化理解を深める
 - ・第2/第3言語の習得に役立つ

図2 2言語の到達度による分類(カミンズ) (中島 2016:7)

© Kazuko Nakajima 2019 (Cummins, 1985: 10をもとに作成したもの。原資料イラスト：田中文字)

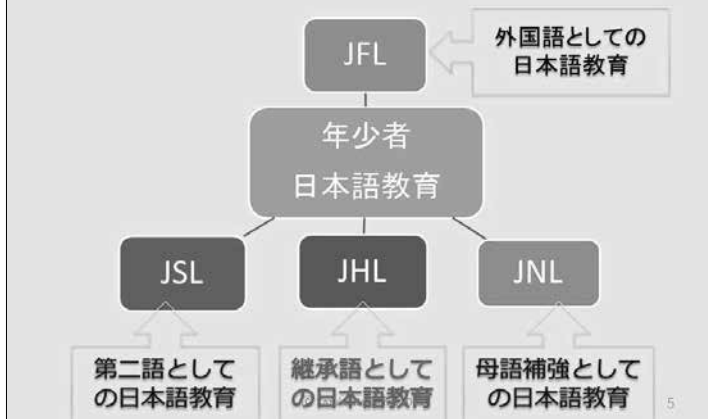
ちょっと本題からそれますがけれども、1つ以上の言葉をふやすことはプラスでしょうか、マイナスでしょうか。歴史的に見てまた世界的に見て、1960年半ばまでは、多言語育成はマイナスでした。バイリンガルに育つことが、学業不振、精神錯乱、情緒不安定、アイデンティティの混乱、二重性格等々と結び付けられていたのです。その後、

いろいろな研究の結果、プラスのほうが多くなり、バイリンガルに育つことが「知的発達を刺激する」、「思考の柔軟性」、「創造力を高める」、「言語感覚が鋭い」、「異文化理解を深める」、「第2/第3言語の習得に役立つ」というようなプラス面が指摘されるようになりました。

右のほうの自転車の絵をご覧ください。これは母語と現地語の関係を表したものです。初めの1つの車輪の場合は、日本で暮らしていくのだから母語はまあ、どうでもよろしい、日本語だけでできればまあまあという立場を描いたものです。でも、母語もできれば、それがどんなに小さい車輪であっても、より安定するというのが右上の車輪です。これらに対して、車輪が2つでバランスが取れていれば、それだけ遠くまで早く行けて、世界が広がる。しかし、両輪ともパンクしていたらどこにも行けない。といういわゆる2言語育成の状況を車に喩えて表現したものです。

外国人児童生徒の日本語教育を考えると、日本語だけしか知らない子はほとんどいないでしょう。親が家で使う言語の上に日本語を重ねていくのが普通です。日本語教育というと、スライド5の一番上は、JFL (Japanese as a foreign language)、つまり「外国語としての日本語教育」です。大人の学習者の場合はほとんどがこれですね。子どもでも「外国語としての日本語」を世界中の子どもたちが学んでいます。でも、外国人児童生徒のように親の仕事の関係で日本に来ているお子さんは、外国語ではなくて JSL (Japanese as a Second Language)、つまり「第二言語としての日本語」です。これは生活で必要

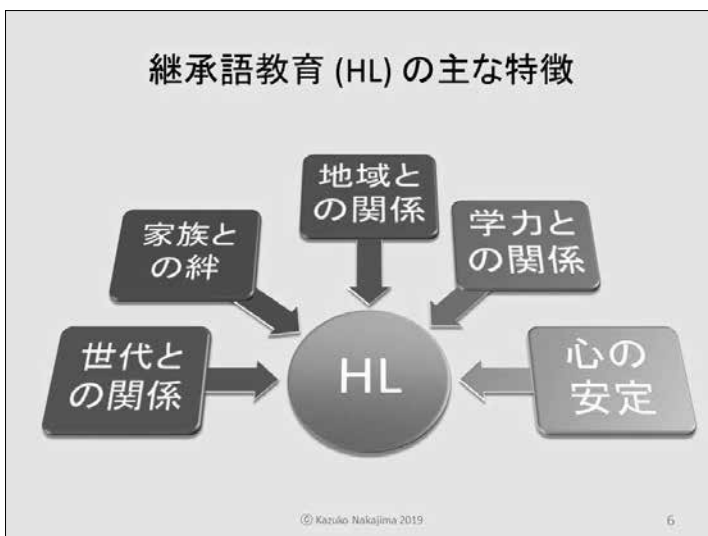
年少者の日本語教育 4 種類



とされる言語の習得で、子どもの場合は学校教育を受けるための大事なツールの習得になります。JSLの学習者は、いつもネイティブスピーカーと比較されて、ネイティブスピーカーに追いつかないと学力が身につかないということで、無理な学習を強いられています。大人には不可能なことで、子どもだからなんとかやっていると言えます。

次が、JHL (Japanese as a Heritage Language)、つまり「継承語としての日本語教育」です。親の言語を子どもに継承するための教育です。「継承語としての日本語教育」は、日本国内ではあまり聞かれない用語で、海外在住の邦人の子どもたちが必要とするものです。次のJNL (Japanese as a Native Language) も同じで、海外子女とか帰国子女が必要とする「母語補強のための日本語教育」です。

継承語教育 (HL) の主な特徴



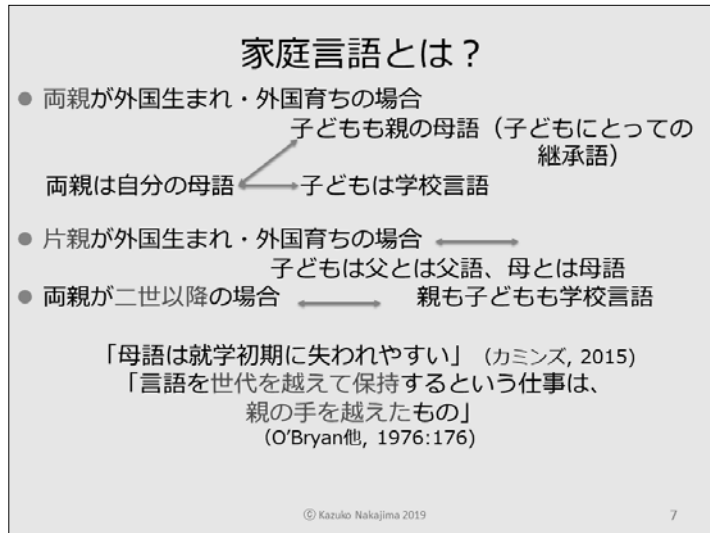
皆さんがあまり聞いたことのない「継承語としての日本語教育」は、家庭を中心にして育つものです。その主な特徴を捉えてみると、「外国語としての日本語教育」と比べて、大変複雑な内容のものだということをおわかりいただけるかと思います。まず、「世代との関係」があります。本当に日本語教育をして意味があるのは二世児です。三世児、四世児、五世児、六世児

になると、すでに親が家で現地語を使うことが多いため、親から子どもに言語を継承することが家ではできません。二世児の場合は、家で親が母語を使うため、二世児は継承語と現地語のバイリンガルに育つ可能性を持っているため、「継承語としての日本語教育」が極めて大事になるわけです。継承語は、親が家庭の中でコミュニケーションのツールとして日常の生活の中で子どもに使う言葉ですから、「家族との絆」と密接な関係があります。これが崩れると、右の最後にあります「心の安定」が崩れてしまうからです。

次に「地域との関係」ですが、地域に親の母語を話す言語グループがある場合は、子どもはそのグループの活力の影響を受けます。これをE V (エスノカルチュラル・バイタリティー) といいいますが、その活力が高ければ高いほど子どもの継承語の習得が進みま

す。

日本で、あまり知られていないのが「学力との関係」です。継承語はあったほうがいい、親の言葉は育ったほうがいいと誰でも思うようですが、その力が実際に日本語の学習を支える基礎になるということは、まだあまり認識されていません。このところを私は強調したいと思います。



「日本語教育推進法」の基本理念（スライド8参照）に「家庭言語」という用語が出てくるので、外国人児童生徒の「家庭言語」とは何かについて、ここで考えて見たいと思います。家庭言語って一体何でしょうか。特に外国人児童生徒の場合は、家庭言語というのは実にさまざま、多種多様です。例えば「両親が外国生まれで外国育ちの場合」ですが、親はどうしても母

語で子どもに話しかけますよね。そして、子どももその親の母語を使って答えるのが普通です。親の母語は、子どもにとって、親から受け継ぐ継承語です。ただ実際は、親が母語で話しかけても、子どもは学校言語で答えるということがよく起こります。例えば、中国語で親が話しかけても、子どもは日本語で答えるということです。これはちぐはぐですよ。聴く力は2言語、話すのは1言語という状況で、親が日本語がわからない場合は、意思の疎通が十分できません。一方、「片親が外国生まれ・外国育ち」の国際結婚家庭の場合は、父親の言語と母親の言語が違いますから、父親とは父の言葉、母親とは母の言葉で話すという場合があります。その場合は、すでに家の中に2つの言語があり、そこに日本語を持ち込むわけですから、家庭の中での言語が3言語になってかなり複雑になるわけです。今度は「両親が二世以降の場合」はどうでしょうか。この場合は、親も子どもも現地語を話すようになりますから、1言語使用で、家庭言語の問題はなくなります。

このような、世代の問題や家庭で使用される言語の状況を踏まえて、トロント大学のマイノリティ言語教育の権威であるカミンズ教授は、母語というのは「就学初期に失われやすい」もの、「5歳までになくなってしまう」ものと言っています。カナダは、継承語教育を最も早く取り入れた国の一つですけれども、継承語教育というプログラムをつくる前に、継承語のために税金を使うことに対してカナダ市民がどう思うか調査をしています。その結果がかなり分厚い本になっていますけれども、その1つが「言語を世代を超えて保持するという仕事は親の手を越えたもの」ということです。だからこそ、政府が支援すべきであるという結論に達して連邦政府が継承語支援を始めたという経緯があります。実際に家の中だけでは、どんなに親のエネルギー、親の熱意があっても、子どもに親の言葉を伝えることが大変難しいことだということです。学校言語のほうが子どもにとって大事な

言語になってしまうからです。

「日本語教育の推進に関する法律」
疑問点(1) [第1章第3条の基本理念]

我が国に居住する幼児期及び学齢期にある外国人等の家庭における教育等において使用される言語の重要性に配慮して行わなければならない。

- 「家庭における教育等において使用される言語」とは何か？ どうして母語ではないのか？
- 子どもは学校言語を家に持ち込むことが多いため家庭で使用される言語はさまざま

© Kazuko Nakajima 2019

8

における教育等において使用される言語」と書かれているだけであって、「母語」とは言っていないのです。今お話ししたように外国人児童生徒の家庭言語というのは、子どもが学校言語を家に持ち込むことが多いため、家庭で使用される言語は実にさまざまですから、これでは意味がはっきりしません。やはりどうして「母語」と言わなかったのかということが疑問として残ります。

母語はなぜ必要か
(カミンズ, 2015)

- 1言語よりも、2言語の方がプラス
 - ・ バイリンガリズムは、言語の発達上、教育上プラス
 - ・ マイノリティ言語で学習しても学力に損失はない
- 言語間の転移
 - ・ 母語・継承語を伸ばすことによって学校言語も伸びる
 - ・ 母語の熟達度で第二言語の伸びが予測できる
- 個人にプラス
 - ・ 家族との絆・情緒の安定・アイデンティティの確立
 - ・ 母語の否定は、子ども自身の否定
- 国益につながる
 - ・ 国の社会的、経済的、文化的、言語的資源

「日本は母語教育の不在—日本語指導の補助的役割中心」
©(野津, 2010)

9

前のスライドで触れましたが、日本語教育推進法の第1章第3条の基本理念に、こういう文言があります。「我が国に居住する幼児期及び学齢期にある外国人等の家庭における教育等において使用される言語の重要性に配慮して行われなければならない。」これを私は早とちりして、母語の重要性を認めてくれたものとぬか喜びをしたのですけれども、よく読んでみると「家庭

それでは、なぜ母語は必要なのかということについて考えてみたいと思います。カミンズ教授がまとめたものをご紹介します、先ほど触れたように「1言語よりも2言語のほうがプラス」ということがあります。「バイリンガリズムは、言語の発達上、教育上プラス」であること、そしてもう一つは「マイノリティ言語で学習しても学力に損失はない」ということです。例えば、

児童生徒が1日の授業の半分を日本語で受け、半分を例えばスペイン語で学習しているとしたら、授業時間が半減するので、英語による学力は下がってしまうのではないかと心配になる方も多いでしょう。でも、いろいろな文献や研究成果を見ますと、そういうことはないのです。母語で半日勉強して学力が下がるというよりは、むしろ学力が上がる傾向があるのです。母語が強くなればなるほど、それが支えになって現地語の習得が進む傾向があります。もう一つは先ほど少し触れましたが、2つの言語の場合、2言語が別々に育つのではなくて、共有面があるということです。つまり「言語間の転移」があるということです。ですから、「母語・継承語を伸ばすことによって学校言語も伸びる」傾向があるの

です。そして、もう一点は「母語の熟達度で第二言語の伸びが予測できる」ことです。

さらに母語を伸ばすことは、「個人にプラス」であると同時に、「国益にもつながる」と言っています。個人としてのプラスは、まず「家族の絆」・「情緒の安定」・「アイデンティティの確立」です。そして母語を否定することは「子ども自身を否定すること」につながります。そして国益としてのプラスは、「国の社会的、経済的、文化的、言語的資源」を高めることです。

これらの母語の役割に対して、「これまでの日本では、日本語指導が中心で母語教育というのは不在であった」という日本の識者の指摘があります。これまでは「日本語指導の補助的役割が中心」、つまり母語を使って効果的に日本語を教えるために母語を使用するのであって、母語自体を伸ばすために母語を使うのではないということです。私もそうだと思います。母語教育不在から、日本は、脱出する必要があります。

母語	習得順序・時期	一番初めに覚えた言語
	到達度	一番理解できる言語
	使用頻度	もっとも頻繁に使う言語
	アイデンティティ(内的)	アイデンティティが持てる言語
	アイデンティティ(外的)	人に母語話者だと思われる言語
継承語 (複数言語環境)	習得順序・時期	一番初めに覚えた言語
	到達度	学校言語のプレッシャーでフルに伸びない言語
	使用頻度	家庭中心
	アイデンティティ(内的)	アイデンティティが揺れる
	アイデンティティ(外的)	人に母語話者だと思われて恥ずかしい思いをする言語
© Kazuko Nakajima 2019		10

母語と継承語は一体どこが違うのでしょうか。フィンランド人のスクトナブ・カンガス教授が母語の定義のために使った5つの項目を使って、母語と継承語の比較をしたのがこの表です。5つの項目とは、習得順序・時期、到達度、使用頻度、内的アイデンティティ、外的アイデンティティです。母語というのは非常に定義しにくいのですけれど、この定義によると、まず母語とは「一番初めに覚えた言語」で、「一番よく理解できる言語」で、「もっとも頻繁に使う言語」で、そして「アイデンティティの持てる言語」、「人に母語話者と思われて違和感がない言語」です。

これに対して継承語というのは、親の言語が現地語と違うときに必要になるものです。つまり複数言語に囲まれて育つ外国にルーツを持つ子どもに必要なもので、一般の日本人の親や子どもには全く必要のないものです。継承語は「一番初めに覚えた言語」という点では母語と同じですが、まず「学校言語のプレッシャーでフルに伸びない言語」です。学校言語である日本語は伸びても、継承語は同じように伸びないということです。さらに継承語は使用する場所が「家庭中心」になるため、どうしても使用頻度も低くなります。そして「アイデンティティが揺れる」言語であり、ほかの「人から母語話者だと思われて恥ずかしい思いをする言語」です。自分は継承語を十分には使えない。でも、使わなければならないという責任感があるので、使えないということを非常に恥ずかしいと思うのです。

これに対して継承語というのは、親の言語が現地語と違うときに必要になるものです。つまり複数言語に囲まれて育つ外国にルーツを持つ子どもに必要なもので、一般の日本人の親や子どもには全く必要のないものです。継承語は「一番初めに覚えた言語」という点では母語と同じですが、まず「学校言語のプレッシャーでフルに伸びない言語」です。学校言語である日本語は伸びても、継承語は同じように伸びないということです。さらに継承語は使用する場所が「家庭中心」になるため、どうしても使用頻度も低くなります。そして「アイデンティティが揺れる」言語であり、ほかの「人から母語話者だと思われて恥ずかしい思いをする言語」です。自分は継承語を十分には使えない。でも、使わなければならないという責任感があるので、使えないということを非常に恥ずかしいと思うのです。

今度は、親の立場から家庭内言語について考えてみたいと思います。親の母語が大事だということは誰でもわかると思うのですが、だから子どもにも家の中で母語を使うことを強要するかというと、なかなかそうは決められない事情があります。ジレンマがあるので

親の立場から見た家庭内言語―国内の場合

- 学校で使う日本語の方が自分の母語より大事だと判断しがち
 - 片言でも家で親が日本語を使う方が子どものためになる
 - 日本人の子と同じ行動を取らないと子どもがいじめられる
- 親が、医師の面談など生活上で子どもの日本語力が必要
 - 親子の力関係が逆になる(cultural broker)
 - 子どもが主導権を持つ場合もある
- 親子の会話の質と量の低下
 - 親の母語（例中国語）で話しかけても子どもの答えは日本語になりがち（聴解型バイリンガル）
 - 片言の中国語（子ども）と片言の日本語（親）の両方で会話が成り立つため、複雑な内容の話は避ける
- 家で親とは中国語、弟/妹とは日本語
 - 子どもがバイリンガルに育っていることを親は誇りに思う

© Kazuko Nakajima 2019

11

す。なぜなら親は子どもが日本の学校で成功してもらいたいと願うからです。「片言でも家で親が日本語を使うほうが子どものためになる」のではないかと考えるからです。それから、これは日本特有の行動パターンだと思うのですが、「日本人の子と同じ行動をとらないと、子どもがいじめられる」のではないかという危惧です。このため、

なかなか母語を保持しようというところまでいかないことが多いようです。もう一つ大事なことは、親の日本語習得は、そんなに成果が上がるものではなく、子どものほうが日本語習得が早いことです。このため、日常必要における大事なこと、例えば医師との面談とか市役所の登録とかがあると、必要に迫られて、子どもの日本語力を必要とするのです。これはカルチャラル・ブローカーと言って、実際に世界中で起こっていることですが、親が子どもの日本語力に頼ることで、こうなると、「親子の力関係が逆」になります。親が子どもをコントロールする力を失ってしまうのです。親の権威が失墜して、「子どものほうが主導権を持ってしまう」こともあります。

そうすると、「親子の会話の質と量の低下」が起こります。子どもが学校生活に根をおろして学校言語である日本語がだんだん強くなってくると、母親が母語（例えば、中国語）で話しかけても、子どもの答えは日本語という形になります。日本語のほうがさっと口に出てきてしまうということです。このちぐはぐの状況を、「家はバイリンガルよ」と言った親がいました。確かに2つ言語を使っているからバイリンガルなのですね。でも、どんなバイリンガルかというと、聞く力だけバイリンガルで、口から出てくるのは1言語だけということで、私はそれを「聴解型バイリンガル」と呼んでいます。この習慣がついてしまうとなかなか直りません。前に触れましたが、後ほど、補習授業校卒業生の雑誌記事を読みますが、それは、こういう状況になったために、大学生になってもまだアイデンティティに苦しむ中国人の作文です。片言の中国語（子ども）と片言の日本語（親）の会話であるため、校友関係の問題とか、恋愛とか、進学とか深刻な人生の問題など、複雑な内容の話は避けるようになります。

また家の中で、親とは中国語、弟/妹とは日本語と、世代で言語使用パターンが分かれることもよくあります。これを親はできるならコントロールしたほうがいいのですが、逆に子どもがバイリンガルに育っていることの証と親が解釈して、それを助長するケースもあります。このように家の中の言語の選択は非常に複雑で、親への啓蒙が大事な分野だと言えます。

今度はこういう問題に関して、カナダのオンタリオ州ではどのように対処をしているかというお話をさせていただきたいと思います。カナダには連邦政府レベルで言語に関する

カナダのオンタリオ州の事例

仏イマージョン教育

- 公用語法 (1969)
- 英語と仏語のバランスをとるのに5,000~6,000時間 (K-G5)
- 聞く・読むはネイティブ並み
- 効果的なのは早期トータルイマージョン
- 沈黙期が1年半ぐらい
- 母語話者児童生徒との自然な交流がないこと

国際語教育

- 多文化主義法 (1988)
- 「継承語」から「国際語」に変更 (1990)
- マイノリティ言語教育
- 混合クラス
- 指導ストラテジー
 - ・ Differentiated Instruction
 - ・ 教科学習との統合
例 Financial Literacy
 - ・ Project-based learning
 - ・ マルチリンガル指導法

© Kazuko Nakajima 2019

12

援が始まりました。経営費の大体10%は連邦政府が支援すべきだという方針を立てたのです。その後教育の主導権を持つ州が、継承語支援で主導権を持つようになり、オンタリオ州では、親が25人集まって〇〇語の継承語クラスをつくってほしいと申請すると、地域の教育委員会がそのクラスをつくらなくてはならないということになっています。州は週に2時間半、生徒25人に対して1人の教員の給料を負担するという支援をしています。

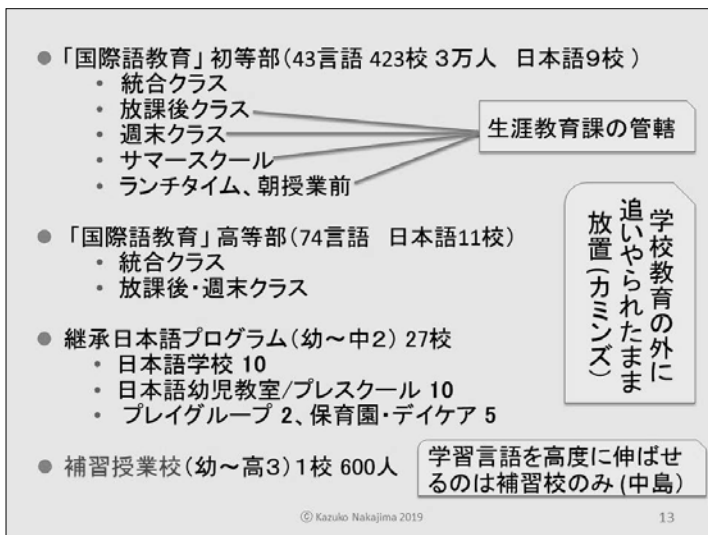
カナダはイマージョン教育の発祥の地で、英語を家で話す子どもが、学校で幼児期にゼロからフランス語を習い始めて、小学校5年生、6年生になるとフランス語と英語の力が大体同じぐらいのレベルになるということがわかっています。それには、5,000時間から6,000時間の授業時間が必要だそうです。「読む」と「聞く」は母語話者レベル、「話す」と「書く」は母語話者に近い力になるということです。いろいろな種類のフランス語教育があるのですが、もっとも効果的なのが、幼児から始める「早期トータルイマージョン」です。大変興味深いのは、子どもの自然習得の力をフルに活用しているところです。例えば、5歳児のクラスに行くとフランス語を話しているのは教師だけ、子どもは何語を使ってもいいのです。絶対に強要しません。この形でフランス語を毎日クラスで聞かせていると、9月から始めて翌年の11月ぐらいになると、つまり1年半ぐらいの「沈黙期」のあと、ぼろっぼろっとフランス語が子どもの口から出てきます。子どもに任せるということですね。

ただ、このイマージョン教育にも欠点があります。それはフランス語を話すのは先生だけで、フランス語の母語話者児童がいないことです。つまり、あくまでも教室の中での習得です。日本の外国人児童生徒の場合は、毎日学校で日本人の子に囲まれているわけですから、日本人の子どもとの交流を増やすことによって、自然習得がずっと進みやすい状況だと思います。

一方、国際語教育のほうはどうでしょうか。財政が逼迫したリーマンショックの後、継承語から国際語に名前が変わりました。「国際語」というのは「外国語」と同じ意味です。継承語から国際語に変更したということは、国際語教育の中に継承語教育が組み込まれたということです。だからクラスには外国語として学ぶ子どもと継承語として学ぶ子どもと、両方がいるということです。「混合クラス」になっているということです。そのための指導ストラテジーがいろいろ開発されていて、全体授業をすると同時に個々の学習者にも対

応する「個別化指導」(differentiated instruction)や、教科の中のテーマに焦点を当てる「教科統合アプローチ」などが主流になっています。その中で私が非常にカナダ的だと思う教材があります。それは、「フィナンシャルリテラシー(financial literacy)」で、幼児から高校生までを対象にした金銭に関する教材です。幼児の場合は10円(硬貨)とか千円札(紙幣)とか貨幣の名前を覚える、それから段々に(お)小遣いの話、貯金をすること、銀行口座を開くこと、高校になると起業をテーマにしたグループによる「プロジェクト学習」など、年齢に応じたフィナンシャルリテラシーの教材ができています。

またカナダには、「アイデンティティテキスト」という名称の「マルチリンガル指導アプローチ」の取り組みがあります。まだ英語が未熟な段階から、自分の個性をあらわす作品を、母語を含めた複数言語で作成することです。作文でも、ストーリーでも、映画でも、絵1枚でもいいのですが、日本語で書いて(人の助けをかりて)英訳をつけるという「マルチリンガル指導アプローチ」が提唱されています。



では、国際語教育という継承語と外国語が一緒になった状況で、どういうことが行われているかといいますと、初等部と高等部に分かれていまして、初等部で教えている言語は43言語です。大体年間3万人の子が423校で国際語を勉強していて、日本語を開講している学校は9校です。授業の時間帯はいろいろで、例えば、中国人が集住している地域の場合は、授業時間内

で中国語を教えるという「統合クラス」です。その他は放課後、週末、サマースクール、ランチタイム、朝の授業前など、あらゆる時間を使って継承語を教えています。それがどれも「生涯教育課」の管轄になっています。なぜかという、43言語もで、教員免許がある母語話者教員を雇うのは不可能だからです。生涯教育課になると資格がかなり緩やかになるのです。高等部になると74言語がリストに載っており、その中から地域のコミュニティーと関係のある言語を学校が選んで教えています。日本語が学べる高校は11校で、初等部と同じように、統合クラスと放課後・週末クラスがあります。

以上は学校教育の中にある国際語コースで、高等部の場合はこれらが高校の単位になります、このほかに民間の「継承語プログラム」が、幼児から中学校2年生までを対象に、トロント近郊に27校もあります。日本語学校が10校、幼児教室やプレスクールなどが10校、保育園やデイケアが5つ、非定期の歌やお話などのプレイグループが2校あります。これら全てが日本語を強めると同時に、英語を伸ばすのにも役に立っているわけです。

このような状態を見て、多言語の共生社会をつくるために、学校教育の中で継承教育をするべきだという主張をしてきたカミングス教授は、ついに「学校教育の外に追いやられた

国際語（高等部）教師の悲鳴

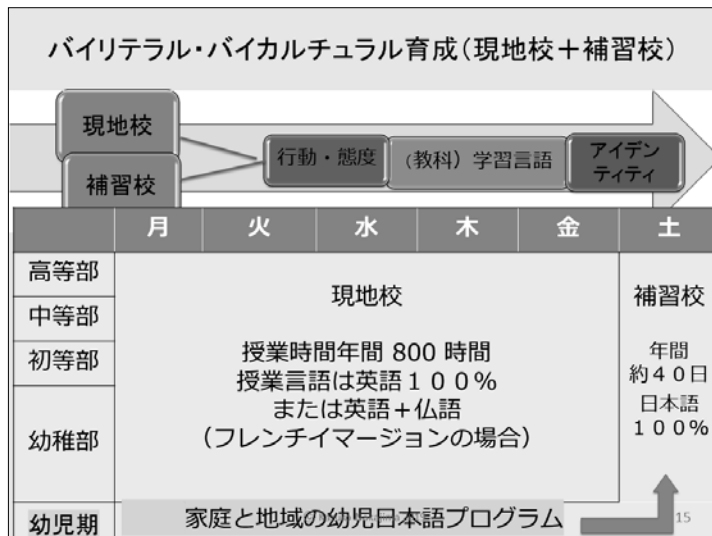
「今年[1996年]は10年生と11年生の二つのコースを開催、両方合わせて30数人の生徒でスタートした。10年生のコースを終えて上がってきた高校生のほか、大学生、成人もいるし、日系の子どももいる。正規にはクレジット・コースには入れない年齢の子どももいる。10年生のコースには親子で通ってくる場合もある。...（中略）...噂では「土曜日のクレジット・コースは費用がかかりすぎるので取り止め」になる可能性もあり、高校までの日本語教育をこの地で「絶滅」させないためには正規のコースに格上げをする必要があると考えている。しかしそのためには、日本語を教えられる教員免許を持った先生が必要である。しかし今のところそのような人は見当たらないし、期待もできない状況である。」（高橋1997, p.38）

© Kazuko Nakajima 2019

14

ありません。スライド14は、いかに混合クラスを教えるのが困難か、将来に向けての不安があるか、高等部の1教師が表現しているので、スライド14に引用しました。

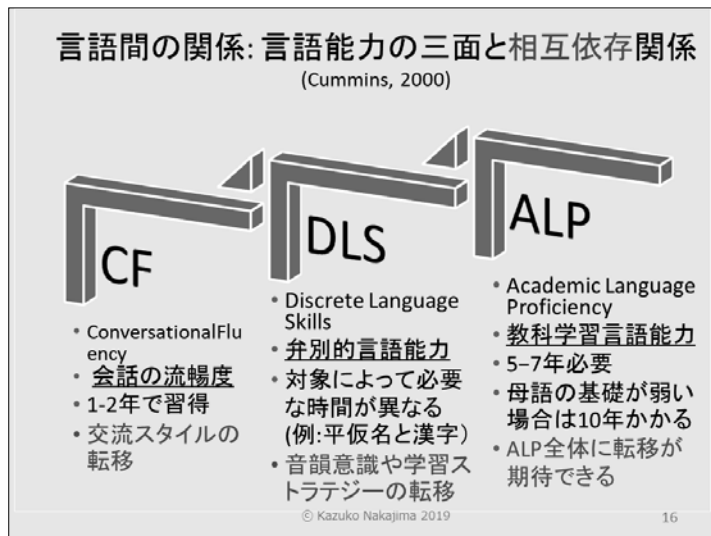
こういう状況の中で、継承語の保持伸張で最も効果を上げているのが補習授業校です。トロント補習授業校は、幼児から高校3年までで現在在籍数は約600人、そのうち高校生は約40人です。同じ週末教育機関ですが、国語・算数・理科・社会の4教科を日本語で教えているので、日本語の(教科)学習言語が育ちます。学習言語を高度に伸ばしているのは補習校だけとも言えます。



補習校がどういうものかということですが、私は補習校教育をバイリテラル・バイカルチュラル育成教育と呼んでいます。月曜日から金曜日まで現地校で英語で学んで、土曜日に日本語で補習校で学ぶわけですが、これを組み合わせとして見ていくと、現地校と補習校の組み合わせで育つのは、2つの違った行動パターン・態度であり、また2言語を通して育つ(教科)学習言語とアイデンティティだと思います。実際は、現地校は年間800時間、補習校は年間40日で極めて少ないわけですが、補習校の強みは、幼児期また学齢期を通じて家庭の支援があることです。その母語の支えのもとに、土曜日の教科学習によって日本語の読解力・作文力・聴解力、抽象的語彙が伸び、それが現地校の英語による学習と相まって、高度の学力に繋がるのではないかと思います。先ほど言ったように、後ほど卒業生の雑誌記事を読みますので、どのぐらいのレベルの力が育っているか、皆さんご自身で判断していただきたいと思います。

次に、言語能力には3つの面があり、それぞれの面によって2言語の関係が違います。

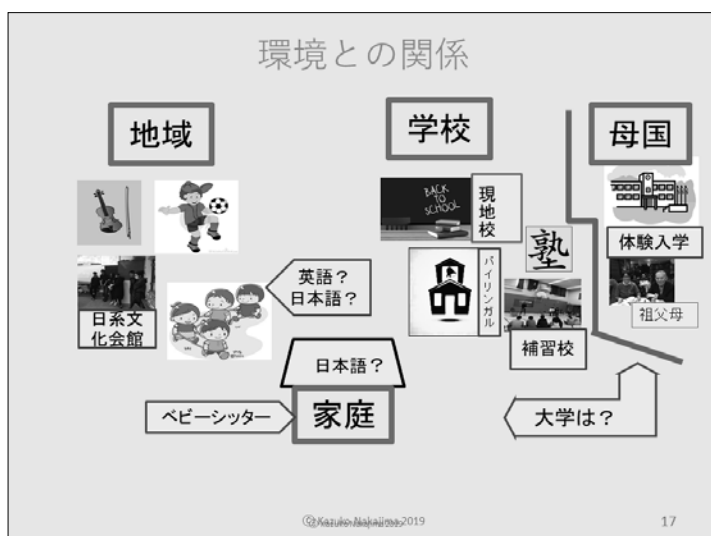
生活言語と学習言語という違いはすでに日本に定着していますけれども、それを提唱したカミンス教授が3面に変えたものです。



3面というのは、「会話の流暢度」(Conversational Fluency)、「弁別的言語能力」(Discrete Language Skills)と「教科学習言語能力」(Academic Language Proficiency)です。「会話の流暢度」は1、2年で習得できるものです。「弁別的言語能力」は、言語によって、また学ぶものは何かによって必要な時間が違ってきます。例えば漢字の習得には何年もかかります

が、平仮名の習得には1年もかからないのが普通です。教科学習言語能力は、5年から7年と非常に長い時間がかかりますが、母語の基礎が弱いと7年から10年かかると言われています。

「教科学習言語能力」は、教科学習に必要な言語能力ですから、全面的に転移が期待されます。日本語の教科の学習言語能力を伸ばしたければ、母語の「教科学習言語能力」をしっかりさせることが早道です。日本の外国人児童生徒対象の日本語教育では、どうしても「弁別的言語能力」が中心になりがちですね。まず単語を知らないし、文字も書けないし、文法も知らないから、それをまず教え込まなくてはならないと考える傾向があり、語彙・文字・文型などを習った後で、やっと「教科学習言語能力」へという道筋ができていくように思われます。ただこれは問題で、子どもにいくら「弁別的言語能力」を教えていても「教科学習言語能力」にはつながらないのです。「教科学習言語能力」に取り組みながら、語彙や表記や文法など「弁別的言語能力」を強めるという方策のほうが効果的だと思います。もちろん「会話の流暢度」や「弁別的言語能力」にも2言語間の転移がないわけ



けではありません。会話力で転移するのは「人との交流スタイル」、「弁別的言語能力」では音韻意識、学習ストラテジーが転移します。例えば、漢字をよく勉強する子どもは、英語のスペリングの学び方も得意というようなことです。

もう一つ大事なことは、環境との関係です。これはカナダで私が子育てをしたときの環境を

図にしてみたものです。まず家庭でどの言葉を選ぶかで親は迷います。そこを適切なアドバイスを得て、母語を守るという方向に舵をとることが非常に大事です。私は大学の仕事があったため、ベビーシッターに頼らざるを得ない状況でした。英語を話すベビーシッター、日本語でもお年寄りの方の日本語、あるいは若い女性の日本語、というふうにいるいろいろなベビーシッターにお世話になりました。海外在住となると、隣近所で日本語を話すこともないし、町に出ても日本語を話す機会などありません。いろんな人の日本語に触れられません。ですから、初めての家族以外の触れ合いとしてベビーシッターが大事になります。次が、保育園です。日本語の保育園があるので、英語の保育園にするか、日本語の保育園にするかの選択が問題になります。さらに習い事があります。それも日本語でやるか、英語でやるか、選ぶことができます。

中高生になると、日系文化会館のような日系コミュニティのさまざまな活動があり、それに参加するかどうかによって日本人としてのアイデンティティなどに違いが出てきます。もちろん学校の選択もあります。公立の現地校か私立のバイリンガル校か、塾を選ぶか補習校か、というようなチョイスがあります。もう一つ大事なものは母国との関係です。子供にはホスト国とホーム国の両方が必要で、ホーム国との関係が緊密であればあるほど、親の言葉を学ぶ意味が子どもに分かりやすくなります。ですから、祖父母に会うとか体験入学するなどは、海外で育つ子どもにとっては貴重な経験になります。

日・英作文力調査
ー トロント補習授業校小中学生ー
(中島2014; 中島・佐野 2015)

- 対象 336名
- 国際家庭 (31.7%), 国際児 G1-5(35%), G6-7(21%), G8-9(10%)
- 担任監督のもと日本語作文, 翌週英語作文(40分)
- テーマは「カナダについて」(日英同題)
- 質的評価7項目(4段階評価)と量的分析6項目
- 主成分分析 (PCA) をしてPCAスコアを比較対照に使用

結果

- 1) 「作文の長さ」「語彙の多様性」「構文の複雑さ」「表記上の誤用」で中度の相関 ($r = .47 \sim .57, p < .001, n = 249$)
- 2) 共有されていた作文ストラテジー
 時間配分、書字・表記の正確度、段落構成、文章構成(イントロと結語の有無など) など

© Kazuko Nakajima 2019
18

そこで、日本語と英語のように言葉も思考パターンも文化も大きく異なる2言語の場合にも、転移は起こるのだろうか疑問をもたれる方もいらっしゃるでしょう。日本語と英語のように表記法が異なる2言語で、転移という関係があるかどうかを検証したのが、このバイリンガル日・英作文調査です。トロント補習授業校の小・中学生全員336名を対象に調べたものです。当

時は約30%強が国際結婚家庭の子どもでした。作文は、担任教師の監督のもと授業時間40分使ってまず日本語で、次の週、英語で作文を書いてもらいました。テーマは、「カナダのことを知らない人にカナダについて説明してください」です。英語と日本語と同じ題で書いてもらいました。この作文を質的評価7項目、量的分析6項目で分析し、また主成分分析をしてPCAスコアで両言語の作文力の比較ができるようにしました。結果わかったことですが、日本語と英語のように表記法その他が大きく異なる2言語間でも、「作文の長さ」、「語彙の多様性」、「構文の複雑さ」、「表記上の誤用」などの項目で、中度の有意の相関が見られました ($r = .47 \sim .57, p < .001, n = 249$)。ということは、例えば、短い作文しか日本語で書けない子どもは、英語でも短い作文、長い作文の書ける子は英語でも長い

作文を書くという傾向が見られたということです。構文の面でも同じで日本語で複雑な構文が使える子は英語でも複雑な文を書く傾向があり、表記上の間違いが多い子は、両方の言語でその傾向が見られたのです。

また作文を書く上でのストラテジーも共有されていました。どのようなストラテジーが共有されていたかという点、まず「時間配分」です。時間内に日本語の作文を書き上げられなかった子は英語作文も時間内に終わらない子が多く、「書字・表記の正確度」でも、日本語作文で字が乱暴で間違いが多い子どもは、英語のスペリングも乱暴で間違いが多く、名前を見なくても誰が書いたかわかるような作文もありました。「段落構成」も全く段落がない日本語作文を書く子は、英語作文でも段落がない作文を書く傾向が見られ、「文章構成」でも書き出しと結語がないなど、両言語で同じ傾向が見られました。

(続) 日・英作文調査

- ALPが発達するG6-9 (82名) を取り出して日英作文力の関係を分析
- 短期滞在グループ(2年以内 30名)、中期滞在グループ(3年～7年28名)、長期滞在グループ(現地生まれを含む 22名)に分けて分析

結果

- 1) 両言語PCA間の相関係数は中度弱の相関 ($r=.410, p<.001, n=82$)
- 2) 短期の英語作文力は標準値50周辺に集まる。日本語作文力も半数近くが標準値以下。日・英作文力に高い相関関係が見られた。 ($r=.650, p<.001, n=30$)
- 3) 中期は2名を除いて全員標準値を越え、両言語とも右肩上に集中。両言語のPCAの差が少なく、両言語とも作文力が最も高い。
- 4) 長期は、英語が全員標準値を越えているが、日本語は約半数(52%, 12名)が標準以下。2言語の作文力の格差が大きい。

© Kazuko Nakajima 2019

19

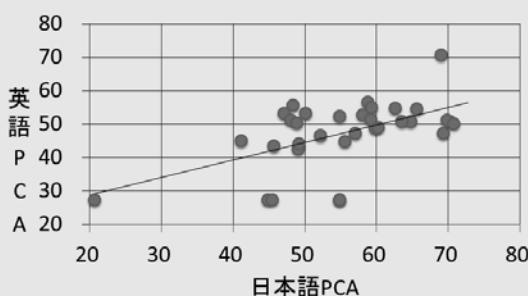
以上を踏まえて、さらに小学校6年から中3までの82名のバイリンガル作文を対象に、滞在年数との関係で3つのグループに分けて、両言語の関係を調べてみました。「教科学習言語」が最も伸びるのがこの年齢で、「入国年齢」は母語のレベルを知る上で重要であり、「滞在年数」も英語の伸びを知る上で大事な要因です。この調査では、「滞在年数」を軸にして「短期

滞在グループ」「中期滞在グループ」「長期滞在グループ」の3つに分けました。「短期滞在グループ」は、カナダに来てまだ2年以内の子どもたち30名、「中期滞在グループ」は日本に来て3年から7年になる子どもたち28名、そして「長期滞在グループ」は、カナダに来て8年以上になる子どもたち22名で、その中にはカナダ生まれの子どもも含まれています。

G6-G9の短期滞在グループ

英語作文力と日本語作文力との関係

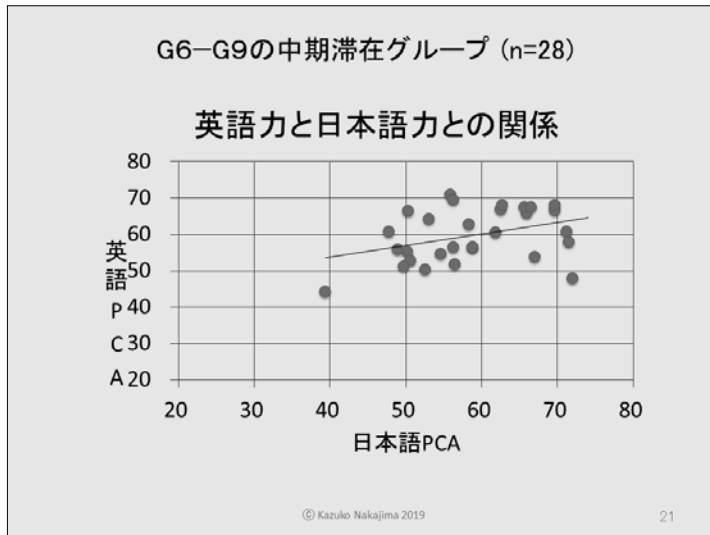
(有意相関 $r=.650, p<.001, n=30$)



© Kazuko Nakajima 2019

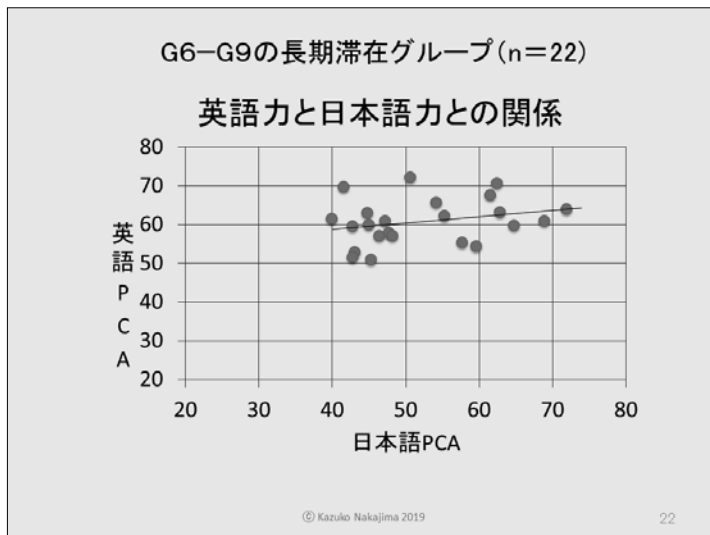
20

結果ですが、まず82名全体の英語作文のPCAと日本語作文のPCAとの関係を調べてみると、中位に近い相関が見られました ($r=.410, p<.001, n=82$)。次に英語作文力と日本語作文力との関係ですが、スライド 20、21、22 のグラフをご覧ください。スライド 20は、カナダに来てまだ2年以内の「短期滞在グループ」の結果です。横軸が日本語P



CA、縦軸が英語PCAで、50が標準値です。もしグラフの右上に黒点が集中していたら、英語も日本語も標準値以上で、書く力が2言語ともよく育っているということになります。その反対に、左下に黒点が集中していると、作文力が両言語とも標準以下ということになります。

「短期滞在グループ」の場合は、英語作文力が標準までは届いていませんが、日本語のほうは、まだ日本を出て2年以内ですから、日本語の作文力が高いことが予想されたのですが、標準値に届かなかった子どもが12名もいました。ただ興味深いのは、英語作文のPCAと日本語作文のPCAの相関関係が極めて高かったことです ($r=.650, p<.001, n=30$)。要するに、日本語の作文力がある子どもは、英語の作文力の伸びが早いということを示唆しています。



次にスライド21の「中期滞在グループ」の結果ですが、右上に黒点が密集していますね。滞在年数が3年から7年になると、両言語の作文力がどちらも高度に伸びるということを示しています。5歳から小学校3年までの間にカナダに来た子どもたちで、英語に触れる前に、日本語の基礎が出来ていたことがこのような結果につながったと推測できます。

最後にスライド22の「長期滞在グループ」ですが、この中にはカナダ生まれの子、5歳以前にカナダに来た子も含まれています。結果は、英語の作文力は例外なく全員標準値を超えているのに対して、日本語の作文力は、半数以上が標準値まで届いていません。ただ、いずれも標準値に近い数値で、さすが長年補習校で頑張ってきた生徒ならではの結果で、その努力は評価すべきかと思います。

次に、先述したように、補習授業校卒業生で現在大学1年生の雑誌記事を読ませていただきます。この生徒は、現在トロント大学の工学部の1年生です。東京生まれで10歳でカナダに来ました。両親中国人、お子さんによると母親は日本語に堪能だそうです。幼児期は日本語使用の保育園に通い、家では両親が中国語で話し、当人は日本語で応答、弟とも日本語で話していたそうです。学習言語は、日本では日本語、カナダでは英語、日本語学習を補習校で小5から高3まで続けた生徒です。その間、日本に帰国したことはたぶんな

補習校卒業生の声 (Li, 2019)

李 多園さん トロント大学工学部

- 背景：東京生まれ、10歳で来加、両親中国人、
母親は日本語に堪能
- 幼児期： 日本語使用の保育園
- 家庭言語： 両親は中国語で話すが、当人は日本語で応答、
弟とは日本語、来加後、最近は英語が多くなる
- 学習言語： 日本では日本語、カナダでは英語、日本語学習
を補習校で続ける
- 日本帰国： 不明 大学生になってから日本でインターン
- 補習校： G5ーG12
- 地域日本人との交流： 不明
- アイデンティティ： 現在努力中、中国人のアイデンティ
ティを取り戻そうと努力している

© Kazuko Nakajima 2019

23

自身が、「子どもの立場から振り返る」というテーマの連載です。

私の経験

私は日本で中国人の両親のもとに生まれ、10歳まで東京に住んでいました。地元の保育園と小学校に通い、日本人に囲まれた環境で育った私は、日本を母国と認識し、ごく普通の外国人の親を持つ日本人として過ごしました。小学5年生のときに家族とカナダに移住し、補習校に通うことで日本語を維持してきました。カナダに來たばかりのときは一言も話せ



なかった英語も上達し、今ではほぼ母国語並みに理解し、話すことができるようになって
います。そんな私は、自分はバイリンガルだと確実に言えます。しかし、私の場合、中国
にルーツがあるので、バイリンガルであるだけでは不十分です。実際、私の生い立ちを聞
いたほとんどの人が、トライリンガルすごいいねと言います。トライリンガルにほど遠い
(英語と日本語と中国語4分の1ぐらい)、私は毎回居心地が悪くなり、特に接点のあま
りない人には大抵苦笑いで返してしまいます。(余談ですが) たまにカナダ人はフランス
語をぺらぺらだと思っている人がいて、4カ国語できるクアドリンガルだと思われま
すが、そのときは本当に何も言えません。

バイリンガルの失敗作？

日本に住む中国人として日本語と中国語のバイリンガルになれる環境に生まれ育ったにもかかわらず、私は中国語をうまく身につけられませんでした。その要因は、私が中国人としてのアイデンティティや誇りを持てなかったことだと思っています。特に幼少期は両親が仕事で忙しく、家においては中国語を話す機会も少なかったことから、自然と自分は

日本人だと思うようになりました。日本の学校教育では、皆が同じであることが強調されていたので、私は人一倍違いに敏感になってしまったところもあります。両親が中国語で話しかけてくれているにもかかわらず、自分の中国人としてのルーツに反感を持っていた私は、常に日本語で返答していました。それが習慣となってしまう、今もほとんど親とは中国語で話しません。中国語に対して苦手意識が出てきてしまい、中国人として誇りを持てなかった私は、中国語教室に通っても自分の中国語が周りに比べて劣っていると感じて挫折、ごく一般の日本人として過ごしていきたいという思いがまさり、違和感なども見て見ぬふりをしてきました。

カナダに来て

そんな私はカナダの多文化社会に助けられました。トロントのフィンチに引っ越してきた当初は英語ができなかった私ですが、中国語を理解できたので、日本人だけではなく、中国人とも交流ができました。さらに、さまざまな出身地や生い立ちを持つ人に囲まれ、自分の境遇はそんなに特別ではないのだと思うことができました。皮肉なことです、当時はみんなと同じであることを認識でき、ほっとしました。その後、郊外に引っ越した私は、中国系やインド系カナダ人、アジア人の区別が得意ではない白人などたくさんの人と出会いました。自分の、あるいは親のルーツを大切にする人たちに囲まれる中、私も自分の中国人としてのルーツを前向きに受け入れ始めることができました。しかし、幼少期に一度持ってしまった認識は、そう簡単に覆せません。頭ではわかっているのに、とっさに自分のルーツを否定してしまったり、嫌悪感や罪悪感を抱いてしまうことは少なからずあります。これは少しずつ人として成長するしかないとは私は考えています。とりあえず今は、中国人のルーツや出身地である日本、住みなれたカナダ、そのことに複雑な心境を抱いてしまっていることも含めて、それぞれが現在の自分をつくり上げた個性の一部であり、未来の自分をつくる可能性であると前向きに思うことにしています。

バイリンガル・トライリンガルになるには

人には個性があり、向き不向きがあり、価値観があります。私の経験がすべての(むしろほとんどの)子どもに当てはまらないと思うし、それは良い面も悪い面もあるかもしれません。数は少ないですが、私のように日本・祖国・英語圏の国に関わりを持つ人に何人か会ったことがあります。上手く3か国語が話せ、3カ国の文化や習慣にバランスよく関わる人もいれば、祖国よりも日本人であることを重要視した人もいます。どれが良くて悪いのかは周りがどうこう言うことではないとは私は思います。大切なのは、自分の価値観と変えられない事実をいかに上手く組み合わせ、自信が持てるアイデンティティを持つことだと思います。4分の1こっちの国、4分の3はこっちの国、と数学的に振り分けても良いし、文化的にはこっちの国だけと言語的にはこっちの国、と分野ごとに分けても良い。自分は〇〇系〇〇人と2つのコミュニティーの中間的な一員と名乗るのも良い。それができることによって、意欲的に言語を伸ばそうとしたり、文化に関心を持てるようになったり、自分と似ているが少し違う境遇にいる人たちと真に接することができるようになったりできると思います。

いまの私、これからの私

グローバル化が進むいまは、私にとってとても住みやすい社会です。多様なバックグラウンドを持つ人が通うトロント大学では、个性的かつ協調性のある一員になれつつあると思うし、中国からの留学生とも言語は英語ですが、中国人同士として交流ができています。現在は日本で中小企業のインターンをしています。自由度が高い職場で、窮屈に思うこともありません。まだ自分のアイデンティティに百パーセント自信を持てているわけではないのですが、そこは、日々精進です。

マルチリンガル指導アプローチ

(Cummins & Persad, 2014; Cummins, 2019)

- 単語や文字や文型ではなく、教科内容を教える中で、言語を習得する「教科統合型日本語教育」
- マルチリンガル指導アプローチ

右図のような取り組みを

1. 学校の中で行う
2. 複数言語で行う
3. 聴衆の前で発表する
4. ITを使って作品を広める
5. ホーム国の祖父母や親類にも見てもらう
7. 日本人生徒とグループで行う



© Kazuko Nakajima 2019 25

実はこれは小島祥美先生の素晴らしい取り組みの新聞記事なのです。これを使わせていただいてカナダの「マルチリンガル指導アプローチ」の特徴について説明したいと思います。この映像はご覧のとおり、日本の大学生が外国ルーツの小・中学生とペア/グループになって、日本語で作文を書くのを手伝っているところです。課外活動で、活動の場所は学校の中ではありません。

カナダの「マルチリンガル指導アプローチ」は、このようなプロジェクトを「学校の中でやる」こと、そして「日本人の小・中学生も含めてやる」こと、しかも日本語作文だけでなく、必要ならば保護者などの助けを得て、母語も含めた「複数言語で行う」こと、その後書いた作文を「クラスメートの前で発表する」、「ITを使って作品を広める」、「ホーム国の祖父母や親類にも見てもらう」こと、などが推奨されています。マルチリンガルであることへの誇りと自尊感情を育てるのが狙いだからです。さらに、このような取り組みが、外国人児童生徒に対する学校教師の認識を前向きに変えること、外国人児童生徒の保護者に学校の中で居場所を与えることなどが重要だと考えられています。

もう一つ大事なものは「教科統合型アプローチ」です。単語や文字や文型の学習を中心に

マルチリンガルを育てるための支援

【法的整備】

- ・ 「日本語教育の推進に関する法律」(2019)
- ・ 日本語教育能力判定をして「公認日本語教師」(2020?)
- ・ 2 重国籍による差別 (例JET プログラム, 大学奨学金制度)

【財政的支援】

- ・ 校舎借用費援助・教員報酬援助・教材・備品購入援助

【教育的支援】

- ・ カリキュラム・教材・ワークブック等・IT 関係
- ・ バイリンガル・マルチリンガル教育理論の普及

【間接的支援】

- ・ 認証・表彰等の授与 (例 カナダのPLAR, 米国のSeal of Biliteracy), 親の努力と貢献を認知すること
- ・ 母子手帳プロジェクト・保護者啓発用パンフレットの作成
- ・ 当事者主導のネットワークづくりへの支援

26

するのではなく、教科内容をぶつけて、その内容に興味を湧くように様々なやりとりをする中で、必要に応じて語彙・漢字や構文を教えるという、いわゆる「教科統合型アプローチ」が、やはり子どもには一番適していると思います。

母語プラス、日本語のマルチリンガルを育てるために必要な支援がだんだん日本でも整って

きていると思います。「法的整備」では「日本語教育推進法」が制定され、来年は「公認日本語教師」が誕生するかもしれません。「財政的支援」や「教育的支援」では、「バイリンガル・マルチリンガル教育理論の普及」が日本でもっとも遅れているように思います。また私がここで強調したいのは「間接的支援」です。母語を保持するかどうかは当事者が決めることで、日本人ができることは「間接的支援」になります。当事者である子どもと親を励ますための様々な取り組みが必要です。母語保持努力を認める「認証・表彰等の授与」、またカナダのように民間の継承語学習が高校の単位になるシステムも望ましいと思います。中でも私が最も大事だと思うのは、「当事者主導のネットワークづくりへの支援」です。母語に関しては当事者である保護者がネットワークをつくって、互いに助け合う、励まし合うことが大事で、それを間接的に援助するのが日本人にできることだと思います。

おわりに

- 年少者と成人との差の認識
- 「日本語モノリンガル」ではなく、「日本語＋継承語」のバイリンガルを育てること
- 母語・継承語を強めて、それを下支えに高校教育に耐える日本語力を育成すること
- 学習支援は幼児から（小1からでは遅すぎる！）
- 入国年齢と滞在年数を踏まえた調査が必要
- 外国人住民の主体性を生かした間接的支援を！
- 年少者は日本の将来の人的資源であり、言語資源である

© Kazuko Nakajima 2019

27

最後に繰り返しになりますが、大事なことはまず日本語習得において「年少者と成人とは違う」という認識です。さらに「日本語モノリンガルを育てるのではなくて、日本語＋継承語のバイリンガルの育成」を目標にすること、また日本語指導も母語指導も1年生からでは遅過ぎること、「学習支援は幼児から」する必要があります。さらに外国人児童生徒に関する調査で、入

国年齢と滞在年数に関するデータを見たことがありません。具体的な学習計画を立てる上で必要不可欠な情報なので、共有すべき情報として加える必要があるでしょう。最後に、少子・高齢化に歯止めがかからない今日の日本では、国内でもまた国外でも、国籍を問わず、「年少者は日本の貴重な人的資源であり、言語資源である」ということを強調して、私のお話を終わらせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

セッション 1

「地域における日本語教育の現状と対策について」



登壇者

【外国人集住都市会議会員都市】

愛知県豊田市長 太田 稔彦

愛知県小牧市副市長 伊木 利彦

三重県鈴鹿市長 末松 則子

【省庁関係者】

出入国在留管理庁次長 高嶋 智光

文部科学省大臣官房国際課国際協力企画室長 宮本 拓人

文部科学省総合教育政策局

男女共同参画共生社会学習・安全課長 三好 圭

文化庁国語課長 高橋 憲一郎

厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課長 石津 克己

厚生労働省子ども家庭局保育課課長補佐 前川 遼

経済産業省製造産業局総務課企画調査官 松本 真太郎

【コーディネーター】

愛知淑徳大学交流文化学部准教授 小島 祥美

＜登壇者による意見交換＞

○コーディネーター 愛知淑徳大学交流文化学部准教授 小島 祥美

皆さん、こんにちは。ただいまご紹介いただきました愛知淑徳大学の小島でございます。このセッションのコーディネーターを務めさせていただきます。多分ご会場にいらっしゃる方、何で小島なんだ！、そう思われた方が多数いらっしゃるかと思います。それは私自身もそう思っております。この場に私がふさわしいかどうかわかりませんけれども、開催地である上田市さんから熱い熱いラブコールをいただきまして、その熱意に心を打たれここまで共に準備してまいりました。

本日、基調講演いただきました中島先生をお呼びできたというのは、一番の任務を果たせたかなと思っているところでございます。中島先生には本当に心より感謝申し上げます。

そして、私のもう一つの任務であるのが、当事者の方たちの声と、また活動者や支援者の方たちのお声、お気持ち、そして願いというのをいかにこの場につなげることができるかということです。これからのセッションでつなげることができるように頑張っていきたいと思っておりますので、ぜひ会場の皆様、ご声援をお願いいたします。

中島先生のご講演を踏まえて、セッションを進めてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは各都市における状況や課題、そして課題解決のための必要な施策等について、外国人集住都市会議の会員都市から、6分程度、大変時間が限られてしておりますけれども、ご発表いただきます。

今日は、日本語がネイティブではない方たちもお見えでいらっしゃいますので、わかりやすい言葉でぜひお願いしたいなと思います。まずは愛知県豊田市の太田市長からご発表をお願いいたします。

○愛知県豊田市長 太田 稔彦

皆さん、こんにちは。豊田市長の太田でございます。何しろ6分ですので、駆け足でやらさせていただきます。

まず、豊田市の状況なのですが、人口42万5,000人強、そのうち1万8,000人強が外国人で、こういう国の関係で、こういう状態で、大体67%が定住志向というような状況です。

次の人口が、日本人は実は減少傾向です。それに対して外国人が増加傾向ということで、プラマイでいきますと、外国人の人数の増え方のほうが多いものですから、全体ではプラス傾向です。最近の傾向はベトナムの方が増えているというような状況です。

次は、よく集住都市会議でお聞きになると思いますが、保見団地です。保見団地の状況が全体で7,225人のうちの4,000人強が外国人、56%です。構成がこういうふうで、ここをご覧いただきたいのですが、保見団地の中にある1つの小学校は、外国人児童の割合が7割になっています。このうち保見団地のこの地区は、小学校が2つと中学校が1つなのですが、その中学校の外国人の割合は4割を超えています。先日もその学校を訪問して教員と話したのですが、ある教員が三、四年前までそこにいて、三、四年別のところに行って、また戻ってきた。三、四年前は3割ぐらいの外国人で、そのころは

日本人の子どもたちがコントロールしていた。ところが、帰ってきて驚いたのは、4割を超える日本人の子どもがそういうふうにはできなくなっていますと。

そのとき、私も全校生徒を集めて話をし意見交換したのですが、至るところでざわざわ、ざわざわしています。ほかの学校だったらすぐに教員が飛んでいって、静かにさせるのですが、とてもそんな状態ではなくなっています。

そういう中で豊田市はどういった取り組みをしているかといいますと、まず言葉なのですけれども、この集住地域での過度な集住により、日本語に触れる機会が減っているということで、実は日本語指導が必要な児童生徒が922人います。加えて途中編入する児童生徒が多いものですから、なかなか組織的な対応がしづらい状況になっています。課題としては、児童生徒の日本語能力の定着。保護者へも。これ一般的な話です。それに対してどんな取り組みをしているかといいますと、つまりこれを全部通して共通しているのは、実はNPO、ボランティアの皆さんの力を頼りにしているということです。

では、大人のほうはどうかといいますと、長期滞在傾向だけれども、日本語習得は不十分。だけれども、この不十分というのは、不十分でも生活ができてしまう。当面の生活ができてしまうという意味で捉えていただきたいと思います。課題は日本語学習の機会提供、日本語指導者の育成、こういったことが課題だというふうに思い、どういう取り組みをしているかといいますと、これもいろんな取り組みを実はしていますけれども、これもやっぱり民間の力頼みということになっています。

豊田市の対応にどれだけ税金を費やしているかということ、2億5,000万です。2億5,000万費やしていますが、効果は限定的だというふうに捉えています。そういう中で捉えている課題は、大きく2つです。1つは、どうやったら日本語を定着させることができるのか、もう一つは日本語学習のための環境整備と動機づけ、この2つで課題の整理をしています。

まず、課題の解決に必要なことということで、日本語指導が必要な児童生徒が日本語教育を受けられるような仕組みが整っていることというふうにしています。日本語教育を受けられる仕組みが、先ほども申し上げましたけれども、NPO、ボランティアの力に相当依存をさせていただいています。加えて地域によっては、圧倒的に外国人の数が増えてしまっているということと、その外国人そのものも、実は入れかわりがどんどん、どんどんありますので、その全体の把握をして系統的に対策を練ることは極めて難しいという状況です。

もう一つは、就学前の子どもが日本語に触れ、保護者が子どもの言語について考える場があるか、これもとても深刻です。とりわけ先ほど言った保見団地のような状況になりますと、子どもたちは就学まで全く日本語に触れないまま就学を迎えます。就学を迎えたときに、全くもって理解ができない状況に入ってしまうので、それについて事前に日本語に触れる環境、加えて保護者の皆さんもそういう機会を子どもに提供することが必要だということを理解してもらい、あるいはそういうことを親子でやれる環境がある、そういうことはとても重要というふうに思っています。

もう一つ、日本語学習の動機づけ、つまり先ほど申し上げました当面生活するには日本語は必要ない。日本語なんかわからなくたって当面仕事はあるし、当面収入はあるし、

だけれども実はその先に来るのが、子どもが日本語をわからない。大人もわからない。結局、コミュニティーになじめない。仕事も持てないという次に来ることを考えるときに、やはり強制的に日本語を学ばなければならないという仕組み、制度、あるいはカリキュラム、指導者養成、そういったものの構築。そういったことをやっていかなければいけないのではないかということを思っています。

最後、これは宣伝です。今年は、ラグビーワールドカップがありましたが、来年はWRCがありますので、またぜひ豊田市へお越しください。ありがとうございました。

○コーディネーター 愛知淑徳大学交流文化学部准教授 小島 祥美

ありがとうございました。

続いて、愛知県小牧市、伊木副市長からご発表のほうお願いいたします。

○愛知県小牧市副市長 伊木 利彦

皆さん、こんにちは。小牧市の副市長の伊木でございます。着座にて説明をさせていただきます。

それでは、早速、まず小牧市の概略でございます。小牧市は東名、名神、中央自動車道が結節し、内陸工業都市として発展してまいりました。人口は約15万3,000人で、そのうちの約6.4%に当たる9,850人余が外国籍の市民でございます。今後も増加が見込まれます。

本市は人口が微減ですが、日本人の多くが減少する中、外国人が増加してトータルで微減を保っている状況でございます。写真の小牧山城は本市のシンボルで、織田信長が最初に築城したということで、近世城郭のルーツと言われております。

小牧市の日本語教室の状況でございますが、本市では小牧市国際交流協会において2つの日本語教室を実施しています。1つは、平成4年度から開設している日本語教室です。年間を3期に分け、1期当たり12回、毎日曜日に実施しており、1期当たり220名ほどが受講しております。ここでは習熟度別に9クラスの編成を行い、体系的に日本語を学ぶ独自のカリキュラムで運営をしています。ただし、ここでは体験や実践を通じた生きた日本語を学ぶことが難しいことから、それを補完するため、体験、実践を通して日本語学習の成果や課題に気づいてもらう「にほんご体験隊『NAKAMA』」を開設しております。年間3回の実施で、今年は50名ほどが受講いたしました。小牧市国際交流協会は、これら2つの教室を両輪として運営しております。

さらに、特定非営利活動法人にわたりの会では、子どもの学習支援を中心とした漢字カードを使うなど独自の方法で日本語能力の向上を図る教室を週3回行っており、民間が実施する教室も含め、さまざまな日本語教室があります。

その後に課題でございますが、まず日本語教室では教師が高齢化しており、全国の調査においても60代以上の日本語教師が約3分の1という状況でございます。また、生徒の増加に伴って教師が不足しており、外国人集住都市会議加盟都市の日本語教室に対して行った調査でも、そのほとんどが人が足りていないか、将来的に不足すると回答されております。

小牧市におきましても同様に教師が不足しており、小牧市国際交流協会やにわりの会においても教師の養成を行っています。このように日本語教室だけではなく、教師の養成も行わなければならないということで、運営費が増加している状況であります。

もう一つの課題は、文化庁が作成した資料によれば、生活者としての外国人に対する日本語教育については、言語、文化の相互尊重を前提としながら、生活者としての外国人が日本語で意思疎通を図り、生活できるようになることを目的に日本語を使って生活するための必要に応じたカリキュラムが策定されており、地域や学習者に応じた柔軟な日本語教育を目指すことが可能となっております。

しかし、近年、技能実習生など日本語能力試験等を受験する外国人が地域の日本語教室に多数流入しております。母国での就職が有利になるなど自らの将来のため、日本語の能力を証明する試験の受験を目指している状況であります。このことから地域の日本語教室では、教師が目指す方向性と生徒が求める方向性にミスマッチが生じやすくなっているということでもあります。

ここからは国へのお願い、投げかけでございますが、生活者としての外国人に対する日本語教育は、そもそも外国人が地域で生活できるようになることが目的であると認識しております。また、日本語能力試験等につきましては、地域の日本語教室にとっては、生徒の皆さんが日本語を学んだ成果の確認をするための受験ということですが、受験そのものが目的とはならないと考えております。しかし、日本語能力の向上を目指して教室に通う生徒が多いのが実情であり、これらを踏まえると、現在のカリキュラムのメリットを生かしながら、体系的に日本語能力の向上を図るカリキュラムを加えて、学ぶ側のニーズに対応した総合的な日本語教育を実施する必要があります。国におかれましては、カリキュラムの作成など総合的な日本語教育実施に向けた支援をしていただきたいと思います。

次に、外国人集住都市会議加盟都市で実施した調査によりますと、日本語教師、ボランティアの構成は、地域に在住する外国人のための日本語教室に限りますと、そのほとんどがボランティアで運営されております。日本語教育推進法の第3条に掲げられている日本語教育を受けることを希望する外国人等に対し、その希望、置かれている状況及び能力に応じた日本語教育を受ける機会を確保し、日本語を学習したい人が能力に応じた日本語教育を受けるためには、今後ますます増加する外国人にあわせて日本語教師を増やしていく必要があります。国におかれましては、これらを実現するための資格などの仕組みづくりや報酬の補助など、日本語教師を増やしていくための支援をしていただければと思います。

最後に、国や地方自治体はもとより、外国人材を雇用していく事業主にも、特に人材育成の観点から外国人に対する日本語教育の重要性について認識をしていただき、連携を図っていただく必要があります。国におかれましては、日本語教育推進法の第6条に掲げられた事業主への責務が果たせるよう、雇用する外国人及びその家族への日本語学習の機会提供や支援について周知啓発や仕組みづくりの支援をしていただきたいと思います。

小牧市からは以上でございます。

○コーディネーター 愛知淑徳大学交流文化学部准教授 小島 祥美

小牧市の伊木副市長、ありがとうございました。

では、続いて三重県鈴鹿市の末松市長、お願いいたします。

○三重県鈴鹿市長 末松 則子

皆さん、こんにちは。三重県鈴鹿市から参りました鈴鹿市長の末松でございます。着座にて説明させていただきますので、よろしくお願いします。

まず、鈴鹿市におきます外国人の状況でございますが、11月末現在で19万9,984人のうち8,664人、全体で4.33%が外国人市民でございます。国籍別に見てみますと、この表に書いてありますので、ご覧のとおりであります。ブラジル、ペルーといった南米系の外国人が約半数、次いで中国、ベトナム、フィリピンなどアジア諸国からの外国人市民が増えてきておりまして、現在、56カ国の方々がお住まいになっております。

そこで本市では、多言語への対応といたしまして、昨年度からタブレット端末を用いた多言語通訳システムを導入しており、現在、このシステムで13言語の多言語に対応させていただいておりますとともに、ポルトガル語とスペイン語の通訳職員を補完させていただいております。これによりまして夜間・休日窓口、庁舎外での使用も可能とさせていただきました。

次に、外国人人口の推移ですが、平成2年入管法の一部改正によりまして急激に増加をいたしました。その後、リーマンショックを契機に一時7,000人を切るまで減少いたしましたが、現在、先ほど申し上げましたとおり8,664人と、8,000人台後半まで増えてきているところでございます。

このような外国人市民の皆さんが地域で生活をする上で重要なことが、先ほど来のお話にありますとおり、日本語の習得でございます。本市には、日本語教室が3カ所ございまして、全て地域のボランティアの皆さんにより運営をされております。その中で課題が2つございます。日本語を教えるスタッフの高齢化による人材の不足、そして最近では外国人の就労先の企業から受け入れを依頼されることが増えてきておりまして、教室の場所の確保が難しくなっているという状況でございます。

そういう中ではございますが、鈴鹿市におきまして外国籍の子どもたちへの新しい取り組みを1件ご紹介したいと思っております。今年の夏休み期間中、8月のお盆の期間を除く平日1カ月間、毎日、外国籍の小学生を対象とした学習支援として、夏休み学習支援教室を開催いたしました。この事業は、鈴鹿国際交流協会という私どもの公益財団法人のボランティアの皆様方にご協力をいただきまして、夏休みの宿題、また自由研究、読書感想文、ポスター作りなどに取り組み、参加をした子どもたちや保護者の方からは大変好評でございまして、また子どもたちにとりまして、とても嬉しかったというようなことで、来年度からも続けてまいりたいと思っております。

新しい取り組みを紹介させていただきましたが、今までにも私ども長い間、この多文化共生に取り組んでおりまして、外国人児童生徒が安心して授業に参加ができるようにリライ教材の作成を行っており、それも使わせていただいております。

また、一方で、外国人児童生徒の日本語能力を図る物差しとして、早稲田大学大学院が

開発をしました J S L バンドスケールを平成20年から導入をいたしております。4つの項目の日本語能力を把握したこのバンドスケールを基に、個別のそれぞれの指導計画を立てているところでございます。

鈴鹿市で日本での定住を考え、日本の高校へ進学を希望する子たちも大変増えてきております。平成23年度には、今までのようなリライト教材あるいは J S L バンドスケールを用いた中で、高校への進学率100%で高校に進学いただきましたが、例年大体100%に近いほとんどの外国籍の子どもたちが高校へ進学をしているという状況でございます。

しかしながら、小、中、高というつながりは、しっかり取り組みを進めてまいりましたが、昨今、就学前の子どもたちが非常に増えてきております。ご覧をいただいた表のように、今年度9月末現在では19カ国、283人の就学前児童が在籍をしております。在籍状況といたしましては、非常に多い園になりますと定員の約4割が外国籍という園もございます。そのような中、今、公立保育所では、ポルトガル語とスペイン語の通訳ができる外国人コーディネーターを配置しております。また、外国人加配保育士も配置をしているところでございます。各園には、それぞれの読み聞かせや外国に親しみを持つというような多文化交流のかけ橋になるようにいろいろな手法を用いながら、今、子どもたちに教えているところでございます。このような公立保育所でのカードの取り組み、それから保育園の中で皆さん、いろんな歌を歌ったりしている現場の写真でございます。

さて、公立保育所でも取り組みを進めておりますが、一方で私立保育所にも大変在園児数が多いところがございます。こちらの園ではペルーの国籍、ケニアの国籍の方を雇用していただきまして、英語やスワヒリ語の通訳としても対応をし、また、外国籍の保育補助員や保育士さんを雇用していただきながら、頑張っているというところでございます。通訳等の人材を確保できない園では、翻訳機を活用している状況でもございますが、私立保育園におきましても母国語への理解をしっかりと示しながら、児童や保護者にとって安心ができる環境にということを頑張っているところでございますが、このような配置ができるのがほんの一部の園でございます。ほとんどがまだこのような対応ができていない状況でございます。先ほどの翻訳機、こういうようなものを使いながら取り組みを進めております。

その後、もう終了が出ておりますので飛ばしますが、写真をご覧いただければと思います。

さて、省庁への投げかけということでございますが、1つ目といたしましては、冒頭申し上げました外国人市民が日本語を学ぶ体制について、本年6月に施行されました日本語教育推進法に基づく今後の施策の見解についてお聞かせをいただきたいと思います。今後、この法律に基づきまして、外国人の日本語を学ぶ教育体制を確立するための制度設計等について十分ご議論いただき、これまでのようにボランティアの皆さん頼みではなく、国や自治体、事業主それぞれが役割を果たし、連携をして取り組んでいく仕組みをぜひとも構築いただきたいと思います。

2つ目でございます。就学前施設における外国籍児童の受け入れ体制の充実のために、まず1点目、保育体制強化事業の要件緩和について、でございます。補助単価として1カ

所当たり月額10万円となっておりますが、複数の雇用が必要であるところもございますので、1人当たりという基準に、また雇用できる額の確保という観点から補助額の増額をお願いしたいと思っています。

次に、2点目、家庭支援推進事業の要件緩和について、でございます。国の要綱が今年度改正をされまして、対象児童に外国人子育て家庭が新たに加わりましたが、さらにその改正を受け、保育士の加配に限ったものを通訳の加配も含むようにお願いをさせていただきたいと思います。どうぞ現場の皆さん、しっかり頑張っている中でございますので、よろしくお願いを申し上げまして、発表を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○コーディネーター 愛知淑徳大学交流文化学部准教授 小島 祥美

ありがとうございました。

それでは、関係省庁の皆様から先ほどの会員都市からの投げかけについて、中島先生の基調講演を踏まえたご返答をぜひお願いしたいです。4分程度でのご回答ということになっております。

まず出入国在留管理庁の高嶋次長からお願いします。

○出入国在留管理庁次長 高嶋 智光

出入国在留管理庁次長、高嶋でございます。座って説明させていただきたいと思います。

出入国在留管理庁は、この4月1日にでき上がった組織でありまして、前身は法務省の入国管理局でございます。この4月1日に施行されました改正法務省設置法によりましてこの組織ができたのですが、併せて改正入管法で新しい在留資格として特定技能というのができ上がりまして、それと並行して、閣議で出入国在留管理庁が在留外国人の支援について各省庁に対する総合調整機能をつかさどるということになりましたので、施策全体について我々が責任を持っている、こういう立場でございます。

そこで、最初にご説明させていただくことにいたしますが、若干全体的な話をご説明させていただきたいと思います。この青い表紙の51ページを見ていただければと思いますが、外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策というのがございます。これは昨年12月に政府の関係閣僚会議で決まった施策でございますが、日本語学習に関しましては、この中の左下の（3）、円滑なコミュニケーションの実現ということで幾つかの施策を掲げております。これは、実は、もっともっと分厚い冊子になっているのですが、それをダイジェストにまとめたものでございます。

それから、これは改訂版がつい先日できたばかりでございますが、お手元の資料に1枚ものでございますが、詳細版外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（改定）の概要というのがございます。これも本来は数十ページにわたる分厚いものが、この概要版に書かれておるわけですが、裏を見ていただきますと、（3）のところに円滑なコミュニケーションの実現ということで、日本語教育の充実ということで幾つかの施策も掲げてあります。実際に書いてあるのは、これだけではございませんで、ホームページ等にも

掲載しておりますので、詳細はそちらに譲りますが、日本語に関してはこういう施策を掲げているところでございます。

出入国在留管理庁といたしましては、まず我々はボーダーをつかさどっているという仕事がございますので、できるだけ日本語ができる方に入ってきていただくということが大事だなというふうに思っております。そういう観点でいいますと、新たな在留資格であります特定技能、これは日本語試験というのをクリアした上で入ってきていただくことになっておりますし、それから技能実習という制度、これも平成28年に改正になりましたが、これについては日本語能力試験N1からN5のうちN1が最も難しい試験なのですが、介護の職種ではこれのN4以上の日本語能力を持っていることを条件としております。

そのほか新たに特定技能で入ってきていただく方については、日本語能力を在留資格の要件としているところでございます。過去には在留資格の要件としなかったカテゴリーがございまして、本人も苦しめられた、あるいはそのコミュニティーの方もいろいろ苦労されたという経験を踏まえまして、今後は日本語能力というのを入国の際にも一定程度要求して、日本の中に溶け込みやすいそういう環境づくりに配慮していきたいというふうに考えております。

出入国在留管理庁からは以上でございます。

○コーディネーター 愛知淑徳大学交流文化学部准教授 小島 祥美

ありがとうございました。

では続いて、文部科学省の御担当者からお願いします。

○文部科学省大臣官房国際課国際協力企画室長 宮本 拓人

文部科学省大臣官房国際課の宮本と申します。よろしくお願いします。文部科学省からは3名出席しておりますが、先ほどプレゼンいただきました内容について、主に学校教育関係については三好課長から、それから日本語教育に関しては高橋課長からお話しさせていただきますと思います。

私は、全体的なところとして、青い冊子の64ページ目をご覧いただきたいのですが、文部科学省におきましては外国人受入れのための総合的対応策が昨年12月に策定された後に、さらに文部科学省として教育的な観点から、さらに進めていけることはないのかということについて、今年の1月から6月まで8回にわたりまして省内でも検討チームを開催いたしました。この結果として公表いたしましたのが、この64ページのものですけれども、大きく文部科学省の関係の施策としましては3つの柱になっております。真ん中のところにありますように、外国人児童生徒への教育の充実、そして左下のところで大人も子どもも含めた日本語教育の充実、それから右下にあります二重枠線の国内就職の促進と在籍機関における在籍管理の徹底と、こういった3本の柱に沿って文部科学省としての施策を取りまとめております。

1ページ戻りまして63ページ目が、こちら概算要求の段階のバージョンなのですが、これも、これらの柱に沿いまして予算要求をしております、こちらちょっと数字がまだ古い

状態ですが、政府予算案としましては約19億円を計上するという形になっております。

○文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長 三好 圭

引き続きまして、文部科学省の三好と申します。主に外国人のお子さん、あるいは外国にルーツのあるお子さんに対する日本語教育支援というものを担当させていただいております。

せっかく今、青い冊子を見てくださっておりますので、67ページをおあけいただければと思うのですが、私どもの課では、今年の9月に2つ大きな調査結果を公表させていただきました。1つは、67ページにあります日本語指導が必要な外国人児童生徒のお子さんが何人いるのかということで、平成3年からとり始めているデータなのですが、一番新しいデータは平成30年時点で5.1万人という数字が出てまいりまして、過去最高というふうになっております。

こちらは外国籍のお子さん4万人に加えまして、日本国籍は持っているのだけれども、日本語指導が必要なお子さん1万人というものも足し合わせて、全体で5.1万人という数字になっております。

もう一つは、69ページをご覧くださいと思うのですが、これは今回、初めて国において調査をいたしました、いわゆる外国籍のお子さんで、不就学の可能性があるお子さんはどれくらいいるのかということ全国の自治体に依頼して調査をいたしまして、その結果、上の(1)のローマ数字Ⅲというところにありますように、最大で約2万人くらいのお子さんが不就学の状態にある可能性があるというような結果が出ております。これもやはり外国人のお子さん、あるいは外国にルーツのあるお子さんに対する教育の機会の確保というものが本当に待ったなしの状況なのだということを示す結果になっているのではないかと考えております。

文部科学省として、先ほど市長さん方から受け入れ体制はどうなっているのだという提言がございましたけれども、基本戦略といたしましては、まず義務教育学校におきまして日本語教育を担当する先生を確実に確保していくことを進めておりまして、2026年に日本語指導が必要な児童生徒18人に対して1人の先生が基礎定数として配置されるよう段階的に定数化を図っており、まず教員を確保するという施策をやっております。

それから、教員をサポートとするいわゆる支援員の方でありますとか、あるいは通訳などの業務を担う母語支援員の方を自治体さんが確保して配置をするということに対して、国からお金を3分の1補助するという仕組みを講じております。この補助金が、今年度4.9億円でやっておりましたが、来年度は7.1億円、予算案で確保しております。プラス2億円強ということでやっておりますので、そういった支援員の確保、それからICT機器を使った事業というのもこの予算の中でできるようになっておりますので、そういったものを通じて支援を引き続き拡充していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○文化庁国語課長 高橋 憲一郎

文化庁国語課の高橋と申します。

ご指摘をいただいた点につきまして4点あるかと思っております。4点についてご説明をしたいと思います。

1つ目は、いわゆる具体的な制度や法律が整備をされていくことが望ましいのではないかというご指摘だったと思います。文化庁は、今般成立しました日本語教育推進法につきまして、外務省とともに法律を所管する立場となりましたので、そういった意味で制度的な話、全体的な話をさせていただきたいと思います。

それで、まず制度などをしっかりと整備していくべきではないかというお話でございます。現状をご説明申し上げますと、日本語教育推進法において、国に対して、国の基本方針を策定することが求められております。国の基本方針を策定した上で、さらに、地方公共団体の皆様方が、国の方針などを見ながら、地方での方針もつくっていただきたいということで、こちらは努力義務ですけれども、そういったつくりはこの法律となっております。このため、現在、日本語教育の推進に関する国の基本方針というものを策定する作業を行っているところでございます。来年の6月頃をめどにまとめていきたいと考えております。

それから、これまで日本語教育の関係事業については、各省でそれぞれ予算を要求し、事業を実施してきたということでございますけれども、推進法ができましたので、この推進法に基づきながら、日本語教育に関する予算をしっかりと整えていくということになるかと思っております。

それから、2点目ですけれども、これは地域日本語教室などの地域日本語教育についての展開を支援するべきではないかというご指摘でございます。文化庁としては地域日本語教育を地方公共団体の方々が進められるような補助事業というものを本年度から設けてございます。都道府県と政令市を対象として補助をし、間接補助の仕組みも設けて市区町村も実質的に補助の対象となっております。ご活用をお願いできればと思います。

それから、3点目として、生活日本語の標準的なカリキュラム案というものを文化庁でつくっております。これについて、もう少し体系的な、総合的なカリキュラムにしていきたいと思います。これについて、もう少し体系的な、総合的なカリキュラムにしていきたいと思います。現在、文化審議会のほうで、総合的な日本語教育の標準について検討を進めております。それができあがりますと、現在使われている生活日本語の標準的なカリキュラム案の改定の作業に入っていくものと考えております。

あと、4点目については、また2サイクル目に答えたいと思います。

○コーディネーター 愛知淑徳大学交流文化学部准教授 小島 祥美

ありがとうございました。

続いて、厚生労働省の石津課長、前川課長補佐、お願いします。

○厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課長 石津 克己

厚生労働省の石津でございます。着座にて失礼いたします。

小牧市さんから日本語教育推進法6条、事業主の制限に関するご質問、投げかけがあったと認識しております。日本語教育推進基本法6条、事業主の責務に関しましては、関連する情報として日本教育推進法14条がございます。これに関連して私ども厚生労働省としてどういうことを考えているかということの説明することでお答えさせていただければと思っております。

まずもって厚生労働省といたしましては、外国人の方が労働者として職場で長く定着していただけるようにコミュニケーション能力の向上ですとか、あるいは日本の職場に関するさまざまな背景知識を習得していただきたいなと思っております。それを後押ししていきたいと思っております。

事業主の責務は、日本語教育推進法でございますと14条の3項のところで、定住者の方で求職中の方に対して国が支援をするということになってございます。この件につきましては、既に私ども実施している事業でございますけれども、定住者の方について安定した職についていただき、なるべく長く職に定着していただけるようにコミュニケーション能力の向上を図っていただく、あるいは日本の雇用慣行についての知識を習得していただくという研修を実施してございます。その上で、就職をした後の外国人の方に対して、事業主としてどう支援していくかというところでございますけれども、事業主の方が職務に必要な専門的な知識とか技能を、外国人に限らないのだけれども、労働者に習得させるために職業訓練というのをを行う場合が従来からございます。その職業訓練の一環として専門的な日本語の習得を実施するという場合であれば、これは私ども厚労省の施策として助成の対象となるものでございます。

また、私ども厚生労働省は、今や労働省ではなくて厚生労働省でございますので、介護という業の所管省庁でございます。そういう立場から介護分野で働く外国人の方に使っていただける日本語学習教材の開発というものを進めてございます。こういった施策と組み合わせ、外国人労働者本人また外国人労働者を雇っていらっしゃる事業主に対する支援を進めていければと思っております。

1つ申し上げますと、日本語教育推進法の14条というのは、厚生労働省単独で背負っているわけではございません。さまざまな役所のいろんな施策を集めて推進していくものだと思いますので、その点ご理解いただければと思います。

○厚生労働省子ども家庭局保育課課長補佐 前川 遼

厚生労働省保育課の前川と申します。本日は貴重なご提言ありがとうございます。着座にて説明させていただきます。

鈴鹿市長様のほうから何点かご提言をいただいているものと承知しております。就学前施設、特に私どもは保育所のほうを所管しておりまして、保育所における外国にルーツを持つお子さんたちの受け入れに関して非常に課題意識を持って対応しているところでございます。私ですとか課内のメンバーも、今年夏にいろいろな保育所のほうを10カ所とか回ったのですけれども、ほとんど外国籍のお子さんがないところはないという状況で、こういったところに苦慮しているというようなお話も課題として上がっていると認識してお

ります。

いただいている保育体制強化事業補助金ですとか、家庭支援推進保育事業補助金の内容についてまずご説明をさせていただければと思いますけれども、保育体制強化事業につきましては内容としまして、基本的に保育士さんが保育のお子さんの対応をするというようなことが中心になっているのですけれども、その周辺の清掃ですとか、あと給食の配膳ですとか、そういった保育の周辺教育、こういったものに対応するために保育体制強化事業というものを使って人を雇っていただいて対応を図っていただくという中で、この一つの役割として外国にルーツを持つお子さんですとか、あと保護者の方々とのやりとりの通訳、こういったことに対応していただくということで、この補助をつけている事業でございます。

もう一件が、家庭支援推進保育事業でありますけれども、こちらは日常的にしっかり配慮が必要なお子さんとか家庭、そういったお子さんに対応する保育所に対して保育士の加配を行うという、そういった事業でございます。

まず、この前者の保育体制強化事業補助金ですけれども、こちらの外国にルーツを持つお子さんのためということだけではないですけれども、一般的に今回さまざまな事情を鑑みまして、先ほど1カ所当たり10万円というようなお話があったのですけれども、今回、今月の20日にまとめられました政府の予算案では、1カ所当たり月額15万円になる場合があるということで予算を閣議決定させていただいたところでございます。そういった課題意識を持つ中で、現在、保育所等における外国にルーツを持つお子さんや保護者の対応に関する調査研究というものを国のほうで行ってございまして、こういった中でさらに各保育所さんがどういった対応をしているかというようなことにつきまして、しっかりと対応している事例を集めるというような調査研究を行ってまいりました。

その中で、鈴鹿市さんにもかなり協力をいただきまして、私どもも鈴鹿市さんにお邪魔させていただいて、いろいろ現場を拝見させていただきながら意見交換をさせていただいたということもございます。そういった中で、しっかり課題意識をつかんだ上で、今後、対応をさらに当たっていきたいと思います。あといただいていたご要望の中で、通訳をするための機器に関する助成をしてほしいというようなお話があったかと思うのですけれども、そういうところについても今回の政府の予算案の中で閣議決定をさせていただきまして、保育所におけるICT化の推進という取り組みの中で、翻訳機の購入というところも助成をさせていただこうと思っているところでございます。

以上でございます。

○コーディネーター 愛知淑徳大学交流文化学部准教授 小島 祥美

ありがとうございます。

最後に、経済産業省の松本調査官、お願いします。

○経済産業省製造産業局総務課企画調査官 松本 真太郎

経済産業省製造産業局、ものづくりを所管している部局の松本と申します。座って説明

させていただきます。

今日のご提言、主に児童、お子様の日本語教育ということでございますけれども、実際、製造業、日本のものづくり産業、特に地域の企業は、ものすごく今、人材が不足しております。有効求人倍率も平均で3倍ぐらい、分野によっては6倍ぐらいになっていますので、人材の獲得というのは非常に必須でございます。外国人の労働力というものが非常に必要だということですが、特定技能外国人、新しい制度、これは日本語のスキルがもともとある方というふうになっていますけれども、技能実習も早い段階ですとか、あるいはブラジルの関係ですと日系人という枠で来られるような方、なかなかまだ日本語のスキルが必要というところなんかもありまして、各企業の皆様が苦勞されていると。特に中小企業が多いので、なかなかそこにコストも負担ができないというところで、経済産業省というところもなかなか教育というところに、ではお金をどう出そうかというところ難しいところですので、四苦八苦しているところでございます。

日本語、特にものづくりという言葉自体が、英語で存在しない世界でございますので、日本語でこのスキルというのをちゃんと伝えなければいけないというところでの社会人教育、非常に重要ですので、これもその関係省庁、あるいは各企業さん、自治体の国際交流協会さんなんかもうまく活用させていただきながら、日本語のスキルをアップしてもらおう。やはりそうしないと日本人の作業者と外国人の作業者との仲たがいみたいなことにもなってきましたので、うまく職場内のコミュニケーションを図るという意味でも、日本語教育非常に重要な課題という認識をしていますので、そういうことがうまくいけるようにということで政府の中でもいろいろ各省庁とも相談をさせていただきながら進められればというふうに考えております。

以上です。

○コーディネーター 愛知淑徳大学交流文化学部准教授 小島 祥美

ありがとうございました。

では、ここから市長からの投げかけをお願いしたいですが、その前に3点ちょっと確認したいと思います。

1点目が、この4月から外国人労働者の拡大が進められてきているという状況の中で、外国人集住都市会議が経験してきたことの1つに、「リーマンショック」がありました。つまり何かといいますと、「外国人労働者を雇用の調整弁とされた」ことを外国人集住都市会議では記憶しているところです。ですので、責任ある雇いをどのように国は考えているのか、そして外国人の人権も含めて、地域における日本語教育をどのように考えているかというところをもう少しお話しいただきたいことが1点です。

2つ目が、中島先生のお話にありまして、日本語教育と一口で言っても年少者と大人とでは全く指導方法が異なることをお話しいただきました。その点を踏まえ、先ほどの市長からの投げかけの中にあつたそれぞれの教育や保育の内容を充実させていくためには、それらを長期で充実させていく提案でないと短期的な予算措置で終わってしまうというふうに思うのです。よって、そうならないために年少者の日本語教育をどのよう

に考えているのか、また大人たち、成人に対しての日本語教育をどのように考えているのか、それぞれの関係省庁からお話をいただきたいという点です。

3点目が、年少者と成人の日本語教育を区分した議論を踏まえますと、鈴鹿市さんからのご提言にありました就学の前の子どもたちのことです。基調講演のなかで、就学前の子どもたちの日本語はとても大事だというお話がございました。それは次の小学校の年齢に当たる子どもたちの日本語につながるので、そこは継続して考えなければならない、一緒に考えていかなければならないのだというご示唆がありました。よって、母語の重要性をも踏まえた上で、就学前の取り組みを国はどのように考えていらっしゃるのかという、この3点について各ご担当者からお話をいただいた上で、各市長との意見交換に行きたいと思います。よろしいでしょうか。

では、1点目をお願いします。

○出入国在留管理庁次長 高嶋 智光

まず第1点目。2点目、3点目は日本語教育のほうの話です。まず、私のほうから雇用に関連してリーマンショックを踏まえて、今後の日本の雇用と外国人をどう考えるのかという点について説明させていただきたいと思いますが、やはりリーマンショックの際に、日系人で働いていた方、解雇になった方にお帰りいただいたという我々としては非常に痛い経験を過去にしております。やはり来ていただくのは労働者、労働する人であると同時に、それは生身の人間であり、生活する人であるということをいま一度我々は肝に据えなくてはいけないのかなというふうに考えているところでございます。

したがって、やはり入ってきた後に、日本でよりよい生活をしていただく必要がある。しかし実際に何が起きているかという、例えば技能実習の現場においては、ある企業の中で人権侵害的行為が行われたり、きちんとした給料が支払われていなかったりするわけでありまして。こういうものに対しては厳しい態度で我々は向かっていかなくてはならないというふうに思っておりますし、また今の制度では技能実習にしましても特定技能にしましても、何年かたつと帰っていただくことになるわけでありまして、日本というのは非常にいい国だったと、また来たいと、またこの国で働きたいというふうに思っているように、そういう施策をやっていかなくてはならないだろうなというふうに考えております。そのために具体的に何をやるのかということが各論としてはあるわけですが、その詳細はたくさんありますが、まずそこが基本であるというふうに考えるところでございます。

○文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長 三好 圭

文科省の三好でございます。ご質問の3点、全部かかわっているのですが、まず日本語教育、子どもたちへの日本語教育の必要性ということについて言えば、それは我が国は国連人権規約ということを批准しておりますので、保護者あるいはご本人が希望されるときには、公立の義務教育小学校で確実に受け入れるという体制を整えてきております。子どもたちに教育の機会を確保、提供するということは、その子ども、あるいはその家族

のためのみならず、特にそういった方々が今後日本の中で長く暮らしていくと、そして地域の中で一員になっていくという社会が、まさにもう今現実になっているわけでありますけれども、そういう中では社会にとってもまた必要なことだというふうに認識をしております。

それから、2点目についてですけれども、子どもの教育の方針ということで申し上げますと、先ほど中島先生からの基調講演の中にもありましたように、J S L、**Japanese as a Second Language**というものを基本に据えて学校の中で日本語教育を実施しております。特に子どもたちは、日本語を勉強するということも大事ですけれども、それぞれの学校の教科というものもあわせて勉強していかなければいけませんので、そういった教科を日本語を使って教えていくということで、日本語で物を考える、思考する、みずから考えられるような力というものを伸ばしていく、このためのJ Sカリキュラムというものを既につくっております。そういったものに基づいた指導というのをやっていくということでございます。

それからもう一つ、就学前の子ども、3点目の関係でありますけれども、これ対応が非常に大事だというのは、中島先生からの講演でもお話がありまして、先ほどの市長さんからのご提言にもあったところでございます。私どものほうでやっておりますのは、学校に上がる前のお子さんや保護者の方に対して自治体が行っているいわゆるプレスクールという言い方をしている地域もありますけれども、基礎的な日本語教育でありまして、今の学校文化あるいは日本の文化の本当に基本的なところを教える、そういうプレスクールのような取り組みに対して、先ほども補助の話をしましたけれども、3分の1のお金を補助するという仕組みをとっておりますので、こういったものをさらに自治体に活用をしていたきたいというふうに思っております。

他方、修学前の時期のお子さんというのは、日本人の方でも保育所とか幼稚園に通わなければいけないという義務があるわけではありませぬので、そういう中で外国人あるいは外国につながるお子さんをどのように就学前の幼児教育、あるいは幼児保育というものに結びつけていくのかというのは、ちょっと難しいところもあるのですけれども、まずは日本の中で、保育所とか幼稚園とかという体系になっているという情報を確実に、言語も違うわけでありまして、保護者の方々に伝えていくということが重要なのではないかと考えております。

私からは以上です。

○文化庁国語課長 高橋 憲一郎

成人の日本語教育についての考え方ということでご質問いただいております。日本語を学習したい外国人の方々に、日本語教育の機会を用意していく、準備していくというのが成人に対する日本教育の基本的な考え方だと考えています。簡単にデータでご紹介しますと、現在、我が国に在留する外国人の数が約270から280万人程いらっしゃると思いますが、文化庁のほうで日本語学習者数のデータというものをとっておりまして、約26万人程の方が日本語学習者としているというデータを持っております。

データからは、おおよそ、在留する外国人の1割弱ぐらいが学習をしています。多様な学習の形がありますので、大学で学んでいる方から地域の教室で学んでいる方などいらっしゃいます。また、さらに潜在的に日本語を学びたいという方がいらっしゃると思います。そういった方々にしっかりと学習機会を提供していくことが求められていると考えております。

それから、生活者の中にはいわゆる児童生徒、子どもたちも含まれます。文科省のほうの学校教育を中心とした日本語教育の取り組みとも連携しながら取り組んでいきたいと思っております。

それから、先ほど時間の関係でお答えし切れなかった点をお答えしたいと思います。日本語教育人材の育成、処遇、資格などについてのご提案をいただきました。私どもとしては日本語教育に携わる方々の資質能力の向上、こういった取り組みが処遇の改善を含めて非常に大事なことだと思っております。そういった意味で日本語教育人材の養成研修のためのカリキュラムの開発を行い、実施・普及をさせていく事業を行っております。

また、資格につきましては、そういった養成のカリキュラムを踏まえて養成されてくるであろう日本語教育人材、日本語教師の資質や能力を確認するための仕組みとしての資格についての検討を、現在、文化庁の審議会のほうで進めているところでございます。

私のほうは以上です。ありがとうございます。

○厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課長 石津 克己

厚生労働省でございます。外国人の雇用に関するご指摘いただいたと認識しております。2点申し上げます。

1つ、景気後退からの経済危機の中で、仮に外国人に対して労働法令違反の形での解雇ですとかそういったことがあれば、それは許されるものではなくて、私ども厚生労働省の出先、ハローワークだけではなくて、労働局、労働基準監督署というものもございます。そういうところで労働法令に関する遵守をしていただくようにしてまいります。もう一点、経済危機の中で企業そのもの、会社そのものが倒れてしまうということがございます。その場合は、私ども全力でハローワークを通じて転職の支援というものをしてまいります。転職の決め手になるのはやはり一人一人が持っているスキルということになろうかと思っております。先ほど最初に当方の説明の中で申し上げましたが、在職中に行う専門的な技能を身につけるための職業訓練というものに対して私どもは助成などしております。そういったものを活用いただいて、景気のよいときに専門的なスキルを身につけるようなことを私どもとしても支援して、それが景気後退期に役に立つようになればというふうに思っております。

○厚生労働省子ども家庭局保育課課長補佐 前川 遼

厚生労働省、もう一点ございます。あまり時間がないので、短く答えさせていただきますけれども、就学前の日本語教育ですとか語学教育につきまして、先ほど基調講演にもございましたとおり、非常に難しいというか、どういった形でやるかというような部分もあ

るのですが、まさに文科省さんのほうでお話しになったようなところも今連携をする必要があると思ってございまして、保育で保育所でありますとか、幼稚園とかの幼児教育のカリキュラムというのは、文科省と厚労省で今一緒につくるといような形で進めてございますので、しっかりと文科省と連携しながらやっていきたいと思っております。

○経済産業省製造産業局総務課企画調査官 松本 真太郎

経済産業省でございます。小島先生、先ほど雇用の調整弁ですなんていうお話もありましたけれども、もはやそういうある種甘っちょろい時代ではないというふうに思っております。というのも、まず先ほど申しましたとおり、有効求人倍率がものすごく逼迫している中で、もう外国人の労働者がいないと立ち行かない。都内のある鋳物工場なんかでは、時給2,000円出しても人が来ないという状況でございますので、そういった中で人材の確保、必須の状況です。

ひょっとしてまだ皆さんそう思われている方もいらっしゃるかもしれませんが、日本だったら外国人みんな来てくれるだろうと、そういう状態でもないです。アジア圏の人材は、もう欧州にもばんばん行っています。日本が手を挙げれば、どんどん日本にみんな来てくれるかという、そういう状況ではない中で、いかに日本に来てもらうかということのをいろいろ考えなければいけない時代になっています。

あと、技能実習なんかでも3年いて帰る人というのは、実はものすごく人材的には引く手あまたなところでございまして、日本企業的に考えれば、ここで技能学んでもらって、日本語もある中で、向こうへ行くと現地の工場のリーダーになってもらえば大変ありがたい状況ですけども、そこでもかなり熾烈なヘッドハントが行われている状況。そういう中で、どうやって日本に向いてもらうかというところを考えていかなければいけないというところであります。

ですから、向こうに帰った人が、「日本でいいよね」というふうに言ってもらえるような状況を創り出していく。日本語教育に文化的なものなんていう話もあったかと思いますが、そういう意味での日本的な文化要素ということも含めてお伝えしていく。これは、そういう外国人そのものというだけではなくて、そこと共生する地域、例えば土足で部屋へ上がらないでくださいというところなんかでも、マンションをお貸しするところなんかでも、そういうのでどろどろにされると「二度と外国人は来るな」みたいな感じになってしまっ、そういうところもちゃんとうまく合わせていく。そういう全体の流れに持って行って、産業競争力という観点でも、ぜひいい人材にいっぱい来ていただくというところをお願いしていく。そこで結節点になるというのが、やっぱり日本語が使えることというのが非常に重要であるというふうに考えております。

以上です。

○コーディネーター 愛知淑徳大学交流文化学部准教授 小島 祥美

ありがとうございました。まだまだ議論を続けていきたいのですが、あっという間に時間になってしまいました。

では、ぜひともというご意見がございましたらお願いしたいのですけれども、鈴鹿市長、よろしいでしょうか。

○三重県鈴鹿市長 末松 則子

本市では、今、5歳児健診という、全ての5歳児に集団適応健診を始めました。この健診の中で、大体10%ぐらいの子が発達やコミュニケーションに少し問題があるのではないかとというようなところで引っ掛かってきている状況です。その中の割合でも、外国にルーツを持つ子どもたちの割合が増えてきております。これは就学前のところでありますので、もう少し就学前の先ほどの日本語習得というものをきちんとしてあげれば、そのところには引っ掛かってこない子どもさんたちもたくさん出てくるのだらうと思います。その子どもたちが、これから小学校に上がって不登校、それから行き渋り、そういうふうな形の中になっていくとなると、これからの小学校、中学校、高校への進学も含めて早い段階で、その子たちの日本語習得をきちんとした形で補完をしてあげられるという環境を今後作っていかねばならないと思っておりますので、冒頭発表させていただきましたとおり、今、園の中で、またそれぞれの就学前の環境の中で悲鳴を上げている状況というのを今一度、もう一度しっかりつぶさに見ていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○コーディネーター 愛知淑徳大学交流文化学部准教授 小島 祥美

太田市長、いかがでしょうか。

○愛知県豊田市長 太田 稔彦

少なくとも豊田市では外国人の皆さんに対する対応を誤ると、これは即人権問題というふうに認識しています。それは今までの集住都市会議でいろんな課題が出されてきている中にあって、今年、外国人をさらに受け入れようと舵を切られたことを考えると、これは本当に人権問題と表、裏の関係の中で、これからやっていくのだらうなというふうに思います。

そう考えると、やはりこの動きでのシビルミニマムのような議論がされてもいいような気がするのです。もちろん日本語教育推進法は、そういうガイドラインが示されているというふうに思っていますけれども、それをより具体的に外国人人材を受け入れるという現在のシビルミニマムは、我が国にとって具体的に何なのかということがもう少し整理がされると、地方行政も具体的な展開が打ちやすいなというふうに思いました。

そういう中で、やはり繰り返しになって恐縮ですが、日本語学習のカリキュラム、あるいは指導者養成プログラム、あるいは教材の開発・製作といったものは、私はシビルミニマムとして国が整理すべきだろうというふうに思うわけです。

それとあと、大人の日本語教育の話が学習意欲のある人に対してという話をされてしまうと、多分集住都市の方はちょっと違うのではないかとというふうに思われるような気がします。例えば先ほど言った保見団地は、もう日本人社会は高齢化が進んでいて、そんなマ

ンパワーはないです。外国人はどんどん、どんどん入れかわり立ちかわりになって、でも日本語がしゃべれない。そこにもうコミュニティというものは成立しないです。コミュニティが成立するためには、日本語を必須にしてもらわないことには、あるいは日本人が必需なのかもしれませんが、そのくらいになれば。それは任意で選択するような話ではないような気がちょっとしていまして。これもやっぱりシビルミニマムから考えれば、それは日本語学習を必須にする仕組みをどうやって落とし込むかというのは、やっぱりシビルミニマムとして国が示していただけると、とても集住都市としては具体的な対応を展開しやすいと、そんなふうに思いました。ありがとうございます。

でも、本当に法律の整備、それから具体的な予算づけも含めて具体的に動いていただいてありがとうございます。これからもよろしくお願いします。

○コーディネーター 愛知淑徳大学交流文化学部准教授 小島 祥美

ありがとうございました。就学前と就学というセッションでしたので、中島先生の基調講演でご示唆いただいた、母語の重要性をもう少し議論したかったところでございます。就学前という子どもたちの立場から考えると、多言語での母子手帳作成が議論されているところでもあるかと思しますので、そこではぜひとも母子手帳の中に母語の重要性について一言入れていただくことも大きな一歩になるのかなというふうに思い、このセッションを終了させていただきます。皆様ありがとうございました。

セッション2

「誰ひとり取り残さない共生社会の実現に向けて ～日本語教育体制の充実から～」



登壇者

【外国人集住都市会議会員都市】

長野県上田市市長 土屋 陽一
長野県飯田市市長 牧野 光朗
静岡県浜松市長 鈴木 康友
長野県上田市教育長 峯村 秀則

【省庁関係者】

出入国在留管理庁次長 高嶋 智光
総務省自治行政局参事官補佐 高橋 範充
文部科学省大臣官房国際課国際協力企画室長 宮本 拓人
文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課長 三好 圭
文化庁国語課長 高橋 憲一郎

【コーディネーター】

愛知淑徳大学交流文化学部准教授 小島 祥美

＜登壇者による意見交換＞

○コーディネーター 愛知淑徳大学交流文化学部准教授 小島 祥美

では、引き続きセッション2のコーディネーターを務めます。どうぞよろしくお願いいたしますします。

セッション2は、誰ひとり取り残さないというSDGsの言葉を掲げております。共生社会の実現に向けて、日本語教育体制の充実からという内容でセッションを進めてまいります。先ほどセッション1では、やりとり等が不十分だったというご指摘もありましたので、皆様には時間配分を十分守っていただきまして進めてまいりたいと思います。

では、各都市における状況や課題解決のための必要な施策等について、集住都市会議の会員都市からご発表をお願いしたいと思います。

初めに、上田市の土屋市長、そして峯村教育長からお願いいたします。

○長野県上田市長 土屋 陽一

上田市長の土屋でございます。よろしくお願いいたしますします。

それでは、正面のほうと、あとお手元の資料をお願いします。上田市につきましての紹介は封筒の中にパンフレットがありますが、こちらのほうをご覧いただきたいと思います。現在、15万7,000人の人口でございまして、そのうちの約2.6%が外国人の皆様でございまして、4,000人を超えまして、直近の数字では長野県下、松本、長野、上田と3番目ということになっております。国籍別では、一番多いのが中国の皆様、そしてブラジル、ベトナムの順でございまして。

在留資格別では永住者の皆さんが34%と一番多く、そして次に定住者、そしてまた留学生、技能実習生という順番となっております。特徴は2つの民間の日本語学校があることによりまして、留学生の割合が多いこと、そして市内の産業、自動車関連部品などを中心といたしました製造業が多いことによりまして技能実習生が多いということでございます。

次は上田市の年代別に見ました日本語教育の環境でございまして。上田市の日本語教育環境の内容は、このスライドとお手元の資料22ページのところにありますが、左から右へ年齢を追っております。一番上の段が公のパブリックということでありまして、真ん中にボランティアの皆様で担っていただいている教室、そして次にプライベートの運営ということで、全体としてはこのような環境であります。

左上の市と協働して多文化共生を進めております上田市の団体、上田市多文化共生推進協会、通称AMU、Association for Multicultural community building of Uedaの略称ですが、ここでは学習支援といたしましてボランティアを小中学校へ派遣しております。

そして、一番上の段は、これは国のほうでもう進めていますが、みんなの初級日本語教室ですが、図の真ん中の学齢超過で来日された子どもたちから、日本語を学習したいという問い合わせがありまして、特に去年から増えてまいりました。長野県から協力いただきまして、文化庁の補助事業を活用させていただきまして、今年度開校したものでございます。

ここで課題を2点に絞ってお話します。1点目は、今お話ししました学齢超過の子どもたち、15歳と18歳に対する日本語での教科教育の場がなく、今後どのように補完していくかという課題になります。

2点目は、ボランティアの、右側にありますが、大人向けの日本語教室へ企業で働く技能実習生が殺到しておりまして、日本語を教えるボランティアが足りず、外国人を雇用されている企業からのご協力というのが課題となってきました。先ほどもお話ありました。

次は、小中学校の現場というところでの課題でありまして、峯村教育長からお話いたします。

○長野県上田市教育長 峯村 秀則

私からは上田市の外国籍児童生徒数と日本語教育の現状をご説明いたします。

まず、ご覧の円グラフが上田市の外国籍の児童生徒の実態でございます。外国籍児童生徒数は219人、そのうち日本語指導が必要な児童生徒は85人でございます。国籍別の割合は、ご覧のとおりでございます。国と県教委のご配慮で、日本語の指導のために6人の教員を上田市に加配していただいております。小学校4人、中学校2人でございます。

次は、県費職員の配置校の1つであります上田市立東小学校の教室の様子でございます。東小学校では平成8年に日本語教室が開設されました。その後、平成18年にプレスクールの意味合いを重視するために集中日本語教室「虹のかけはし」という名称で教室の設置目的を変えました。現在12名がこの教室に通い指導を受けておりますが、時代の移り変わりによりまして集中して日本語を指導できない状況に変わってまいりました。日本語の基礎を十分に教えてから教科指導をしていくのがプレスクールの考えであります。この教室が多国籍化していること、身につけた学習内容、年齢、母国語も全て違う子どもたちで構成されていますことから、指導の効率化を図るため、個別に教科指導と日本語指導を一緒に行っていかなるを得ない状況がございます。

そんなことを思っていましたら、先ほど中島先生のご講演を拝聴しまして、教科統合的日本語教育ということをお教えいただきました。少しほっとしております。

続きまして、上田第一中学校の様子です。平成9年に日本語指導教室が開設されました。現在、19名が日本語と教科指導を受けております。中学校の課題では、小学校と共通するところがあるわけですが、多国籍化、学習の習熟度が個々で大きく違うこと、母国語の違い等々ですが、しかし小学校との大きな違いは、生徒のほとんどが高校進学を希望していることです。また、保護者の希望も同じでございます。そのようなことから、高校の入試対策が必要であります。しかし、受験の学力を身につけることは大変難しく、個別指導の充実が喫緊の課題となっているわけでございます。

以上、上田市の外国籍児童生徒の状況と課題を申し上げます。

○長野県上田市長 土屋 陽一

続きまして、このような課題が、やはり日本語を学ぶ、そして日本語で教科を学ぶ。双

方の日本語教育という側面が大切だと思っております。今も教育長が触れましたけれども、ここに触れていますように、それぞれの人、スタッフを集めることが大事だということでもあります。そしてその人を育てる仕組みも大事だと思います。このスライドにありますように、コーディネーターが人をつなぎ、そしてその人を育てるコーディネート体制が必要であろうと思っております。

国へお願いしたいことは、義務教育年齢の子ども、それと大人とに分けるのではなく、全ての年齢を対象としました日本語教育の立体的な体制づくり、これを強く求めたいと思っております。このコーディネート体制につきまして、国のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○コーディネーター 愛知淑徳大学交流文化学部准教授 小島 祥美

ありがとうございました。

続いて、飯田市の牧野市長からお願いいたします。

○長野県飯田市長 牧野 光朗

皆さん、こんにちは。よろしくお願いいたします。私のほうからは、高校教育一本に絞って課題提示をさせていただきます。

まず、飯田市の概要でございますが、長野県の南に位置しております、外国人集住都市会議の中で、むしろ東海地域の市長さんいらっしゃいますけれども、皆さん方と近い関係にあります。上田市さんは恐らく北関東との関係が非常に強いのではないかと思いますけれども、その飯田市におきます特徴は「多様性」でありまして、ものづくりもまちづくりも「多様性」というのが1つのキーワードになっています。

飯田市の外国人住民につきましては、これもかなり多国籍化の様相を呈しております。ほかの集住都市とは異なるところは、上田市さんもそうなのですが、1番は中国籍の方々であります。これは歴史的な経緯がありまして、全国で一番満州移民を送り出した地域という歴史的経緯に基づくものに去来しております。

そうした中で、日本語教育、日本語学習の多様な主体による取り組みを行ってきておりますが、やはり義務教育の場だけで、こうした教育学習をしていくというのはかなり難しい。したがって、地域を挙げて、それを支える体制というものをつくっていくことが大切であると考えております。

そうした支えの中から、多文化共生を目指して活躍する高校生も出てきてくれているわけですが、先ほど上田の教育長さんからの話がありましたように、高校進学も義務教育のなるべく早い段階からガイダンスを行って考えていかなければいけないものだと思いますし、日本にルーツを持つ高校生も、外国にルーツを持つ高校生も、こういった形でこれから地域において多文化共生を考えていくのか、さまざまな意見交換なんかもやっていかなければいけない。あるいは日本にルーツを持つ高校生の皆さん方は、まずは地元をよく知ってもらって、そしてまた異文化に触れる中で、さらに地元の学習もしていって

だきたい。そういうことをすることによって、次に出てきますが、地域人教育、いわゆる地域を愛して、理解して、地域に貢献するような人材を地域の中で確保していくことができる。これは非常に重要な視点だと捉えておりまして、今文科省さんのほうでも、高校教育改革取り組んでいただいております、私も中教審の会議に参加させていただいておりますが、まさに高校教育自体が今、改革途中にある、という捉え方をしています。

そうした中で、高校教育課程における状況で何が課題になっているのか、というのを具体的な数字として見ていただければと思ひまして、数字を持ってまいりました。この赤い数字※1のほう、中途退学率、そして進学率、非正規の就職、それから非就学非就職。外国人の高校生の置かれた現状がこれでございます。端的に申し上げれば、国のほうにぜひよろしくお願いしたいのは、この赤い数字をいかに黒の数字※2に近づけるか、そのための施策をどういうふうにとっていただけるかということであります。これは非常に実は深刻な数字でありまして、先ほどのセッション1からお話出ておりますように、本年度日本は大きく舵を切って、これから外国人の方々が増えていくわけです。それも恐らく5年後以降、家族を伴った外国人の方が飛躍的に増えるだろうと。それも外国人集住都市間のこういった地域のみならず、全国的に増えるのではないかとということが考えられます。

そういった意味では、私はもう一つの2025年問題が顕在化しないかということを懸念するものでございまして、外国人集住都市会議がこれまで積み重ねてきた経験をもとにしまして、全国市長会におきまして提案をさせていただき、本年度から外国人受入問題に関する検討会が設置されております。もはやこの話題は全国的な課題になることは避けられないという、そんな思いを持っているところでございます。この赤い数字が黒の数字のほうに近づいていかないで、そのまま量的拡大が行われたときに、私たちの未来に待っている地域社会の様相というのは、恐らく多文化共生とは対極の状況を呈する、その可能性が非常に高いと思っています。

したがって、事はかなり急を要する深刻な状況であると考えております。時間はあまり残されておられません。そうした中で、今の高校生を取り巻く状況につきまして、私ども市町村が担当しておりますのは義務教育課程が主でございまして、この高校教育につきまして主に担当しているのは都道府県教育委員会でございます。そうした皆さん方にもぜひこの状況をよくご理解いただいて、積極的な関与をよろしくお願いしたいというものであります。

そうした中で、私たちがなすのは、まさに今、高校改革課程におきまして、高校と地域をつなぐそうしたあり方というものが検討されていて、学校での学びと地域との学びというものを有効的に、有機的に結びつけ、そしてその中にぜひ腰を据えて外国人の高校生の皆さん方を受け入れられる環境をつくっていただきたいと思います。ぜひよろしくお願い申し上げます、私からの提言にいたしたいと思ひます。

ありがとうございました。

※1 赤い数字

文科省平成30年度外国人児童生徒等の教育に関する現状における外国人高校生等の状況を表す速報値

中途退学率：9.6% 進学率：42.2% 非正規職率：40% 非進学・非就職率：18.2%

※ 2 黒い数字

文科省平成30年度外国人児童生徒等の教育に関する現状における全高校生の状況を表す速報値

中途退学率：1.3% 進学率：71.1% 非正規職率：4.3% 非進学・非就職率：6.7%

○コーディネーター 愛知淑徳大学交流文化学部准教授 小島 祥美

ありがとうございました。

続いては、浜松市、鈴木市長からお願いいたします。

○静岡県浜松市長 鈴木 康友

それでは、よろしくお願いします。前の画面を見て、浜松市には現在、約2万5,000人の外国人がいて、ブラジル人はいつとき減ったのですが、今はもう9,000人を大きく超えて1万人に近い状況になってきています。全体的に外国人が増えているという状況でございます。

先ほどからも、お話がありましたけれども、永住者等の長期滞在可能な在留資格を持つ人が約8割でして、もう日本は移民国家になったのだと感じます。後ほどちょっと話しますが、そういう状況でございます。

次は今の状況です。外国人は増えています。特に最近は多国籍化、今まで以上に、アジアの人たちが増えている状況でございます。

浜松市は多文化共生都市ビジョンを、2013年につくりました。これは多文化共生を進めていくための指針でございます。2018年に改訂をいたしまして、大事なところはここなのです。多様性を生かした文化の創造、地域の活性化。課題解決型の多文化共生から、外国人の持つ能力や文化的多様性を都市の活力、そして都市の発展に生かしていこうという、積極的な多文化共生に切りかえました。そして、欧州評議会が主導しておりますインターカルチュラル・シティ・ネットワークに、アジアの都市で初めて加盟をいたしました。

ここから少し特徴的な取り組みを2つお話しします。1つは浜松市外国人学習支援センター。これは外国人市民の総合的な学習支援の拠点施設として2010年に開設しました。リーマンショックのときに多くの雇い止めが起きました。そういう人たちが、次の就職先を探すときに何が一番困るかという日本語なのです。今日、いろんな自治体の取り組みのお話がありましたけれども、子どもの日本語教育については、我々もいろいろやってきました。しかし大人の日本語教育は、意外にも盲点だったのです。日本語をしっかりと学んでおかないと、次の就職に結びつかないということで、この施設をつくった次第です。

ものづくりの会社にいると、一定の技能を身につけていれば、それほど日本語を使わなくても仕事できてしまうことがあるのです。しかしながら、雇い止めになって次の就職探すというときは必ず日本語習得が課題になるということで、市のセンターをつくりまして、今、引き続き外国人の日本語の習得支援をしています。

それから、一方で日本語の学習支援を行うボランティアの養成講座なども行っております。

それからもう一つ特徴的なのは、ムンド・デ・アレグリアという準学校法人の許可を受

けた南米系の外国人学校もこの学習支援センターの2階に入っておりまして、総合的な施設となっております。

次に外国人の子どもの不就学ゼロ作戦でございます。これはぜひ文科省の方によく聞いておいていただきたいというふうに思います。実は、ある新聞に、各地で外国人の子どもの不就学が問題になっているという記事が載っていました。そのときに文科省のコメントとしては、具体的な対応策がないというものでございました。我々の取り組みを知らないのだろうなと思いました。積極的に発信しているつもりなのですが、今日はよく聞いておいていただきたいと思います。

浜松市でも外国人の子どもの不就学というのは問題になりました。先ほどからお話が出ていますように、外国人の子どもの義務教育を受ける権利はあっても義務はないのです。これが一番大きな問題なのですけれども、ですから学校に通わせなくても済んでしまう。これは後々大きな問題になりますので、我々は何をやってきたかという、今は外国人も住民基本台帳でしっかりと居住しているかどうかわかりますから、その中に学校へ行く就学年齢の子どもたちがいるか、いないのかと全部調べるのです。それと、学校へ行きますと学齢簿というのがあります。これは学校に行かれています子どもたちの名簿ですけれども、これと住民基本台帳をつき合わせますと、学校へ行っている、行っていないがわかるのです。

そうすると、明らかに学校へ行っていないけれども学齢簿に載っていない、これは不就学ではないかと懸念される子どもたちを全部見つけてピックアップして戸別訪問を行い、そして不就学ということがわかりますと、それぞれのご家庭に合った形で支援をしてまいります。やはり不就学になる理由はいろいろあるのです。経済的な理由で学校に行かせてなかったり、親が仕事が忙しくて学校に行かせるのを後回しにしていたり、あるいは一旦学校に行ったのだけれども、日本語が不自由で勉強についていけなくて不登校になってしまうなど、あるいは学校でいじめに遭って不登校になったり、いろんな理由がありますので、それぞれの理由に応じて対応してまいります。3年間で不就学をゼロにいたしました。今も、継続的に取り組んでいて、我々は浜松モデルと呼んでいますので、ぜひ文科省の皆さん、よく勉強してってください。

ここから問題でございます。今年、日本は大きく変わりました。これまで高度専門職以外の労働目的の外国人は、絶対受け入れないということだったのですけれども、特定技能という一定の制約はかかっていますけれども、高度専門職以外の労働目的の外国人を受け入れる国になりました。これは画期的なことです。しかも出入国在留管理庁が、一応総合調整を行うと。そうした部署もできたのです。また、126項目からなる総合的対応策というのができたということで、これ次々とできていきますけれども、かなり画期的なことなのです。本当に画期的だと思います。よくやったなということでもありますけれども、しかしまだまだです。やはり労働者としてしか見ていない。生活者としての視点が欠如しているのではないかと。だからこそ一番の問題は、こういう社会統合政策を担保する基本法が私は必要だと思っていますし、それから今の出入国在留管理庁ももう一段階格上げをしたほうがいいのではないかなというふうに思います。

ここから提案であります。実は私も5年間国会議員やっていたので、永田町の事情というのは、よく理解しています。移民だとか外国人といった瞬間に、もう湯気が上がるような議員さんがたくさんいらっしゃいます。特に与党のほうに多いです。今日、2人、国会議員の先生がお越しになっていますけれども、長谷川岳さんと入管法改正のときに、自民党の法務部会長をやった方とあるテレビ番組で対談したのですけれども、そのときに岳さんが言いました。国会を通す前に自民党の中で何度か潰されかけて大変な思いをしたと。けれども、何とか通せたのだということなのです。

これは実は官邸主導で強力に推し進めたというのがあります。菅さんという官房長官がいたから私はできたと思っていますけれども、そういう事情をわかりながら、あえて今日は提言をしたいと思います。先ほど言ったようにやはり基本法が必要だと思います。多文化共生基本法、あるいは社会統合基本法という社会統合を担保するそういう基本法が必要だということです。それから、できれば出入国在留管理庁を内閣府のもとに、外国人庁という形で格上げしてほしいということ。もう大変なハードルでございますけれども、あえて今日は、言わせていただきます。

それから、交付金制度をつくってほしい。いろんな補助制度ができたのですけれども、予算がいっぱいあると交付できないとか、あるいは虹の架け橋もそうでしたけれども、例えば来年はありませんとなってしまうと、こっちは事業を始めたのに、もう終わってしまうのですかみたいなことが往々にしてあるのです。ですから、使途を決めないで、交付金みたいなものをつくってほしいなというふうに思っています。多文化共生推進総合交付金みたいな交付金ですね。

市ごとに交付するのが大変だったら、県に基金をつくってしまえばいいのです。県がしっかりそれを束ねてやっていけばいいので、ぜひそういうふうに進めていただきたいなというふうに思っております。

さらに、日系4世の受入れについて。これは浜松市からの緊急提言でございますけれども、日系4世の更なる受入れ制度で、国は4,000人を受け入れると言っていましたけれども、実際は1年間で33人しか入ってこなかった。条件が高過ぎるのです。ぜひこれを今までどおり、日系3世と同じように定住者として日本に入国できるようにしていただきたいというのが、浜松市からの提案でございます。

以上でございます。ありがとうございました。

○コーディネーター 愛知淑徳大学交流文化学部准教授 小島 祥美

ありがとうございました。

それでは、関係省庁の皆様から、会員都市の投げかけについて1人4分でご回答のほうをいただきます。終了5時でございますので、時間厳守でお願いします。どうぞ。

○出入国在留管理庁次長 高嶋 智光

出入国在留管理庁でございます。座って説明させていただきます。時間が限られておりますので、簡潔にお答えします。

まず、日本語の問題につきましては、各省庁の総合調整機能の役割をつかさどる出入国在留管理庁としては、非常に有益、有意義な情報をどうもありがとうございました。我々、今日のご指摘等を踏まえまして、しっかり本腰を入れて役割を果たしていきたいと思っております。各論につきましては、各省庁から説明させていただきたいと思っております。

それから、浜松市長からご指摘がありましたいくつかの点について説明いたします。まず、法制度、外国人との共生に向けた法制度のご提案がございましたが、先ほども見ていただきました1枚紙で外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策改訂版、これが12月20日にできあがったばかりでございます。これは関係閣僚会議の決定ということでありまして、各省庁は必ず実行していくという、そういう覚悟のもとにでき上がったものであります。ある意味、法律よりも柔軟で、かつ拘束力がきついものではありませんけれども、しかしこれも完璧なものではもちろんなくて、もっとここを手厚くやるべきだ、これが抜けているという部分があると思います。その点はぜひご指摘いただいて、我々もよりよいものにしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、指令塔的役割として外国人庁というご提言がございましたが、現在、出入国在留管理庁が内閣官房とともに各省庁の総合調整機能を担うということでやっております。各省庁にまたがって、それぞれどこが受け持つかわからないとか、どこにも所管がないとか、あるいはなかなかこちらからお願いしてもやってもらえないとか、そういう問題が生じないように、しっかりと総合調整機能を内閣官房も非常に力を入れていただいておりますので、我々のこれからの動きをぜひ見ていただきたいなというふうに考えております。

それから、日系4世の話がございました。日系4世、昨年7月1日から日系4世の新たな受入れ制度というのを始めているところでありますが、確かにご指摘のとおり人数が非常に少ないということでございます。一方で、今日、もう話題になっていますが、やはりある程度日本語ができるという条件で入ってきていただかないと、本人もコミュニティーも苦しむというところがございますので、その問題を調和させる形で、さらに改善策がないか、まさにこれから検討していきたいというふうに思っているところでございます。

それから、財政的な話がございましたが、既に出入国在留管理庁としましては一元的相談窓口を設置するための交付金の制度につきまして、各都道府県市町村に対して募集してございまして、既にご報告させていただいているところでございますが、先日、令和2年度の予算の査定がございまして、来年度、もうこれは継続されますし、これからもずっと継続していきたいというふうに思っております。どうかこれを積極的に活用していただければと思っています。

それから、先ほど説明し忘れましたが、総合的対応策、どのくらい実行されたかということにつきましては、いわばフォローアップの部分につきましては、これも実は12月20日の関係閣僚会議に提出して説明させていただいたところでございます。これは出入国在留管理庁のホームページ、そこに内閣官房のほうにもリンクされておりますが、この中にもう見られるようになっております。一覧表で、かなり分厚いものでございますが、そこでどういうものが、どの程度実行されているかということを記載しておりますので、参考に

していただきたいと思います。

○総務省自治行政局参事官補佐 高橋 範充

総務省国際室でございます。よろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

まず、浜松市長さんから投げかけをいただいたところでございます。多文化共生社会の実現に向けて、日本国内の広がりという面と、財政措置という面からお答えさせていただければと思います。

まず、広がりという面でいきますと、お手元の青い資料の57ページでございますけれども、私ども総務省では平成18年に自治体における多文化共生施策に関する指針、現場での作成に活用していただくために多文化共生推進プランを平成18年3月に策定しております。近年、在留外国人の増加、そして総合的対応策の打ち出しもあり、環境が大きく変わっていますので、今年11月から研究会を開いております。来年のプラン改定に向けて検討を進めております。

それから、また資料の60ページ、61ページでございます。既にこちらは外国人集住都市会議の皆様は先達ではございますが、こういった取り組みを日本全国に広げていかなければいけないと。そのためには、やはり先進事例の共有が必要になるので、60ページでは先進的な取り組みを行っている地域を多文化共生アドバイザーとしてご紹介する、また、多文化共生地域会議を開きまして、先進的な取り組みの情報共有をする場を設けておるところでございます。こういった取り組みを着実に進めていければと思っておるところでございます。

また、財政措置につきましては、資料の58ページをご覧くださいければと思います。総務省では、地方財政措置になりますが、自治体が法務省の交付金の中の外国人向けの一元的相談窓口の運営部分の地方負担について財政措置を行っております。また、自治体で独自に、例えば通訳業務、あるいはタブレットの導入といった導入経費、あるいは先ほどご紹介しましたアドバイザー制度とか地域会議の参加の経費に対して、交付税措置をすることで広がりを進めていくことを考えておるところでございます。

以上でございます。

○文部科学省大臣官房国際課国際協力企画室長 宮本 拓人

文部科学省大臣官房国際課、宮本です。座って失礼します。

私からは取り組みの紹介と課題の共有というようなことになるのですが、このセッションのテーマは誰ひとり取り残さないというテーマになっておりますので、少々抜け落ちがちになりそうなセーフティーネットになるような、土屋市長から学齢超過のお話と、あと資料の中では市内にはないということでしたけれども、外国人学校についての言及がありましたので、その辺についてお話しさせていただきたいと思います。

学齢超過の方に対しては、文部科学省として取り組んでいる施策としましては、夜間中学の設置促進というものをやっております。現状で夜間中学に通っていらっしゃる方々の8割が外国人という数字が出ておりますので、それで文部科学省として促進に取り組んで

いるのですが、現状では都市部、主に東京、大阪を中心に33校設置されているという状況ですけれども、政府の目標としましては、全都道府県に1校、全指定都市に1校というような目標を掲げておりますが、まだまだ道半ばということで、自治体の皆さんのご協力をぜひお願いしたいと思っております。

来年度の予算案としまして、新設については3分の1の補助をするという新規予算ができましたし、それから日本語を含む教育活動の充実について、これは委託費ですけれども、そういった予算を措置しておりますので、量、質ともにこれから取り組んでいかなければならないと思っております。

もう一方、外国人学校についてなのですが、先ほどのセッションで太田市長からの過度な集住により、日本語による機会の減少というような話がありましたが、外国人学校はそういったことになりがちということで、国としてもなかなか支援をしたいと思っております。ですので、これはちょっと歴史的な経緯もあるのですが、現状では一部各種学校になっていて、都道府県の認可を受けている学校もあるのですが、無認可で寺子屋みたいな形で取り組んでいらっしゃるというようなところもあります。こういったところに日本語教育も含めた支援をどのように届けていくかというのは、大きな課題だと感じています。

今後、特に外国人の方々が永住、定住とつながっていくとなると、日本のコミュニティーにどのように入っていくか、その上で日本語をどう育てていくかということは非常に重要だと思えます。

現状、唯一できている事業としましては、定住外国人の就学促進事業という事業を我々3分の1補助でやっておりまして、来年から男女課のほうに、三好課長のほうに移管させていただいて、学校向けの補助事業と一体的に施行することになっているのですが、現状で、先ほどの話では、上田市の東小の虹の架け橋という話がありましたが、虹の架け橋事業がもとになった事業ですし、あと鈴木市長からムンド・デ・アレグリアの話がありましたが、ここでも活用いただいているというようなものです。ただ、これは事業の要件としては、学校との接続が前提となっております、事業主体も自治体さんになっておりますので、自治体さんにぜひ活用いただきたいと思っております。

こういった状況ですので、外国人学校にこういった支援を届けていけるかということについて、大きな課題で自治体の皆さんのお知恵を拝借しないといけないと思っておりますので、ぜひ一緒に考えていただければと思います。ありがとうございます。

○文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長 三好 圭

では、続いて私のほうからは、飯田市の牧野市長さんからご提言がありました高校のお話をさせていただきたいと思えます。

高校については、外国人の受け入れについて申し上げますと、義務教育学校以上にまだまだ手がついていない、困難な課題だというふうに認識をしております。日本全国の高校進学率というのは、実は今、通信制も含めると99%になっておりまして、高校に進学しな

い人はほとんどいっしょじゃないわけです。逆に言いますと、外国人の方でも高校に進学をして、きちんと卒業するというのが、その後の就職とか、あるいは進学というものに繋がるという意味では非常に重要なのですが、先ほど牧野市長からの提言の資料の中に入っていましたように、赤字と黒字の差というものがあまして、毎年、毎年ドロップアウトしていく。そして、大学に進学できない。

そして、ここのデータの中には入っていないのですが、さらに高校に進学するところでも壁があって、これは小島先生のご専門ですが、それこそ受験の仕組みみたいなものもさらなる配慮が必要だということでございます。特にドロップアウトする理由なのですが、幾つかありまして、日本語ができない、わからないというのが一番、先ほど中島先生の御講演の中にもありましたけれども、やはり小学校とか、あるいは小学校の中学年から入ってくるようなお子さんというのは、すぐに日本語になじんでいくわけですが、高校の段階でまだ日本語指導が必要というお子さんというのは、中学から入ってきている人が多いわけで、要は言語を習得するという部分についてもそれなりのハードルがあるというのが1つです。

それから、やはり高校での授業が難しい、勉強が難しいですので、なぜこんなことを勉強しなければいけないのかとか、あるいはここで一生懸命勉強しても、将来何になるのかとか、あるいは何になりたいからこういう勉強をしなければいけないというところの情報がないのでわからないと。あとは、家族の経済状態が苦しいので、高校に通っていてもただ座っているだけであれば、働いて幾ばくかの収入を得たほうがいいということで退学をするという方もいらっしゃいます。そのことに対する対策として、義務教育段階のお子さんに対する支援と同じように、そういった支援員とか通訳の配置ということを進めておりますけれども、昨年度から包括支援ということで、日本語指導だけではなくて、進路相談とかキャリア教育とか、あと生活相談、それから放課後の居場所づくりみたいなものを包括的に支援する自治体に対して補助金を出すという仕組みを導入しております。

今年度が初年度になるのですが、静岡、三重、それからあとは市になりますけれども川崎、新潟、大阪、豊橋の6つの地域でやっておりますので、またそこでの成果なども活用しながら取り組みを進めていきたいと考えています。

以上です。

○文化庁国語課長 高橋 憲一郎

文化庁国語課の高橋でございます。いかなる年齢においても、全ての年代における日本語教育環境を整えるということと、それに関連してコーディネーターのあり方についてご提案がございましたので、これに関連して若干お話をしたいと思います。

まず、結論的に申し上げますと、文化庁としては地域の日本語教育、あるいは生活者としての外国人に対する日本語教育という観点で施策を進めております。その観点から言いますと、いかなる年齢の方に対しても日本語教育の体制を整えていくので、それに対するコーディネーターもしていく、そういった形の日本語教育施策の進め方というのは大変素晴らしいものだと思っております。

今回、上田市様の資料の中にもございます「みんなの初級日本語教室」につきまして、まさにこういった取り組みが非常に優良事例だというふうに認識をしているところでございます。文化庁のほうで今年度、新たにつくりました「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」では、このような自治体の取り組みを推進していくこととしております。

資料を拝見させていただきますと、「みんなの初級日本語教室」以外にも大人向けの日本語教室やボランティアの方が中心となられているようなものとか、子ども向けの日本語教室とか、あるいは日本語学校との連携をした取り組みであるとか、多数のお取り組みをされていらっしゃると思います。長野県を通じて申請をいただけると大変ありがたいと思っております。

あと、コーディネーターの関係ですけれども、やはり地域コーディネーターの方が、日本語教育を支援していただくボランティアの方や日本語教師、小学校、中学校などとも連携しながら、地域において外国人の方々が日本語教育を受けられる、学習できるという環境をコーディネーターの方が中心となって整えていただければと思っております。

また、コーディネーターの方も1人である必要は当然ないと思いますので、複数の方がそれぞれの役割分担でコーディネートいただければ、大変すばらしいことだと思っております。

以上でございます。

○コーディネーター 愛知淑徳大学交流文化学部准教授 小島 祥美

ありがとうございました。このセッションが5時に終了いたします。ここからは時間配分がございませんので、残り時間で十分な議論を行っていきましょう。

では、上田市の教育長、お願いします。

○長野県上田市教育長 峯村 秀則

上田市の峯村でございます。先ほど飯田市の牧野市長さん、上田市の土屋市長からの要望がございました年齢による区切りのない、誰ひとり取り残さないという、そういう方策でございますが、現在、文化庁では生活者としての外国人を対象に、文科省では外国籍児童生徒等を対象にご支援をいただいております。今後、児童生徒から学齢超過者、大人、老人までどのように日本語習得の支援をしていくかというのは課題であると思うわけですが、実は義務教育の範疇では学齢超過者の支援は難しいというふうに考えております。

先ほど文科省の宮本さんが、夜間中学をというようなお話がございましたが、実は長野県や上田市の現状を申し上げますと、日本国籍で学び直しを希望する人たち、それから学齢超過の外国籍の人たちのための夜間中学をすぐ設置するということは難しいというふうに考えております。それは長野県では、夜間中学を指導できる教職員がいないということです。要はそういう経験がないということです。

2つ目は、教員の給与のことですが、教員の給与は国が3分の1、県が3分の2を持っております。果たして県にそれだけ財政的なゆとりがあるかどうかということがございます。

3つ目は、他県の状況をお聞きしておりますと、夜間中学では日本国籍で学習機会に恵まれなかった高齢者や不登校で学校での学びができなかった方を対象に、高校、大学の受験資格を得たりするための学びを求めている方がお見えになると聞いています。しかし、外国籍の方は、日本語を習得することを目的にしております、根本的に学びの立場が違うのではないかなということがございます。

そんなことからお願いしたいことは、現状の各学校への外国籍児童生徒指導への支援は継続していただきながら、例えば年齢を問わずに教育できる場の設置ができないだろうか、それは夜間中学といいますから、義務教育のような縛りになってしまいますが、夜間学校というような名前で、定時制高校の中にそれを設置することはできないかという、それ省庁の枠組みを超えてやっていただけないかなということを思うわけであります。かなりハードルが高いと思いますが、誰ひとり取り残さないということを考えますと、そのようなシステムがあつたらいいかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○コーディネーター 愛知淑徳大学交流文化学部准教授 小島 祥美

ありがとうございます。

宮本室長、三好課長、お願いいたします。

○文部科学省大臣官房国際課国際協力企画室長 宮本 拓人

済みません。具体的なご提案をいただきましたが、ちょっとこの場で夜間中学の担当がいるわけではないので直接お答えはしがたいのですが、夜間中学については、中学、中学というふうに言っていますけれども、一応義務教育段階の普通教育を受ける機会を保障するためのものであって、これはちょっと逆的なのですが、小学校でも夜間小学校というのをつくることは一応法律上は可能ですが、現状で存在していないというのがあります。

高校段階については、今おっしゃったように定時制高校というものが存在する中で、そこに例えば日本語教育の支援をもっと入れていくというようなやり方もいろいろあるかと思しますので、それも担当といろいろ協議して、このようなご提案があつたということも伝えてご議論したいというふうに思います。三好課長も同じ意見です。

○長野県飯田市長 牧野 光朗

どうもありがとうございました。もう一度言いますけれども、今、赤い数字を黒い数字に近づけていく努力をしないと、確実に何が起こるかということ、要は外国人の高校生の皆さん方が、これから急速に全国的に増えていった場合、黒い数字が赤い数字に近づいていきます。そうならないためにはどうすればいいかというふうに考えていかなければいけないのです。黒い数字が赤い数字に近づいていったら、どういう地域社会になるかというのは目に見えていますから。だからこそそうならないための努力というのを今から最大限していかなければいけないのです。

私はずっと外国人集住都市会議出ているのですけれども、エビデンス（根拠）に基

づくという言葉も文科省はもう聞き飽きていると思うのですが、もう少し数字的なものをちゃんと見ていただいて、その数字をどういうふうに改善していったらいいかという形の政策を私はとってほしいのです。そうでないと、やっています、これやっていますというだけになります。実際、その数字が改善されたかどうかという検証がないと、本当に変わっているのかなという疑問を現場として持たざるを得ないということだと思います。

もう一つ、非常に重要なことは、全国に広がっているということは、外国人集住都市会議の経験をしているような地域と、そういう経験の全くない地域との格差が顕在化するということです。出入国在留管理庁の方にぜひよろしくお願ひしたいのですが、6月に全国市長会の正副会長で官邸参りをしたときにも、菅官房長官に対してもお願ひしているのですが、そういった経験がない自治体から見れば、どこに相談したらわからないという状況になっておりますので、ぜひ窓口を一本化して、ちゃんとそこでワンストップで相談に応えられるようにしていただきたいとお願ひしています。そのことについて、わかりましたという話になっていますから、それが入ってきているはずなのですが、全国的にこれがちゃんと機能するようにしていただきたいというものであります。ちょっと念を押してしまいますけれども、ぜひよろしくお願ひいたします。

○コーディネーター 愛知淑徳大学交流文化学部准教授 小島 祥美

ありがとうございます。

では、高嶋次長、そして三好課長、お願ひいたします。

○出入国在留管理庁次長 高嶋 智光

最後の経験のない自治体に対するいろいろご説明というのですが、今、全国で13人ほど外国人受入環境調整担当官というのが、これは平成31年度、令和元年度の予算で13人つけてもらったのですが、全然足りないものですから、来年度予算で38人増員しまして、全員つくことになりました。一応定員が増えますので、そこはもっと円滑に動けるようになるかなというふうに思っています。恐らく窓口がわからない、言ってもうちではありませんと言われるということで、非常にフラストレーションがたまるような形だということは重々聞いておりますし、恐らくまだ4月にできて、我々行政に対する支援という初めての仕事を始めているものですから、まだまだ現場では慣れずに、縦割りで仕事をやってしまっているという部分がありますが、ここは少しずつ直していきたいと思いますので、もう少し時間をいただければと思います。よろしくお願いします。

○文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長 三好 圭

文部科学省です。先ほど、やっていますという説明をしたつもりはあまりないのですが、定数ベース、あるいは数字で見ていくということの重要性というのは、そのとおりだとは思ってまして、外国人集住都市会議がこれまで本当に率先して毎年いろんな調査をされて、私どもも活用させていただきましたし、そういうのを見倣って今回初めて赤

い数字については国で調査をしたというところでございます。ですので、これをいかに、黒を赤にではなくて、赤を黒字にということだと思います。

もう一つの散在地域をどうするのだというお話があったかと思いますが、そこをめぐって幾つか取り組みをしようとしておりますので、ご紹介させていただきます。

1つは、先生の力量を上げていくということで、日本語指導の担当の先生を確保するという点も含めて、大学で先生になる勉強をしているときに、日本語指導の研修を受けていなかったわけですから、後づけでそういった方々に日本語指導のスキルを身につけていただかなければいけないということで、本当に初級者向けの動画コンテンツというものを来年度開発したいと思っています。これで散在地域の先生、教えたことがないというような方でも、動画を見て基礎の基礎というのを学べるような仕組みというのをつくっていきたいと思っています。

もう一つは、散在地域に対する支援ということで、実は今年度から日本語指導アドバイザーということで、文部科学省から全国の日本語指導の有識者の方々を任命するというのをやっております。こういった方々をご依頼があった地域に派遣しまして、研修の講師役を務めていただいたり、地域の体制づくりというのをやっていただいたりということを始めまして、今、様々な地域から非常に依頼が来ております。講師の派遣費用とか謝金というのを全部国で持つというような仕組みでやらせていただいております。

さらに、来年度はモデル的に拠点地域を選びまして、大学と拠点校（小学校・中学校）、教育委員会も含めて連携をして、散在地域のように、社会資源がないところにどのようにして1から日本語指導の体制をつくっていくのかということを調査研究事業という形でやっていきたい。こういった取り組みとしては、まさにこれからというところだと思いますので、頑張っていきたいと思っています。

以上です。

○コーディネーター 愛知淑徳大学交流文化学部准教授 小島 祥美

高嶋次長、お願いいたします。

○出入国在留管理庁次長 高嶋 智光

赤い数字を黒に近づけていくという話がございました。これは教育の部分の問題だけではなくて、やはり日本語を十分にできない、あるいは十分に学んでいない方が、結局学校にも行かない、仕事にもつけないということになりますと、それは日本人がそうである場合を想像すれば容易なのですけれども、わが国の治安にもかかわってくる、そういう重大な問題であります。そういう認識のもとで、我々はやっぱり日本語教育も含めて教育というものはすごく大事だし、場合によっては定住者については就職という問題も、ちゃんと仕事について納税してもらう、社会保険料を払ってもらうということは大事だということは認識しておりまして、それに向けてしっかり数字が出るような形でやっていきたいと思っています。そのことの責任は、そういう意味で果たしていきたいと思っています。

○コーディネーター 愛知淑徳大学交流文化学部准教授 小島 祥美

では、浜松市長、お願いいたします。

○静岡県浜松市長 鈴木 康友

3点発言をさせていただきたいと思います。

最初の2点は、高嶋次長はご回答しにくいと思うので、むしろ今日、ご臨席の国会議員先生によく聞いておいていただきたいなと。

先ほど私が基本法のお話をしましたけれども、社会統合政策の充実、総合的対策も充実しているというご回答をいただきました。これはいいのですけれども、私が言いたいのは、これの上になるのです。かつて私、国会議員のときに、エネルギー政策基本法という法律、議員立法でその法律をつくりました。当時、エネルギー政策は数多くあったのです。けれども、ばらばらというか、1つの理念がなく、これは理念がないとだめだろうということで、大事なエネルギーですから、エネルギー政策基本法というのできて、その下にエネルギー基本計画というのできて、いろんな政策がそこにつくられたということで、エネルギー政策ががらっと変わってきたのです。

それと同じように、社会統合基本法となって、その下に総合的対応策というのがなければいけない。中川先生はよくわかりだと思いますので、ぜひまた国会の中でご活動いただければというふうに思います。

それから、2点目の総合調整機能を持つ役所の中の組織の話ですけれども、内閣官房としっかり連携してやっていくと。これ菅官房長官の肝いりの事業でございますので、よく私もわかっています。ただ内閣というのはいつまでもずっと続くわけではないですね。いずれ安倍内閣が終われば、そうすると官邸の様子もがらっと変わる。そうすると、今は官邸のグリップが聞いていますけれども、官邸のグリップがきかなくなったらがらっと変わってしまうのです。だから私は、消費者庁ができて消費者行政が格段に進んだように、やっぱり外国人庁みたいなものをつくるべきだと思います。

かつて、ご存じの方もいらっしゃると思いますけれども、自民党の中で中川秀直先生がいらして、移民法と移民庁をつくらうという提案をしたのです。これは幻に終わりましたが、与党の中で出たわけです。これはすごいことだなと思います。気持ちは多分中川秀直先生も一緒だと思いますけれども、ぜひ私はやはり必要だなというふうに思います。これは多分高嶋次長も一緒だと思います。次元を超えていますので、あえてご回答は求めませんけれども。

3点目に、先ほど宮本室長から、外国人学校への支援のいろんな自治体からの提案を欲しいというお話がありましたが、実は私はよく提案しているのです。例えば、ムンド・デ・アレグリアという外国人学校を、特定公益増進法人、いわゆる特増法人にしてくれと。今、いろいろ企業さんから寄附が来るわけですが、やっぱり特増になっていないので、思うように寄附が集まってこない。ずっと言い続けているけれども、いろいろ事情があるのはわかります。ただ、私が提案したいのは、だから外国人学校というのはいろいろありますから、首長が認めた場合という条件つきで特増法人を認めていただければ、これは何で

も無条件でというわけにはなりませんので、そういうことで今日はひとつ提案をしたいというふうに思っております。

以上でございます。

○コーディネーター 愛知淑徳大学交流文化学部准教授 小島 祥美

ありがとうございます。

では、まずは高嶋次長からでしょうかね。お願いいたします。

○出入国在留管理庁次長 高嶋 智光

法律も外国人庁もなくてもしっかりやっているねと言ってもらえるように頑張りたいと思います。

○コーディネーター 愛知淑徳大学交流文化学部准教授 小島 祥美

では、宮本室長お願いします。

○文部科学省大臣官房国際課国際協力企画室長 宮本 拓人

外国人学校の税制については、鈴木市長から数回にわたりご提案をいただいております。この場だけではなくても文部科学省に足をお運びいただいてもご提案いただいております。我々もちろん自治体から受け取っているいろいろな考えておりますが、やっぱり外国人学校の形態が多様なので、どのように制度設計できるのかと。あと過去に幾らか取り組んだ例があるのですが、なかなか実現しなかった失敗例とかがあるので、その辺を参考に、あと今いただきました新しい具体的なお提案もまたこちらで検討させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○コーディネーター 愛知淑徳大学交流文化学部准教授 小島 祥美

今の外国人学校の点については、ぜひ安全を守る、健康を守るという観点からも、ぜひ子どもたちの大事なところでございますので、お願いしたいところです。

○長野県上田市長 土屋 陽一

ありがとうございます。先ほど日本語教育体制の充実の中で、コーディネーター、コーディネート体制触れたのですが、文化庁につきましてはさまざまな形で考えていただいております。このコーディネーターですが、人と人とを結びつけるといいますか、大事な役割だと思うのですが、これにつきまして財政的な視点も含めまして、将来的な面でアドバイスいただければありがたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○文化庁国語課長 高橋 憲一郎

文化庁国語課の高橋でございます。

事業の紹介みたいな形になってしまうのですが、文化庁の事業として「地域日本語教育

の総合的な体制づくり推進事業」がございます。都道府県及び政令市に対して、地域での日本語教育の体制づくりをしていただくためのさまざまな取り組みに対して補助するという事業でございます。

この中では、日本語教育に係るものであれば、おおむね補助の対象となる可能性は十分ありますので、申請者である県にご相談の上、国のほうに申請いただければと思っております。

○コーディネーター 愛知淑徳大学交流文化学部准教授 小島 祥美

ほかによろしかったでしょうか。先ほどの浜松の市長からございました不就学ゼロのところについて、最後ご議論できたらと思います。

今年の9月に、文部科学省より不就学の子どもたちの実態調査の発表があり、その中では6人に1人が就学にアクセスできていないという深刻な状況が報告されたところです。そうした中で教育への義務というところについて、どのように皆さん考えられているのかというところです。浜松の市長からは、学齢簿をつくるという、そういったところで不就学は把握しているのだというお話がございましたので、その学齢簿ということについて今後どういうふうに考えていくのか、またこの就学実態調査の中で、就学という位置づけの中で、外国人学校の存在というのが大変大きな位置づけであるということもわかったところでございますので、この日本語教育推進法の趣旨に沿えば、今後どういうふうに考えていくのか、その点についてもご議論いただければと思います。よろしいでしょうか。

○文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長 三好 圭

文部科学省の三好です。

不就学の問題ですね。国として今回初めて調査をして、結果を公表したというところでございます。不就学ゼロということで取り組んでいらっしゃる自治体も幾つかあるわけがありますけれども、その一方で外国人のお子さんについては、就学義務はかかっていないのだから、保護者から求めがあれば対応はするけれども、積極的な対応はしないというような自治体も実はあるわけでございます。そういった自治体に対しては、これまで通知の中で、先ほど話題に出ました学齢簿、これは就学義務のかかっている人が対象なのですから、外国人のお子さんについても学齢簿に準ずるものをつくってくださいとか、あるいは外国から転入、自治体から転入、あるいは就学前の段階のお子さんがある家庭にはちゃんと就学案内を送ってくださいといったことを実はこれまで随時通知を発出してきたところでございます。今年の3月に通知を発出したところでございます。

しかしながら、今回、2万人、実数はもっと2万人よりは少ない。要するに自治体が把握をしていない、ほかの外国人、ほかの自治体、地域の外国人学校に通っている例もあるはずなので、2万人よりは少ないと思いますけれども、それだけのボリュームが明らかになってきているという中で、1つには先ほど鈴木市長からの取り組みがありましたけれども、今回、自治体が集計をした中で、いい取り組みをしている例というものを集めております。それも本当にトップオブトップの自治体の取り組みというのは、なかなか一足飛び

にまねができませんので、ちょっとした工夫をしているような自治体だとどういうことをしているかみたいなことも含めて、今、事例を取りまとめて公表したいというふうに思っております。それを超えて、もう少し何か制度的な仕掛けが必要ではないかという議論を「外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議」を設置し、行っております。先ほど高校の改革の話もありましたけれども、高校改革に加えて、外国人の子どもに対する指導のあり方の見直しというのは実は中央教育審議会の諮問事項になっておりますので、今年度中に、有識者会議での議論を踏まえ、何らかの方向性を出していきたいと、このように思っております。

以上です。

○静岡県浜松市長 鈴木 康友

今、義務教育の対象になっていないから、親から言ってこないからと待ちの姿勢になっているという自治体の話がありましたけれども、だからこそ私たちは前からですね、この外国人集住都市会議で、外国人の子どもも義務教育の対象に加えてくださいという提言をずっとしているわけです。まず、やっぱりそれが僕は先決だと思います。首長がそういう逃げができないようにしないといけないと思います。日本人の子どもも外国人の子どもも一緒なのですから、これは義務教育の対象にすべきだと私は思っています。

○コーディネーター 愛知淑徳大学交流文化学部准教授 小島 祥美

ちょうどお時間になりました。これで、このセッションを終了させていただきます。皆様、ありがとうございました。

総括



登壇者

【セッションコーディネーター】

愛知淑徳大学交流文化学部准教授 小島 祥美

【上田市在住外国人】

上田市外国籍支援専門員 比嘉 マリソル

【基調講演者】

トロント大学名誉教授 中島 和子

＜登壇者による意見交換＞

○コーディネーター 愛知淑徳大学交流文化学部准教授 小島 祥美

最後の総括になりました。うわあ、あつと言う間ですね。もっともっといっぱい議論したいことがありましたね。準備もいっぱいしたのですが、すごく急いだ議論になってしまって申しわけございません。これは1日やっていたいというか、何日も、二、三日、いや、1週間ぐらい議論が必要な、議論が尽きない重要な内容ばかりでした。

まずは中島先生、本日の会議にご参加されて率直なご意見を、感想をお聞かせ願いたいです。よろしくお願いします。

○トロント大学名誉教授 中島 和子

大変勉強になりました。非常にコンパクトに、いろいろな方のご意見を聞かせていただいたこと、こんなにいい勉強の時間はなかったということが率直な印象です。海外から見ていると、経済産業省の方もおっしゃっていたように、外国人が、日本が手を挙げたらもっと来るだろうというような楽観的な感じは全然しません。日本がもっと魅力的な国にならないとそうはいかないと思います。そういう意味で、非常に危機感を持っています。

そして、日本の子どもですが、やはり私が一番がっかりしたのは、母語が大事だということをお話しをしたのですが、幼児も含めて母語のことについての方針、政策がゼロだということもわかりました。そこまで手が届かないということはよくわかるのですが、やはり日本に来たら日本語を学ぶのは当たり前のことですが、日本語だけであればいいのかというと、そうではない。それでは日本にとって役に立つ人材にならないと思うのです。日本人と同じように日本語ができるようになるはずがないし、ネイティブスピーカーになるわけでもないで、そういう意味で根の浅い日本語力だけで本当に生きていけるのだろうか。特徴というカルーツのある言語でないと、結局役に立たなくなりますので、やはり特に幼児のプログラムでは母語と日本語の両方を強めていくという考え方が、日本の将来を見据えて非常に大事ではないかと思います。

○コーディネーター 愛知淑徳大学交流文化学部准教授 小島 祥美

ありがとうございます。

マリソルさんはいかがでしょう。上田市民として、また現在は上田市の職員、専門員として外国人相談窓口で活躍されているマリソルさんですが、マリソルさんのお立場からどんなふうに今日の会議をごらんになりましたか。

○上田市外国籍支援専門員 比嘉 マリソル

私は小さな挨拶がしたい。私は外国人ですが、こうして皆様の前に座ることだけで本当に感謝しています。自分の声が皆様に届くことで、本当にありがとうございます。感謝します。自分が書いた小さなメッセージを読みます。

私の住む長野県は教育県で、上田は信州の中でも100年の農民美術と、昔、鎌倉時代に塩田の学会の歴史を持つまちです。私は、比嘉マリソルと申しまして、その市に住んでおり

ます。ブラジルとの日系3世で、20年前から上田市に住んでおり、現在はポルトガル語で通訳を行っております。

私は、地域において多国籍の異文化理解に協力をしているボランティアとして日本語を教えている方々に、そして学習支援員の皆様やその他団体の皆様にお礼を申し上げ、母語でお礼を述べたいと思います。

ムイトオブリガーダ、ありがとうございます。

○コーディネーター 愛知淑徳大学交流文化学部准教授 小島 祥美

ありがとうございます。

今日の中島先生のお話を伺った中で、日本人の方が海外にいらして、その中でどんなふうに日本語の力を伸ばしているのかという話がございました。その学びは、ここ日本に住んでいる外国人の子どもたちに応用できる学びと思うのです。日本人が海外に行けば、日本語をすごく大事にしたい。その想いは、日本に住んでいる外国人の方たちも、自分たちの子どもたちに母語を大事にしてもらいたいというのは同じですね。その視点に立った中で、中島先生、これからの日本で外国人の子どもたちの学習、特に日本語教育推進法を考えていく中で、考えておかなければならない点、注意しなければいけない点はどこころでしょう。ぜひ教えていただきたいです。

○トロント大学名誉教授 中島 和子

海外から基調講演者を選ぶというのは非常に画期的なことではないかなと思うのです。私はせっかくここに来ましたので、海外の視点から推進法をどう見るかということについてお話ししたいと思います。推進法の中に、国内だけでなく、海外で日本にルーツを持つ子どもたちの日本語教育についても言及がありました。法律の中に国内に加えて海外の子どもものことも入っています。これは画期的なことだと思うのです。

少子化が進む中で、ちょっと枠を広げて日本を出て海外に住む日本にルーツを持つ子どもたちも含めて日本のことを考えていくということが、多分これからの日本に必要なのではないかなと思うのです。そういう意味で、今度の推進法は非常に画期的でした。ただ、文言には問題がありまして、例えば「邦人の子孫等」と書いてあるのです。そうすると、4世も5世も6世も7世も入ってしまいますよね。やはり何世が最も効果的に日本語を身につけるかという、1.5生児から2世児なので、そこをもうちょっと明確にする必要があると思います。4世児に日本語を教えるとなると、学校教育できちんとしたバイリンガル教育をする以外に方法はありません。家庭を中心に支援があれば、2世児は自分の言語持っている、そういうところに支援があると日本には良いことだなと思うのです。

海外で育つ子どもも同等の立場で扱った法律は本当に少ないのではないかなと思うのです。それで、海外の人たちは、日本に認知されず放置されたまま、いろいろな母語保持伸張の努力をしてきて、それがある程度認知されそうところまで来たというので、今、海外にいる日本人たちは非常に活性化しています。このチャンスにネットワークをつくって、何とか日本と連携をとりながら、日本にルーツを持つ子どもたちを日本の役に立つ人材に育

てようという機運が盛り上がっています。

この関連で、ここにいる皆さんのところにもお配りいただいたと思うのですが、東海大学の小貫大輔先生が中心になって、子どもの視点から日本語教育について考える国際フォーラムを開催いたしました。この中で4つの分科会があり、その1つが海外部会でした。来年の6月の基本方針の制定までに、同じような会合を海外の学会との関連で開催していくつもりです。このチラシに提言がいろいろまとめてありますけれども、その中に海外在住の人たちの意見が含まれたということは非常に大事なことで、ぜひ皆さんに読んでいただきたいと思います。

海外在住日本人の問題の1つは、関係者会議とかいうような形で、基本方針を決めるに当たっていろんな分野の方が意見を出す会議がもう何回か開かれているということを聞いていますけれども、海外在住邦人を含めた法律であるにもかかわらず、海外の人の声を反映させるチャンネルがないということが、私は非常に気になっています。せっかく門戸を開きながら、無視されているという気がします。

私たちは現地語である英語をどう育てるか、その過程で母語である日本語をどう守るかということに関しては当事者であり、豊かな経験を持っています。日本では、母語教育は当事者たちが決めることなので、日本人は部外者ですね。あまり踏み込めない分野なのです。この点で、私たちの経験が日本で生かせられると思います。

○コーディネーター 愛知淑徳大学交流文化学部准教授 小島 祥美

ありがとうございました。

今、お話のあった中島先生の資料については、お帰りの際に出口のほうにございますので、ぜひ1部ずつお取りいただければと思います。

マリソルさん、どんな日本になるといいと思いますか。ぜひ教えていただきたいなと思います。

○上田市外国籍支援専門員 比嘉 マリソル

今のままでいいですね。ただ、もう少し私たち外国人が勉強できる環境が整っていくと。それで私、毎日、窓口で本当にいろんな世代、男性、女性、いろんな国の方の問題、教育相談を受けていますから、もし直接に誰かが上田市に連絡していただいたら、具体的に会社みたいな感じで部長が現場を見に行くという意味で、私はちゃんとその現場見ているから。

あと私はその一人です。ここでは移民、日系。ただ私は残念ながら日本の学校一度も通ったことはないです。自分の国で大学を卒業してからここに来た。だからあまり日本語上手でないから、本当に済みません。できれば私ももう少し勉強したいと思います。もし上田市に私の歳でも日本語をもう一度やり直すチャンスがあれば、ぜひ参加したいと思います。それだけ。国はわからないけれども、上田市や地域でできれば私としてはとてもありがたい。お願いします。

以上です。

○コーディネーター 愛知淑徳大学交流文化学部准教授 小島 祥美

ありがとうございました。

私は、岐阜県可児市という街に出会って、約18年になるのですが、可児市はかつて外国人集住都市会議の会員都市でもありました。その可児市は、約15年前に外国人の子どもの不就学ゼロを目指して取り組んできました。その当時の子どもたちが、15年たって今どうなっているかといいますと、彼（女）らは可児をジモトと表現する成人になっているのです。彼（女）らはルーツも違います。生まれた環境も言葉も文化も違いますが、自分を育ててくれたまち可児を「ジモト」と表現し、結婚して子どもを設け、そして家を購入するのも可児を選んでいるという状況です。今、納税者となって暮らす外国ルーツの子どもたちが成人して暮らす者が増えつつあるのが実態です。

外国人教育の施策充実化はある種、将来の、未来への投資であるのです。日本語教育推進法が多様な子どもを育て、明るい希望を持てるように具体的に進むことを願い、この総括を終了したいと思います。

以上です。ありがとうございました。

うえだ宣言



○上田市長 土屋 陽一

うえだ宣言

外国人集住都市会議は、外国人との共生社会を実現するために地域で顕在化する諸課題の解決策等、さまざまな取組を推進するとともに、法律や制度の整備に関わる課題については、国の各省庁等に提言を行ってきた。

現在、我が国に在留する外国人は280万人を超えて過去最高を数え、近年ではアジア諸国からの入国が増加するとともに定住化が進行している。本年は、国が深刻な人手不足対策に対応するため、新たな在留資格として「特定技能」を4月から認めるなど、即戦力となる外国人材の受入れに大きく舵をきる節目の年となった。政府は受入れにあたり、日本人と外国人が安心して安全に暮らせる社会の実現に寄与するための「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を策定し、政府が一丸となって当施策を強力に推進していくとした。

これら対応策の一つに「日本語教育の充実」が謳われている。この様な中、本年6月に「日本語教育の推進に関する法律」が施行された。日本社会において、外国人の子どもたちが自らの未来を切り拓いていくためには、日本語教育環境の強化を行うことが重要であることは紛れもない事実である。子どもたちへの教育を地方自治体と国が共同で責務を負い、教育機関及び保護者と力を合わせて取り組まなければならない。世界人権宣言でも、

すべての子どもが義務としての初等教育を無償で受けられなければならないとしている。国籍や年齢によらず、全ての子どもに教育への権利を保障することは私たちの義務である。また、外国人の多くの子どもにとっては、日本語や母語に対する学習への支援があってはじめて教育への権利が公平に保障されることも忘れてはならない。日本語学習への支援と母語へ配慮する重要性については、先の法律に明記された通りである。

また、日本語教育にあたる指導者には、言語形成期にある年少者への指導と成人への指導とではまったく異なった資質や能力が必要とされる。国は、そのことを踏まえた上で日本語教育指導者の養成に力を入れるとともに、彼らの安定的な生活が営めるよう就労環境や給与の向上につながるような仕組みを創る必要がある。

この法律を足場として共生社会への歩みを進めるため、地方自治体が日本語教育や就労等の環境を強化できるよう、国による制度設計や支援を要望する。

国が多文化共生施策全般の推進についてその責任を果たすためには、省庁間はもとより、地方自治体、事業者、教育機関、その他関係機関と連携し、地域でこれまでに培ってきた豊かな手法を取り入れながら、地方自治体で必要とするあらゆる世代に向けた多文化共生施策の展開が必要である。

外国人集住都市会議は、多文化共生施策の充実に向けて、国籍や年齢などにとらわれず、一人ひとりがもつ個性と能力を活かしながら自らの生活を築いていくことができる社会の構築を目指して、取組を一つひとつ着実に進めていく。

2019 年 12 月 26 日
外国人集住都市会議

閉会



○上田市長 土屋 陽一

本日は長時間にわたりまして、外国人集住都市会議にご参加いただきまして、まことにありがとうございました。皆様とともに進めてまいりました内容については、いかがだったでしょうか。

ありがとうございます。私たちが目指します先ほどの宣言にもありますが、多文化共生社会は、多様な文化背景を持つ人々も認めまして、まさにダイバーシティにつながるものであると理解しております。外国人、日本人、分け隔てなく困っている人には手を差し伸べていく、こういった積み重ねがセーフティーネットであるその社会を広げていき、持続可能な社会を創造していくことにほかならないと思います。まさにSDGsにも触れております。日本社会で誰ひとり取り残さないために、日本に住む全ての人がチャレンジできる社会の構築が今、私たちに求められております。

そして最後に、皆様にお願いがございます。外国人との共生施策は、一部の外国人集住都市だけでなく、全国の自治体に取り組まなければならない施策であります。多くの自治体が、この外国人集住都市会議へご加盟いただき、国全体でスピード感をもって、実効性ある施策にしていけるよう、皆様のお力添えをお願い申し上げます。

本日学びをいただきましたここにお集まりの皆様お一人お一人がそれぞれの地域にお帰りになりましたら、ぜひこの輪を広げていただきまして、皆様お一人お一人がこの外国人集住都市会議の伝道師としてお力を発揮していただくことを心からご期待申し上げます。

本日は、お集まりいただきました皆様お一人お一人に心から感謝を申し上げ、そしてまたご発展と御多幸をご祈念申し上げます、閉会の挨拶とさせていただきます。

それでは、よりよい年をお迎えいたしましょう。どうもありがとうございました。

外国人集住都市会議会員都市及び 関係団体によるパネル展

出展団体

No.	団体名
1	大泉町
2	大泉国際交流協会
3	上田市多文化共生推進協会
4	飯田市
5	浜松市
6	外国人集住都市会議 群馬・静岡ブロック
7	浜松国際交流協会
8	豊橋市
9	豊田市国際交流協会
10	NPO法人 トルシーダ（豊田市）
11	小牧市
12	津市
13	四日市市
14	四日市国際交流センター
15	長野県
16	一般財団法人 自治体国際化協会
17	一般財団法人 日本国際協力センター
18	凸版印刷株式会社
19	株式会社ビーボーン
20	NPO法人 愛伝舎
21	株式会社ブリックス
22	NPO法人 にわたりの会



当日資料 目次

外国人集住都市会議資料	81
1 各種統計 2 調査 3 会員都市における取組事例	
関係省庁資料	113
セッション1	136
地域における日本語教育の現状と対策について 資料	
セッション2	141
誰ひとり取り残さない共生社会の実現に向けて ～日本語教育体制の充実から～ 資料	

外国人集住都市会議資料

1. 各種統計

会員都市全体における外国人人口は、2019年に総人口の約3.9%を占める（全国平均は約2.1%）。

表1 過去6年間の会員都市全体における総人口と外国人人口の推移（各年4月1日）

	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2014年・2019年の比較	全国 2019年
総人口(人)	3,206,940	3,201,965	3,201,409	3,198,274	3,195,947	3,190,175	99.5%	127,443,563
外国人人口(人)	98,267	99,359	102,909	108,964	116,796	124,464	126.7%	2,667,199
外国人比率	3.06%	3.10%	3.21%	3.41%	3.65%	3.90%	0.84ポイント増加	2.09%
国籍数	23～76ヶ国	26～78ヶ国	26～81ヶ国	27～83ヶ国	25～82ヶ国	29～86ヶ国		

注) 全国のデータは1月1日現在。会員都市別データの詳細は別表(P.20)を参照。

資料出所：外国人集住都市会議（2019）、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」（2019年1月1日現在）

会員都市全体における外国人の国籍別の人口上位5ヶ国は、ブラジル、フィリピン、中国、ベトナム、ペルーの順となっている。

表2 会員都市全体における国籍別住民数上位5か国（2019年4月1日）

	1位	2位	3位	4位	5位
国名	ブラジル	フィリピン	中国	ベトナム	ペルー
住民数(人)	43,521	16,528	15,685	12,720	7,735

注) 会員13都市の数値の合計である。ペルー人住民数は1市を除く人数。当該1市のペルー人住民数は少なく、仮に合計しても4位には及ばない。

資料出所：外国人集住都市会議（2019）

会員都市全体における各言語ごとの通訳対応可能都市数、通訳職員数は、以下のようになっている。南米系中心の対応になっている。

表3 会員都市（全13都市）における通訳の配置状況（2019年4月1日）

言語	通訳対応可能都市数	通訳職員数(人)
ポルトガル語	13	103
スペイン語	11	22
英語	10	22
中国語	7	12
タガログ語	3	9
ベトナム語	2	2
インドネシア語	1	1
フランス語	1	1
合計(延べ人数)	—	172
合計(実人数)	—	140

資料出所：外国人集住都市会議（2019）

会員都市全体における外国人の高齢化率については、日本人に比べ伸びが緩やかであるが、増加している。

表4 会員都市全体における高齢化率（各年4月1日）

		2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2014年・2019年の比	全国 2019年
合計	65歳以上(人)	755,234	780,654	799,937	814,970	826,408	834,792	110.5%	35,185,241
	高齢化率	23.55%	24.38%	24.99%	25.48%	25.86%	26.17%	2.62ポイント増加	27.61%
日本人	65歳以上(人)	751,549	776,715	795,756	810,480	821,609	829,661	110.4%	35,014,064
	高齢化率	24.18%	25.03%	25.68%	26.23%	26.68%	27.06%	2.88ポイント増加	28.06%
外国人	65歳以上(人)	3,685	3,939	4,181	4,490	4,799	5,131	139.2%	171,177
	高齢化率	3.75%	3.96%	4.06%	4.12%	4.11%	4.12%	0.37ポイント増加	6.42%

注) 全国のデータは1月1日現在。会員都市別データの詳細は別表(P.20)を参照。

資料出所：外国人集住都市会議(2019)、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」(2019年1月1日現在)

会員都市全体では、永住者と定住者が2019年時点で外国人住民の約67%を占める。

表5 会員都市全体における在留資格別の外国人数（各年4月1日）

	2016年		2017年		2018年		2019年		全国 2019年	
	人数(人)	割合	人数(人)	割合	人数(人)	割合	人数(人)	割合	人数(人)	割合
特別永住者	6,765	6.57%	6,513	5.98%	6,271	5.37%	6,104	4.90%	317,849	11.23%
永住者(永住者の配偶者等含む)	48,033	46.65%	49,264	45.20%	50,280	43.05%	51,120	41.07%	823,050	29.09%
定住者(日本人の配偶者等含む)	25,949	25.20%	27,435	25.17%	29,934	25.63%	32,602	26.20%	340,845	12.05%
家族滞在	2,293	2.23%	2,638	2.42%	3,617	3.10%	3,983	3.20%	191,017	6.75%
高度専門職、技術・人文知識・国際業務	2,557	2.48%	3,016	2.77%	3,114	2.67%	5,012	4.03%	269,452	9.52%
技能	777	0.75%	812	0.75%	756	0.65%	756	0.61%	40,361	1.43%
介護		0.00%		0.00%	2	0.00%	6	0.00%	499	0.02%
その他の就労目的の在留資格	1,174	1.14%	1,284	1.18%	1,370	1.17%	1,029	0.83%	75,858	2.68%
留学	2,180	2.12%	2,452	2.25%	2,875	2.46%	3,084	2.48%	336,847	11.91%
技能実習	10,816	10.50%	12,354	11.33%	14,037	12.02%	17,327	13.92%	367,709	13.00%
特定技能		0.00%		0.00%		0.00%	0	0.00%	20	0.00%
特定活動	1,811	1.76%	2,562	2.35%	3,731	3.19%	2,948	2.37%	61,675	2.18%
上記以外の在留資格	616	0.60%	663	0.61%	807	0.69%	485	0.39%	4,234	0.15%
合計	102,971	100.0%	108,993	100.0%	116,794	100.0%	124,456	100.0%	2,829,416	100.0%

注) 全国のデータは6月末現在。会員都市別データの詳細は別表(P.20)を参照。

資料出所：外国人集住都市会議(2019)、法務省「在留外国人統計(旧登録外国人統計)」(2019年6月末(速報値))

別表 2019年4月1日 外国人集住都市会議会員都市の人口、高齢化率、在留資格、国籍

	人口	高齢化率			在留資格上位3項目		
		合計	日本人	外国人			
	総人口(人)	65歳以上人口(人)	65歳以上人口(人)	65歳以上人口(人)	資格名(1位)	資格名(2位)	資格名(3位)
	外国人住民数(人)	高齢化率	高齢化率	高齢化率	人口(人)	人口(人)	人口(人)
群馬県 太田市	224,271	57,035	56,755	280	永住者	定住者	技能実習
	11,178	25.43%	26.63%	2.50%	3,838	1,956	1,933
群馬県 大泉町	41,841	9,212	8,927	285	永住者	定住者	日本人の 配偶者等
	7,688	22.02%	26.14%	3.71%	2,989	2,348	579
長野県 上田市	157,480	47,030	46,870	160	永住者	定住者	留学
	4,052	29.86%	30.55%	3.95%	1,377	695	549
長野県 飯田市	101,111	32,247	32,140	107	永住者	技能実習	定住者
	2,316	31.89%	32.53%	4.62%	1,150	461	272
静岡県 浜松市	802,728	218,947	217,963	984	永住者	定住者	技能実習
	24,433	27.28%	28.01%	4.03%	11,738	4,586	2,228
愛知県 豊橋市	376,181	94,796	93,934	862	永住者	定住者	技能実習
	17,601	25.20%	26.20%	4.90%	6,378	5,047	2,051
愛知県 豊田市	425,340	96,132	95,403	729	永住者	定住者	技能実習
	17,735	22.60%	23.41%	4.11%	6,421	3,560	2,574
愛知県 小牧市	152,816	37,099	36,803	296	永住者	定住者	技能実習
	9,323	24.28%	25.65%	3.17%	3,854	1,823	1,686
三重県 津市	278,440	80,903	80,634	269	永住者	技能実習	定住者
	8,601	29.06%	29.88%	3.13%	2,708	1,870	1,524
三重県 四日市市	311,431	79,823	79,121	702	永住者	特別永住者	技能実習
	9,690	25.63%	26.22%	7.24%	3,227	1,401	1,252
三重県 鈴鹿市	199,948	49,120	48,783	337	永住者	定住者	技能実習
	8,347	24.57%	25.46%	4.04%	3,592	1,824	811
三重県 亀山市	49,594	13,105	13,043	62	永住者	技能実習	定住者
	1,969	26.42%	27.39%	3.15%	616	607	318
岡山県 総社市	68,994	19,343	19,285	58	技能実習	永住者	技術・人文知識 ・国際業務
	1,531	28.04%	28.59%	3.79%	854	331	89

	国籍					
	外国人の 国籍数	国籍上位5カ国				
		国籍名(1位)	国籍名(2位)	国籍名(3位)	国籍名(4位)	国籍名(5位)
		人口(人)	人口(人)	人口(人)	人口(人)	人口(人)
群馬県 太田市	69	ブラジル	フィリピン	ベトナム	中国・台湾	ペルー
		3,063	1,664	1,517	1,309	672
群馬県 大泉町	44	ブラジル	ペルー	ネパール	フィリピン	ベトナム
		4,368	985	657	252	237
長野県 上田市	59	中国	ブラジル	ベトナム	韓国・朝鮮	インドネシア
		978	808	451	294	268
長野県 飯田市	33	中国	フィリピン	ブラジル	ベトナム	韓国
		994	494	350	205	71
静岡県 浜松市	86	ブラジル	フィリピン	ベトナム	中国	ペルー
		9,363	3,905	2,611	2,503	1,721
愛知県 豊橋市	71	ブラジル	フィリピン	中国	韓国・朝鮮	ベトナム
		7,911	3,685	1,469	1,335	898
愛知県 豊田市	72	ブラジル	中国	フィリピン	ベトナム	韓国又は朝鮮
		6,531	2,766	1,911	1,793	1,189
愛知県 小牧市	58	ブラジル	フィリピン	ベトナム	中国	ペルー
		3,094	1,402	1,252	1,034	805
三重県 津市	73	ブラジル	中国	フィリピン	ベトナム	韓国
		2,171	1,428	1,371	1,133	456
三重県 四日市市	68	ブラジル	中国	韓国	ベトナム	フィリピン
		2,264	1,534	1,507	1,017	844
三重県 鈴鹿市	56	ブラジル	ペルー	中国	韓国・朝鮮	フィリピン
		3,051	1,211	961	560	558
三重県 亀山市	31	ブラジル	ベトナム	中国	フィリピン	インドネシア
		656	317	303	180	152
岡山県 総社市	29	ベトナム	ブラジル	中国	フィリピン	インドネシア
		758	241	189	92	66

資料出所：外国人集住都市会議（2019）

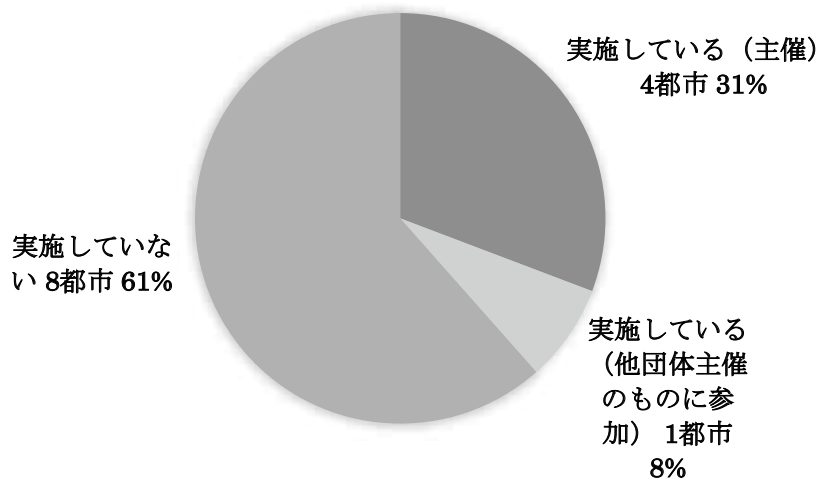
2. 調査結果

「翻訳・通訳等に関する調査」結果について

外国人集住都市会議の全 13 会員都市を対象に、翻訳・通訳に関する状況や課題、外国人受入環境整備交付金等について、2019 年 10 月に調査を実施した。

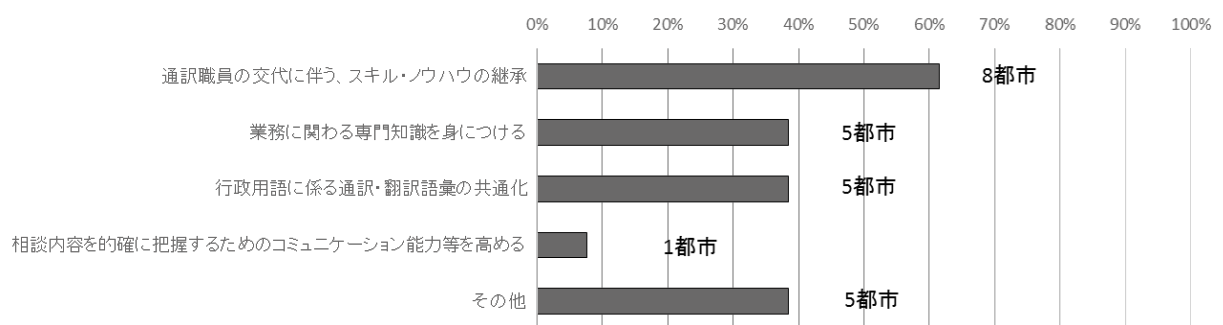
(1) 通訳職員のスキルアップのための研修等の実施状況

全体の 6 割の都市が通訳職員向けの研修を実施していない。



(2) 通訳職員のスキルアップにおける課題（複数回答可の設問）

通訳職員のスキルアップにおける課題は多岐にわたるが、スキル・ノウハウの継承や、専門知識の習得、用語の共通化が課題。

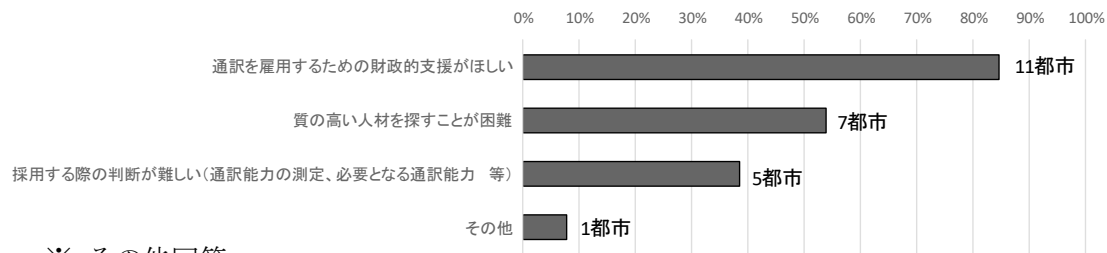


※ その他回答

- ・ 代替えの方を探そうにも待遇が悪く（週 2 日、4 時間/日の勤務）見つからない。
- ・ 医療通訳等の専門用語の習得。
- ・ 通訳としての心構え。
- ・ 研修への参加。

(3) 通訳職員に関する問題点や国への要望としてあてはまるもの（複数回答可の設問）

ほとんどの都市において、通訳雇用のための財政的支援を要望している。他には、高度な人材の確保などが問題。



※ その他回答

- ・医療通訳等の専門用語を学べる研修の充実を図っていただきたい。

(4) 各都市（自治体）での自動翻訳システム・3者通訳システムの導入状況

半数を超える都市で導入が進んでいる。

選択肢	都市数	割合
導入している	7都市	54%
導入していない	6都市	46%

※ 導入システムについて

- ・凸版印刷株式会社（31 言語対応） 3 都市
- ・ソースネクスト株式会社（74 言語対応） 3 都市
- ・株式会社ポリグロットリンク（13 言語対応） 3 都市
- ・株式会社スマートボックス（13 言語対応） 1 都市
- ・NEC ネットズエスアイ株式会社（5 言語対応） 1 都市

(5) 外国人受入整備交付金に該当する生活相談窓口の有無（2019 年 10 月 1 日現在）

全ての都市で、窓口があるか今後整備予定。

選択肢	都市数	割合
ある	10都市	77%
今後整備予定	3都市	23%
整備検討中	0都市	0%
ない	0都市	0%

(6) 外国人受入整備交付金の申請状況（2019 年 10 月 1 日現在）

運営費は全ての都市で、整備費はほとんどの都市で申請済または予定・検討している。

選択肢	整備費		運営費	
	都市数	割合	都市数	割合
申請済	7都市	54%	10都市	77%
申請予定	2都市	15%	3都市	23%
申請検討中	2都市	15%	0都市	0%
申請しない	2都市	15%	0都市	0%

注) 整備費で「申請しない」と回答した2都市は、(5)で「ある」と回答。

「日本語教室に関する調査」について

外国人集住都市会議の全 13 会員都市を対象に、日本語教室に関する状況や課題等について、2019 年 10 月に調査を実施した。

(1) 日本語教室の開催状況 (2019 年 10 月 1 日現在)

直接・間接を問わず、各都市が経費の一部を負担している教室及び、各都市と定期的に情報交換をしている教室について記載。(単位：人、千円)

	コース名	年間開催回数(回)	曜日 時間	定員 (人)	受講者 数 (人)	受講費 (千円)	主催団体	開催 経費 (千円)	市町 負担 (千円)	他補助 金等 (千円)	備考
太 田 市											
1	あゆみの会 日曜日コース	12×3期	日曜日 14:00-16:00	50		0.5	ボランティア団体	0	0	0	会場を無償借用
2	あゆみの会 火曜日コース	12×3期	火曜日 18:30-20:30	50		0.5	ボランティア団体	0	0	0	
3	あゆみの会 水曜日コース	12×3期	水曜日 13:30-15:30	50		0.5	ボランティア団体	0	0	0	
4	虹の会 日本語教室	52	月曜日 19:00-20:30	-		0	ボランティア団体	0	0	0	
大 泉 町											
1	日本語講座通年コース	80	月・水・金曜日 19:00-21:00 日曜日 10:00-12:00	なし	延べ544	1 (10回 分)	大泉 国際交流協会	389	389	0	・町公民館を借用(有償) ・ボランティアへの謝礼あり(交通費程 度)
2	日本語能力試験 N1受験準備コース	16	土曜日 9:15-10:45	10	3	1	大泉 国際交流協会	30	30	0	・町公民館を借用(有償) ・ボランティアへの謝礼あり(交通費程 度)
3	日本語能力試験 N2受験準備コース	4	土曜日 11:00-12:30	10	3	1	大泉 国際交流協会				
4	多言語サロン	43	火・土曜日 9:30-12:00	なし	延べ647	0	大泉町 教育委員会	600	200	400	・町図書館を使用(無償)
上 田 市											
1	ふれあい日本語教室	45	日曜日 10:00-12:00	-	102	500円 /年	ボランティア団体	53	0	53	・上田市多文化共生推進協会から支援 金
2	上小日本語講座	34	日曜日 (月3回) 13:30-15:00	-	16	無料	ボランティア団体	35	0	23	・ボランティアへの報償なし ・上田市多文化共生推進協会から支援 金
3	みのりの会	46	土曜日 (祝日を除く) 13:00-15:00	-	20	無料	ボランティア団体	150	0	23	・上田市多文化共生推進協会から支援 金
4	ゆうあいまるこ 日本語教室	40~45	土曜日 10:00-12:00	-	40	500円 /年 (コピー 代)	ボランティア団体	280	委託料 280 (税込)	0	・丸子ボランティア地域活動センター使 用(無償) ・ボランティアへの報償なし、交通費のみ
5	みんなの日本語広場 たろうやま	30	土曜日 (第2,3,4) 13:00-15:00	-	16	無料	ボランティア団体	-	0	0	
6	インドネシア ジャヤ	46	土曜日 10:30-11:30	-	16	無料	ボランティア団体	9	0	9	自治会館を使用。

	コース名	年間開催回数(回)	曜日 時間	定員 (人)	受講者 数 (人)	受講費 (千円)	主催団体	開催 経費 (千円)	市町 負担 (千円)	他補助 金等 (千円)	備考
飯 田 市											
1	日本語教室 わいわいサロン	43	木曜日 10:00-12:00	10	5	0	飯田市公民館	0	0	0	飯田市公民館職員が事務局を担当 日本語指導は地域日本語コーディネーターと ボランティアが対応。(無償)
2	日本語教室 わいわいサロンⅡ 鼎教室	8	月曜(6-7月) 19:00-21:00	20	15	0	飯田市公民館	60	0	60	一般財団法人 自治体国際化協会「多 文化共生のまちづくり促進事業」
3	日本語教室 わいわいサロンⅡ 松尾教室	10	水曜(9-12月) 19:00-21:00	10	5	0	飯田市公民館	60	0	60	一般財団法人 自治体国際化協会「多 文化共生のまちづくり促進事業」
4	中国帰国者支援事業 「好友会」(日本語教室)	47	日曜 13:30-15:30	10	9	0	竜丘公民館	170	0	0	飯田市竜丘公民館の地区事業費で実 施。
5	羽場日本語講座	10	水曜 19:00-21:00	10	7	0	羽場公民館	20	0	0	飯田市生涯学習スポーツ課の事業費で 実施
6	ニッ山国際サロン	12	毎月1回	12	10	0	山本公民館	46	0	0	飯田市山本公民館の地区事業費で実 施。
浜 松 市											
1	第2期初級	81	月～金曜日 9:30-12:30 途中から火・木曜日 9:30-12:30	20	16	0	浜松市				・日本語教師による授業
2	第2期N4	26	月・水・金曜日 13:30-15:30	20	3	0	浜松市				・日本語教師による授業
3	第2期読み書き	40	火・木曜日 13:30-15:00	20	26	0	浜松市				・日本語教師による授業またはボラン ティアによる交流支援
4	地域日本語教室	各50回 程度	主に土・日	-	400	無料～ 0.5/回	ボランティア団体	-	-	-	主に11のNPO等支援団体が各地におい て教室を開催 ※受講者数は(2)の受講者の構成に含ま れない。
豊 橋 市											
1	にほんごきょうしつ	156	土曜日 15:30-17:00 日曜日 13:00-14:30 15:30-17:00 月～金曜日 10:00-12:00	-		0.5	国際交流協会	339	169	0	・市からの補助事業 ・ボランティアへの報償なし ・開催経費は、1、2を合わせた金額
2	豊橋ふれあい日本語教 室	39	木曜日 10:00-11:30	-		0.5	国際交流協会	-	-	-	・会場は市減免 ・ボランティアへの報償なし
3	日本語教室 (岩田教室) (子ども向け)	40回程度	土曜日 10:00-12:00	-		0.5/月	ボランティア団体	240	0	240	・全額県からの補助 ボランティアには交通費程度の報酬あり
4	日本語教室 (岩田教室) (大人向け)	80回程度	月・金曜日 20:00-21:30	-		1.5/月	ボランティア団体	90	-	-	ボランティアには交通費程度の報酬あり
5	日本語教室 (柳原教室)	80回程度	火・木曜日 19:30-21:00	30		1.5/月	ボランティア団体	90	0	0	ボランティアには交通費程度の報酬あり
6	日本語教室 (石巻教室)	80回程度	火・水曜日 19:30-21:30	15		1.5/月	ボランティア団体	58	0	0	ボランティアには交通費程度の報酬あり
豊 田 市											
1	にほんごひろば2期	14	金曜日 13:30-15:00 土曜日 10:00-11:30	金 20 土 40	75	0	豊田市	1,095	1,095	0	・市から(公財)豊田市国際交流協会へ の委託事業 ・協会職員の人件費、教材コピー代等に 充てられている
2	にほんごひろば1期	14	金曜日 13:30-15:00 土曜日 10:00-11:30	金 20 土 40	65	0	豊田市			0	・市から(公財)豊田市国際交流協会へ の委託事業 ・協会職員の人件費、教材コピー代等に 充てられている

	コース名	年間開催 回数(回)	曜日 時間	定員 (人)	受講者 数 (人)	受講費 (千円)	主催団体	開催 経費 (千円)	市町 負担 (千円)	他補助 金等 (千円)	備考
小 牧 市											
1	Aクラス	36	日曜日 13:00-15:00	なし	27	1	小牧市国際交流 協会	2,320	1,780	0	経費のほとんどは、講師受講料。 1時間あたり3,000円。
	Bクラス	36	日曜日 15:00-17:00	なし	23	1					
	Cクラス	36	日曜日 15:00-17:00	なし	21	1					
	Dクラス	36	日曜日 13:00-15:00	なし	22	1					
	Eクラス	36	日曜日 10:30-12:30	なし	31	1					
	Fクラス	36	日曜日 8:30-10:30	なし	26	1					
	Gクラス	36	日曜日 10:30-12:30	なし	46	1					
	Hクラス	36	日曜日 8:30-10:30	なし	15	1					
	Iクラス	36	日曜日 17:00-19:00	なし	5	1					
2	にほんご体験隊 NAKAMA	4	日曜日 不定期	なし	35	会員 0.2 一般 0.5		280	5	0	指導員は、3,000円。 ボランティアは交通費のみ支給。
3	幼児クラス(ブレ)		月～金 16:00-17:30	5	4	3	一色コスモスサ ポート学習の会	2,100	0	300	愛知県国際交流協会より助成金 一部重複受講者あり
	小学生クラス		月～金 16:00-18:00	20	47	3					
	中学生クラス		月～金 18:00-20:00	15	20	3					
	高校生・加年齢		月・水・金 9:00-12:00	5	8	3					
	大人クラス		月・水 9:00-12:00	10	8	5					
	土曜クラス		土曜日 14:00-17:00	5	8	1					
4	にわとり勉強会 小学生コース	40	月・水・金 17:00-19:00の 内希望の1日	10	5	3	NPO法人にわとり の会	496	0	416	愛知県国際交流協会からの助成金、部 屋代、ボランティアの交通費に使う。 企業からの1年単位の助成金頼みの運 営で、運営が非常に不安定。
	にわとり勉強会 中学生コース	40	月・水・金 17:00-19:00の 内希望の2日	10	5	5					
	にわとり勉強会高校生 進学希望の若者コース	40	月・水・金 17:00-19:00の 内希望の3日	5	5	5					
津 市											
1	津市国際交流協会 津支部(津地区) 日本語教室・津支部	49	毎週日曜日 18:00-19:45	なし	105	0	津市国際交流協 会	40	311 の一部 (市よ り)	なし	・津市からの補助金により、津市国際交 流協会が運営。津市国際交流協会への 補助金は各支部に分配され、支部ごと に日本語教室を開催。 ・ボランティアへの報償はないが、駐車 代がかかる会場においては必要料金を 支給。
2	津市国際交流協会 津支部(安濃地区) 日本語教室・津支部	24	第1・3土曜日 18:00-19:30		31						
3	津市国際交流協会 ひさい支部 日本語教室・津支部	47	毎週金曜日 19:00-20:45		81			110	761 の一部 (市よ り)		
4	津市国際交流協会 津北部支部 日本語教室・津支部	30	第1～3日曜日 13:00-16:00		33			200	661 の一部 (市よ り)		
5	初期日本語教室 「きずな」「移動きずな」	200日程度	月曜～金曜 9:00-11:30	8	43	0	津市教育委員会 人権教育課	4,573	1,364	2,728	・「移動きずな」は対象児童生徒の在籍 校に開設 ・受講者数は転入状況により流動的

	コース名	年間開催回数(回)	曜日 時間	定員 (人)	受講者 数 (人)	受講費 (千円)	主催団体	開催 経費 (千円)	市町 負担 (千円)	他補助 金等 (千円)	備考
四 日 市 市											
1	笹川子ども教室	425	月・金 15:00-18:00 18:00-20:00 火 18:00-20:00 水 14:30-16:30 18:00-20:00 木 18:00-20:00 土 9:30-11:30	40	登録者 65	0	ボランティア団体	3,188	3,188	0	市から委託料を支出。
鈴 鹿 市											
1	鈴鹿日本語会AIUEO	48	土曜日 18:00-19:30	-	6	0.25	ボランティア団体	138	95	0	・公民館を使用(有償) ・ボランティアへの報償なし ・受講費1回250円
2	桜島日本語教室	48	水曜日 18:30-20:00	-	6	0.2	ボランティア団体	165	95	0	・児童センターを使用(無償) ・ボランティアへの報償なし ・受講費1回200円
3	牧田いろは教室	48	土曜日 10:30-12:00	-	17	0.25	ボランティア団体	265	95	0	・コミュニティセンターを使用(無償) ・ボランティアへの報償なし ・受講費1回250円
亀 山 市											
1	初級・中級・上級	37	土曜日 19:00-20:30	限度 なし	70	年間 5	市とボランティア 団体との協働	1,275	1,275	0	・研修センターを会場として借用(借上料 は市負担) ・ボランティアへの報償あり(交通費や教 材準備費等として少額支給)
総 社 市											
1	地域でつながる日本語 教室	30	日曜日 9:30-11:30	無し	登録75 平均受 講者数 20	0	総社市	1,351	1,351		・ボランティアへの報償なし

(2) 受講者の構成

年代別では10～30代が約74%を占める。

国籍別ではベトナム、ブラジル、フィリピン国籍の順に受講者が多い。

在留資格別では技能実習生が最も多く、定住者、永住者が続く。

年代別構成

	受講者	割合 (不明を 除く)
～9歳	103	7.89%
10代	231	17.70%
20代	447	34.25%
30代	292	22.38%
40代	133	10.19%
50代	71	5.44%
60代	26	1.99%
70代以上	2	0.15%
不明	1,393	-
合計	2,698	-

国籍別構成

	受講者	割合 (不明を 除く)
ベトナム	419	23.89%
ブラジル	334	19.04%
フィリピン	197	11.23%
中国	179	10.21%
インドネシア	113	6.44%
ペルー	108	6.16%
その他	404	23.03%
不明	944	-
合計	2,698	-

在留資格別構成

	受講者	割合 (不明を 除く)
技能実習	194	28.57%
定住者	177	26.07%
永住者	119	17.53%
日本人の配偶者等	60	8.84%
技術・人文知識 ・国際業務	39	5.74%
永住者の配偶者等	31	4.57%
家族滞在	29	4.27%
その他	30	4.42%
不明	2,019	-
合計	2,698	-

(3) 日本語教師、ボランティア数

年代別では 60 代以上が約 46%。非常勤は 60 代以上の割合が約 40%であるのに対し、ボランティアは 60 代以上の割合が約 47%と高い傾向にある。

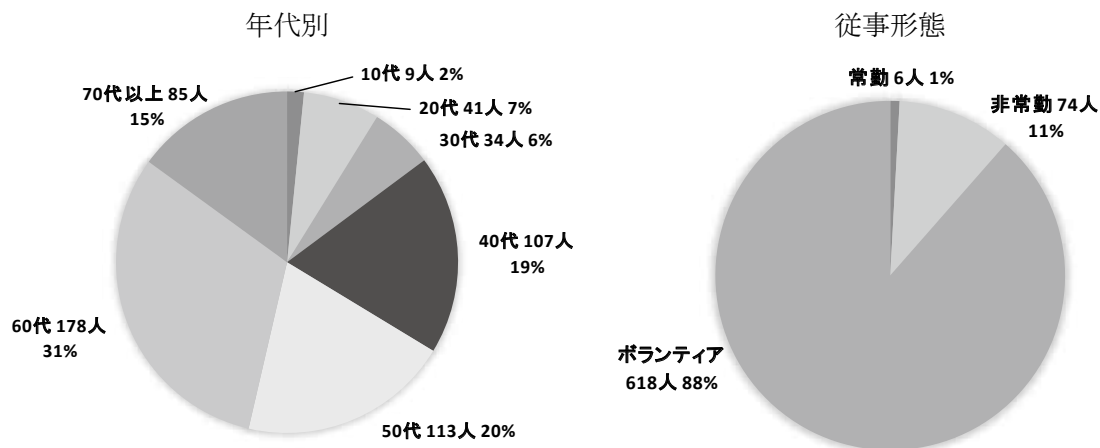
従事形態別では、ボランティアが約 88%を占める。

上段:人数 下段:割合	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明	計
常勤	0人 0.0%	0人 0.0%	1人 16.7%	2人 33.3%	0人 0.0%	2人 33.3%	1人 16.7%	0人 -	6人 -
非常勤	0人 0.0%	3人 4.4%	8人 11.8%	13人 19.1%	17人 25.0%	26人 38.2%	1人 1.5%	6人 -	74人 -
ボランティア	9人 1.8%	38人 7.7%	25人 5.1%	92人 18.7%	96人 19.5%	150人 30.4%	83人 16.8%	125人 -	618人 -
計	9人 1.6%	41人 7.2%	34人 6.0%	108人 18.9%	113人 19.9%	179人 31.4%	85人 15.0%	131人 -	700人 -

注) 教室ごとに集計。2019 年 3 月末日現在。

注) 割合は年代ごと。不明を除く。

注) ボランティアは、原則として、日本語教育に対する報酬等を受けない者（交通費等の実費は報酬とみなさない）。



(4) 日本語教師、ボランティアの状況

日本語教師、ボランティア共に、「人が足りていない」「現段階では足りているが、将来的に不足すると予想している」との回答が大半を占める。

	日本語教師		ボランティア	
	教室数	割合	教室数	割合
人は足りていて、今後も問題はない	0	0.0%	2	4.8%
現段階では足りているが、将来的に不足すると予想している	9	40.9%	20	47.6%
人が足りていない	12	54.5%	18	42.9%
わからない	1	4.5%	2	4.8%
合計	22	-	42	-

注) 回答のあった教室ごとに集計。

(5) 日本語教師、ボランティアの養成や研修における課題（主な回答のみ抜粋）

- ・日本語ボランティアの数が不足しており、また高齢化も進んでいる。
- ・市内在住の方で教室の運営をしてもらいたいのが、応募がないのが現状。
- ・ボランティア養成講座への参加者は多数いるが、その後の活動まで結びつく人が少ない。
- ・日々の講座運営で手一杯な状況のため、ボランティアのスキルアップのための取組にまで手が回らない。
- ・日本語教師として生計を立てていけるだけの待遇での活躍の場が少ない。

(6) 教室運営における課題（主な回答のみ抜粋）

- ・ボランティアの高齢化が進んでいる。
- ・ボランティアの確保は常に課題がある。生活の変化（結婚・出産・転勤・介護等）に伴って活動できる人数の増減があるため、現時点では問題なくとも来月にはどうなるか分からない状態で活動している。
- ・日本語教師が不足している。新たな日本語教師の確保をすること、そしてその教師が継続的に関われる仕組みが必要。
- ・後進の育成を図ったり、若いボランティアや日本語教師が生計を立てていくことができるような資金の補助が公的機関より必要。
- ・教室の場所確保が大変。
- ・テキストの作成。
- ・同一市内における日本語教室の連携。
- ・国の施策などにより、ここ数年技能実習生が教室に多く学習しに来ている。実習生の仕事の関係等で毎回の出席者数が変動し、系統立った授業ができにくい面がある。
- ・無料の教室のため誰でも参加できるが、その一方で気軽に無断欠席をする学習者が目立つ。有料にして学習者に意識を変えた方がいいかもしれない。
- ・教室に通う外国人の多様な学習ニーズと日本語ボランティアのスキルのミスマッチが起こりやすい。
- ・日本生まれ、日本育ちの外国籍の子どもたちが増えてきている現状を踏まえて、生活習慣や文化の違いなどから 地域における異文化理解の必要性や放課後学習支援などのあり方も課題。

(7) 国等への要望等（各都市の回答を列举）

- ・地域の学習者は、国籍、年代、来日理由と背景が多様である。地域の日本語教室では日本語習得だけでなく、彼らの背景に対しての知識や配慮も求められる。地域の教室はボランティアが担当することが多く、ボランティアが必要な場面もあるが、日本語教育をするのであれば、地域専門の日本語教師が必須である。今後、こうした地域専門日本語

教師のポジションを各地域に設置できるよう考慮していただきたい。

- ・地域の教室だけでなく、学校現場から支援者も必要とされている。活動によっては教員免許を求められることがあるが、ボランティアで担うことは難しい。人材が必要であれば、日本語教師を学校現場で活用できるようにしたらどうか。
- ・日本語教師の処遇の改善につながるような資格の創設などの仕組みづくり。
- ・日本語教師が生計を立てていくことができる仕組みを作る。ボランティアに研修を行う仕組みを作る（特に初等教育の年代の指導は児童心理学や発達心理学。特別支援教育の教養がないと子どもを傷つけてしまう可能性が高いので、きちんと研修を受けさせる必要がある。）。ボランティア教室に教材費を出す。（教材費がない場合、市販の教材の海賊版が出回ることになる。子どもを教えるときは日本語教育の教材だけでなく、学校で使用している教科書も必要。国を越えた転校なので、学年の区切りもまちまち。効率の良い教育のためには日本語教室に義務教育で使う教科書全学年分を配布することが本当は必要。ある児童に出された宿題をやみくもにやらせることはあまり意味がない。その子の欠けているところを系統的に補う必要がある。）
- ・外国人の増加に伴い、地域において実施しているボランティアによる日本語教室では、時間数や学習内容など、質・量ともに受け入れに限界があることから、国は、受け入れ企業や登録支援機関が、外国人従業員に対する日本語教育および日本での生活指導等を責任を持って実施するよう、法的に義務付けるとともに、受け入れ企業や登録支援機関に対し、専門家の派遣や補助金の交付など、実効性のある支援を行うよう求める。
- ・日本語教育推進基本法が施行されたことを踏まえて、外国人への日本語教育について、ボランティア頼りの現状を改善してもらいたい。集住都市でもボランティア教室しか日本語教育の場がないのは大きな問題。日本語教育への予算の話題が出ることもあるが、既存のボランティア教室に補助金等を投入するのではなく、どの都道府県（もしくは市町村）にも行政が開催する日本語教室が設置されることが理想だと思う。
- ・常勤の日本語教師を派遣してほしい。
- ・地方公共団体で常勤日本語教師を雇用した場合に補助金等を交付してほしい。
- ・安心して教室を開催できる場所の提供。教材の提供。生活言語にばかり力を入れるのではなく、帰国して日本企業に就職希望するために日本語検定を頑張っている生徒の支援も考えてほしい。
- ・教室運営に対する財政支援や、日本語指導におけるカリキュラムの作成。
- ・地域で実施している日本語教室等への財政的支援。オンライン学習等 I C T 技術を活用した日本語学習の推進。受入れ企業内での日本語教育の促進。
- ・現在、県の国際交流協会より助成金をいただいているが、教室運営にはとても厳しい状況なのが実情。本市における学習環境は、学校生活においては、外国にルーツを持つ子どもたちにとって良い状況である。しかし、放課後子ども支援教室が少なく、外国籍の子どもが多い地域には、子どものための日本語教室が必要と考える。予算・場所・人材など課題は多々あるが、集住都市に支援教室があっても良いかと思う。何とか行政・学校・地域連携で実現できることを要望したい。

- ・財政的な支援を要望する。
- ・文化庁の助成事業等既存の日本語教室に対する支援については、要件が地域の実態にそぐわず対象外となることがほとんどであるため、日本語教育について自治体ごとの実状に合わせて柔軟に使用できる支援プログラムの創設を要望する。
- ・日本のどこに住んでも等しい教育環境であってほしい。
- ・国の施策により外国籍住民が増えている面が大きくあり、「生活者としての外国籍住民」をどう支援していくかが大きな課題だと思う。生活者とは働くこと、生活すること全てを含めてだと思う。単に労働力として位置付けるのではなく、ともに生き、生活する仲間として受け入れていく態勢をつくっていく、そのために何が必要なのか、今から皆で話し合い、具体策を講じていってほしい。
- ・外国人雇用拡大に伴い、この地域でも外国人の流入が見込まれ、彼らの生活の質向上、地域住民との共生、子どもの就学など多くの問題が発生するだろう。そのためには、日本語指導者、支援者の研修制度をはじめとする日本語教育制度の確立、研修後の支援者の活躍の場所、生活の保障、企業との連携を図るための経団連などへの働きかけ、学齢超過の外国人の児童生徒の就学の保障などに対する国家レベルでの対策を望む。
- ・外国人材を受入れる企業などによる日本語教育の実施や地域の日本語教室に対する支援などの制度構築。
- ・入管法改正に関わっての具体的な施策。
- ・実習生の参加が増えており、ほとんどが企業からの申し込みである。現在は受け入れているが、今後増加していく状態であれば無条件には要望に応えられない教室もある。国策で実習生を受け入れているのに、彼らに日本語教育も受けさせるよう促すばかりでは、企業は安易に地域ボランティアに頼ろうとする。利益を目的とするために働かせている外国人教育をボランティアに任せるのは全く筋違いである。近隣の国では実習生として受け入れ、企業がその国の言語教育あるいは英語教育をしていると聞いたことがある。働きながら仕事以外の知識を得ることができる。それゆえ、日本ではボランティア教室に丸投げし、継続不可となっても放置しているような状況が続けば、働きたいと思う外国人の減少は免れないのではないかと。企業は場所と時間と費用を準備する。日本で働けば技能も日本語も身に着け、帰国してからの生活に役に立つと思えば上質な研修生が喜んで来てくれるのではないかと。目前ではなく、長い目で見て彼らに感謝しながら働いてもらうように考えてほしい。
- ・親と共に来日した子供の就学保障を国レベルで考えて欲しい。現状では、地域格差がありすぎる。県内を見ても格差がある。
- ・日本語が世界の他の言語と比べ、特殊であるということを鑑みた日本語教育の基準を出すべき。
- ・日本語の枠組みが整い、日本語教育の基準が示されれば、各地域でその基準に則りつつ、質が担保された教室が増え、「日本語教育」に関する一般の共通認識も広がると思う。

「日本語能力に課題のある児童生徒の教育体制調査」について

外国人集住都市会議の全 13 会員都市を対象に、日本語教室に課題のある児童生徒の教育体制や外国籍生徒の中学卒業後の進路等について、2019 年 10 月に調査を実施した。

(1) 日本語指導を受けている児童生徒数 (2019 年 5 月 1 日現在)

日本語指導が必要な児童生徒数の全体に占める割合は約 3.7%。その中で、約 7 割の児童生徒が「特別の教育課程」による指導を受けている。

	人数	割合1	割合2
全児童生徒数(十分な日本語能力を有する児童生徒を含む)	225,943	100.0%	－
日本語指導が必要な児童生徒数	6,789	3.0%	100.0%
「特別の教育課程」による指導を受けている児童生徒数	4,686	2.1%	69.0%

注) 全 13 都市中回答のあった 11 都市分を集計。

(2) 加配教員・ボランティア等の人数 (2019 年 5 月 1 日現在)

	人数
日本語能力に課題のある児童生徒への指導のための加配教員数(県等加配)	357
学校教育現場で支援するボランティア・支援員等の数(教員を除く)	414

注) 全 13 都市中回答のあった 11 都市分を集計。

※ ボランティアの関わり方 (主な回答を抜粋)

- ・ 取り出し教室における、教員による授業のサポート。
- ・ 児童生徒への学習支援。

※ 支援員の関わり方 (主な回答を抜粋)

- ・ 保護者との連絡等必要に応じた通訳及び翻訳。
- ・ 日本語指導と併せて母国語の言語力の維持向上に向けた指導。

(3) 外国籍生徒の中学卒業後の進路 (2019 年 3 月卒業生)

	人数	割合
進学(高等学校・専門学校等)	533	91.1%
就職・その他	52	8.9%
合計	585	100.0%

注) 全 13 都市中回答のあった 9 都市分を集計。

3. 会員都市における取組事例

群馬・静岡ブロック(3都市)

(群馬県 太田市、大泉町 静岡県 浜松市)

群馬県太田市 外国人住民の多様性を活かしたイベントの開催

市内には約 70 ヶ国の外国人住民が暮らしています。外国人住民が持つ文化や価値観などの多様性を活かしたイベントを国際交流協会と開催しています。令和元年 10 月に開催したイベント「国際交流広場」では、ブラジル、ペルー、ネパールといった国の食文化を来場した多くの市民に体験してもらいました。また、年末の恒例イベントとなっている「ふれあいパーティー」では、タイ舞踊、ネパール舞踊をはじめ、ブラジルの子どもたちによる歌やダンス、ペルーのダンスを多くの参加者が食事とともに楽しみ、国籍や年齢を問わない多くの人の交流が生まれました。



国際交流広場の様子



ふれあいパーティーの様子

群馬県太田市 外国人市民相談窓口ワンストップセンターの開設

平成 31 年 4 月より、外国人受入環境整備交付金を活用し、既存の相談窓口を拡充し、外国人住民からの相談体制を強化するため、ワンストップセンターとしてスタートしました。これまでの 4 言語（ポルトガル語、スペイン語、中国語、英語）での通訳に加えて、音声翻訳機器を導入したことで、タガログ語やネパール語などこれまで対応できていなかった言語にも対応し、少しでも言葉の壁をとり、行政手続きがスムーズにできるよう期待しているところです。

また群馬県のワンストップセンターと連携し、スカイプを通じたベトナム語の対応、就労相談についてもハローワーク太田のご協力により、相談業務を同センター内で開始しています。



群馬県大泉町 多文化共生地域交流会

地域における多文化共生の推進を目的に、地域に住まう日本人と外国人が顔の見える関係を築くための事業として、「多文化共生地域交流会」を実施しています。

本事業は、既に地域で自主的に開催されている納涼祭等の住民交流を目的とする事業や、自主防災訓練などの事業を対象として、そうした事業に外国人が参加しやすい環境作りができるよう支援を行い、日本人と外国人の地域でのつながりの橋渡しを行うものです。

■事例①：地区納涼祭への出店補助

外国人住民への納涼祭参加促進と、「食」を通じた多文化共生をねらいとして、地区に住むブラジル人住民の皆さんが中心となり、ブラジル風牛串焼きの屋台を出店するためのサポートを町が行いました。

当日は多くの人に来店いただきました。また、スタッフとして参加した外国人の皆さんにも、納涼祭を楽しんでいただくとともに、地区役員等さんともつながりを作ることができました。



準備の様子



販売中の様子

■事例②：地区自主防災会主催防災訓練への参加促進

外国人学校が所在する地区や外国人住民が多く住んでいる地区の自主防災訓練に、近隣の外国人住民が参加しました。実施にあたっては行政と地域の役員さんが協力し、地区に住んでいる外国人の家庭を訪問して事業をPRし、その結果多くの外国人の参加につながりました。

ブラジル国籍やネパール国籍の人たちが中心に参加した今回の事業では、AED 体験や、水が入った消火器を使った初期消火訓練など、いざという時に役立つ防災の知識を学びました。



救命講習の様子



火事の煙体験の様子

静岡県浜松市 HLPF・SDGサミット「地方自治体フォーラム」への参加・発表

浜松市長は、ニューヨーク国連本部で開催された「ハイレベル政治フォーラム（HLPF：High Level Political Forum）・SDG サミット」における「地方自治体フォーラム」に日本の自治体を代表して唯一参加し、多文化共生を「SDGs 未来都市・浜松」の特徴的な取組のひとつとしてあげ、SDGsの達成に絡めてその重要性を世界に向けて発信しました。

日 時 令和元年9月24日（火）15：00～18：00 ※現地時間

場 所 国連本部 カンファレンスルーム3

出席者 世界各国の自治体首長、国際機関関係者 等



静岡県浜松市 多文化共生総合相談ワンストップセンターの設置

平成31年4月からの「出入国管理及び難民認定法」改正施行に伴う新たな外国人材の受入れ等に対応するため、多文化共生施策推進の拠点である浜松市多文化共生センターの機能を拡充し、外国人の生活・就労等に関する相談や情報提供を行う相談窓口「多文化共生総合相談ワンストップセンター」として開設しました。

浜松市ではすでに多文化共生センター内にワンストップ相談コーナーを設けていましたが、今回、国の助成を得て、ベトナム語やインドネシア語相談員の追加配置による多言語相談や、弁護士会及び行政書士会と連携した相談体制の拡充、多言語通訳タブレットの配備などの機能拡充を図りました。

また、市内在住外国人向け多言語生活情報サイト「カナルハママツ」の対応言語を、従来のやさしい日本語・英語・ポルトガル語・スペイン語・中国語・タガログ語に加えて、ベトナム語を追加し、一層の充実を図りました。



長野・愛知ブロック(5都市)

(長野県 上田市、飯田市 愛知県 豊橋市、豊田市、小牧市)

長野県上田市 みんながわかる防災講座

外国籍市民のための防災知識講座として、まずは災害発生時の行動と、避難所へ行き着くためにはどうしたらいいかを伝える「みんながわかる防災講座」を開催しました。去年の課題が2つ。それは、①外国人の参加者が少ない、②説明者の話が難しくて理解できない。

そこで、本番前に防災講座実行委員会を、外国籍市民の初級日本語話者・社会福祉協議会・通訳翻訳者・公民館主事等とで組織しました。この実行委員会で先生から「やさしい日本語」を学んだ後、本番で使用する資料を「やさしい日本語」へ変換し、②の課題解決を図りました。

本番では、「やさしい日本語」に加えてジェスチャーも交えながら伝え、また、消火体験と煙の部屋体験といった実践も盛り込んだため、去年よりは、わかりやすくなりました。しかし、①の参加者が少ない課題は解決できず、今回は、日本語教室等、外国籍市民が多く集まっている場所へ出向き、防災知識を伝えていくことが必要ではないかという結果となりました。



長野県上田市 絵本の読み聞かせ

「わたしはあかねこ」、「ゆっくりがいっぱい」、「すごいね！みんなの通学路」の3冊と、多言語版絵本「十二支のひみつ」をポルトガル語、英語、日本語で紹介しました。

「ゆっくりがいっぱい」に登場するナマケモノは周りのみんなと違い、それぞれの自分の個性と臆することなく周囲に伝える姿勢があり、みんなと違うことから生じる、いじめや争いはそこには無いといった内容です。個性をそれぞれの文化に置き換えると多文化共生のヒントにつながる部分が見えてきた絵本でした。年間を通して、2回実施しました。



長野県上田市 異文化理解フォーラム

身近な人の経験談から異文化理解を共有する初めてのフォーラムを開催しました。
3つの経験談からの1つ目は、JICA 海外ボランティア経験者の方によるインドネシアの学校の様子を中心にしたお話。2つ目は、市内高校生2人からSGH(super global high-school)の取り組みとボストン研修について。3つ目は、上田市多文化共生推進協会(AMU)の中国籍の理事から、中国人としての自分がどのように地域社会に溶け込んでいったかを、体験を元にお話していただきました。



長野県上田市 外国籍の子ども支援者懇談会

市内で外国籍の子ども支援に携わっている教員や支援者など25名が参加し、4名ごとのグループに分かれ、それぞれの支援の様子を話して共有しました。その中では特に、親の教育に対する関心が子どもの日本語習得度に差が出ること、日本語習得の必要がある親も多いこと、日本語の習得度が遅い子どもは障がいと関係があるのか、といった会話が生まれました。



長野県飯田市 外国人児童・生徒のための進学ガイダンス

飯田市では、飯田国際交流推進協会が、長野県国際化協会との共催で、外国人児童・生徒のための進学ガイダンスを行っています。高校に進学する外国人児童・生徒とその保護者の方を対象に、高校入試や入学後の高校生活について知ってもらい、外国人児童・生徒とその保護者が一緒になって将来を見据えた進路を考える一助にしておうと開催しています。

ガイダンスでは、まず、長野県教育委員会から、高校進学に関する制度等の説明を受けます。その後、高校に進学した外国人児童・生徒の体験談をインタビュー形式で聞く「先輩の話」で、高校進学後の高校生活等についてイメージしてもらいます。そのあと、国籍別に分かれて、先輩に質問をしたりする座談会を実施します。また地元の高校ごとにブースを設けて個別相談を行っています。

今年のガイダンスには、ブラジル籍、フィリピン籍、中国籍の児童・生徒と保護者に参加していただきました。外国人児童・生徒が高校に進学する場合、まず、高校入試制度について理解をしていただく必要があります。このため、長野県教育委員会の高校教育課から長野県の入試制度の説明を受けます。そのあと、「先輩の話」では、高校受験を経て進学をした3人の外国人生徒から、高校入試で苦労したことや高校生活、将来どんな仕事に就きたいか、といった話を聞きました。入試制度の説明に加え、こうした体験談は、参加者にとって、受験勉強のやり方や自分の高校生活をイメージしたり、高校卒業後の進路について考えるヒントを与えてくれる貴重な機会です。

地域の活性化には若い力が必要です。日本人生徒のみならず、言語の違いなど様々な課題を克服しながら高校に進学し、将来像をしっかりと持つ外国人児童・生徒を育成することが、多文化共生社会実現からの地域の活性化を目指す飯田市にとって必要です。また、できるだけ早い段階から保護者の方には高校入試制度を理解していただき、高校入試に備えてもらうことが重要です。これからも多くの外国人児童・生徒の進学をサポートできるようなガイダンスを継続的に実施していきます。



国籍ごとの座談会



インタビュー「先輩の話」

愛知県豊橋市 定住外国人等高校生日本語学習支援事業

これまで支援の無かった外国人高校生向けの日本語初期支援です。豊橋市立豊橋高等学校生徒等を対象として、基本的な日本語学習や補助的な学習指導を行っています。

現在の生徒は豊橋高等学校の夜間部定時制課程に通っており、授業は夜間部の始業前の課外時間中に豊橋高等学校の教室で行われます。本事業を通して、基礎的な日本語能力を高め、高校課程の学力が向上し、外国人生徒が彼ら自身の個性を発揮して進路を切り拓いていくことを目指しています。



愛知県豊橋市 定住外国人等中学生アフタースクール事業

外国人中学生向けに、日本語初期支援の次のステップとして、高校に進学するための十分な学力を身に付けることを目的とした事業です。

本事業では日本語学習も必要に応じて行いますが、主に宿題を題材にした補助的な学習指導やプリント教材などを活用することによる教科学習に力を入れ、高校進学を目指します。高校進学を果たすことで外国人生徒の多様な進路選択につなげていくことが期待されます。



愛知県豊田市 豊田市多言語サービスデスクの設置

令和元年１０月１日現在、豊田市には、７２か国１８，７４９人の外国人の方が在住しており、全人口に占める割合は、４．４％に上ります。

最近ではフィリピン、ベトナムなど東南アジアを始めとした多様な国々の住民が増加傾向にあり、今後も人数の増加と国籍の多様化が予想されます。

また、国際的な大型イベントの開催による来訪外国人の増加や自動車関連企業を中心とした外国からの研修者、実習生、商談者の増加も予想されています。

このような状況から、外国人住民及び来訪者の方が本市において、安心・安全かつ快適に暮らせる又は過ごせるよう、令和元年9月6日から「豊田市多言語サービスデスク」を設置し、多言語による対応をスタートしました。

「豊田市多言語サービスデスク」では、タブレット端末を使用した３者通話により、市役所本庁舎のほか５つの支所・出張所において、１３言語に対応しています。

また自動翻訳機を併せて導入することで、より多くの言語に柔軟に対応することが可能となっております。

とよたし たげんご さーびす
豊田市 多言語 サービス の ごあんない
 Information for the
 Toyota City Multilingual Service Desk.

ことば しかん
言葉と時間 Languages and Time

まいにち ちやうくご かんごご ほんご ぶつご ぶつご ぶつご ぶつご
 英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語
 English, 中文, 한국, português, español

8:30~17:15

ベトナム語
 Tiếng viet nam

9:00~17:15

ネパール語、インドネシア語、タガログ語、タイ語、
 ヒンディー語、ロシア語、フランス語
 नेपाली, Bahasa Indonesia, Tagalog, ภาษาไทย,
 हिंदी, русский язык, Français

10:00~17:15

※ 10:00からの受付は、順延をいたします。

豊田市 多言語 サービス デスク がある 場所
Locations of the Toyota City Multilingual Service Desk

とよたし たげんご さーびす デスク がある 場所
豊田市役所 市民相談課 (南庁舎1階)
 Citizens Guidance Division
 located on the first floor of the south building of
 Toyota city hall

とよたし たげんご さーびす デスク がある 場所
**上郷支所、猿投支所、高岡支所、
 高橋支所、保見出張所**
 Kariage Branch, Saraguchi Branch, Takasaka Branch,
 Takahashi Branch, Horii Sub-Branch

問い合わせ先 豊田市 市民相談課 ☎0565-34-6626

愛知県小牧市 にほんご体験隊 NAKAMA

小牧市国際交流協会において、体験、実践をとおして、日本語学習の成果や課題に気づいてもらい、学習意欲の向上につなげるとともに、自らが住んでいるまちのことを知り、自立とQOL（クオリティオブライフ）の向上を狙うため、日本語教室「にほんご体験隊 NAKAMA」を新たに開催しました。なお当協会では従来から日本語教室を開催していますが、差別化を図るとともに、双方を受講することによる学習効果の向上も狙う内容としました。

当該教室の開催にあたっては、指導員（プログラム作成）やメイト（日本語を母語とするボランティアで当日参加）にもボランティアとして協力していただきました。

○第1回 公共施設の利用 6月16日（日）・23日（日）

一日目は、こまき巡回バス（コミュニティバス）のルート及び時刻表、図書カードの申し込みの準備等について、資料を使い学習しました。二日目は、こまき巡回バスを使って移動し、図書館でカードの申し込み及び図書の貸し出し（後日返却）を体験し、公共施設であるまなび創造館スポーツセンターでバドミントンを楽しんだ後、公共施設ならではの片付けを体験しました。最後に振り返りを行い、成果、課題の自覚を促しました。



学習（一日目）



巡回バス乗車



図書カード申込



バドミントン

○第2回 こまき街歩き 10月6日（日）

小牧市公民館で小牧警察署の山本交通課長から自転車のルールを聞き、参加者全員で道路標識を学習しました。さらにレストランでの注文方法も練習してから、公民館から小牧駅までを8班に分かれて街歩きを行い、クイズラリー形式でどんな道路標識があるかを学習しました。昼食は、レストランでランチの注文にも挑戦しました。最後に公民館に戻り、ラリーの結果を発表しながら、今日の振り返りをしました。



自転車のルール学習



注文方法の練習



振り返り

三重・岡山ブロック(5都市)

(三重県 津市、四日市市、鈴鹿市、亀山市 岡山県 総社市)

三重県津市 Expo Bolivia を通じた多文化共生社会の推進 (NPO 法人日本ボリビア人協会)

ボリビア人の集住地域である津市において、ボリビア人住民と日本人住民の相互理解、またボリビアにルーツを持つ子供たち自身のアイデンティティの形成を目的とし、NPO 法人日本ボリビア人協会（代表理事 山田ロサリオ氏）による「Expo Bolivia」が 2008 年より毎年開催されています。津市のみならず現在は都市圏でも開催されているこの事業を通じ、日本人住民へボリビアの歴史や文化を紹介するとともに、ボリビア人コミュニティの発展や、高齢化の進展に伴う生活の自立と日本社会での継続的な活躍に向けたディスカッション等のセミナーも行いました。

(参考) ボリビア人住民数

・津市内 384 人 (R1.9 月末現在)



三重県津市 在住外国人住民支援の先駆け（三重ブラジル人会）

外国人住民を対象とした生活相談窓口や通訳の配置、多言語による情報発信が行政等ではまだ一般的でなかった時代の津市で、その先駆けとして日系ブラジル人を中心とした外国人住民が直面する諸問題に取り組み始め、在住ブラジル人住民へのブラジルの通信教育制度の紹介や、官公署の手続きを中心とした支援などを行ってきました。また早くから三重県国際交流財団と連携し、河芸町（市町村合併により津市）で始まった行政における多言語化にも関わるなど、津市並びに三重県の多文化共生促進に尽力しました。

ビザの更新、就労に関わる諸問題等の相談に法律面からサポートを行う傍ら、各種イベントの開催を通じ地域の日本人と外国人住民の相互交流の場を提供し、日本やブラジルの文化紹介を通じて常に交流の懸け橋となっています。津市で毎年恒例となっている国際交流イベントでは、その立ち上げ当時から中心となって、多国籍の実行委員を牽引し準備や運営にも携わるなど、津市と協働して国際感覚の涵養や多文化共生の推進に努めています。

時代が進み、外国人住民支援が津市でも整い始めた現在は、行政がまだサポートできていない部分や民間企業が業として対応することが難しい分野などの隙間の部分を埋める役割をも果たしており、外国人住民との幅広いネットワークを活かし、地域住民を巻き込みながらニーズや情勢に柔軟に対応した活動を継続しています。



三重県四日市市 親子でふれあう日本語教室

外国人集住地区である笹川地区において、外国人市民と日本人市民の就学前児童とその保護者を対象として、親子でふれあう日本語教室を実施しています。

日本語、ポルトガル語、スペイン語、英語による絵本の読み聞かせを通じて、親子が共に日本語の大切さを学ぶきっかけを提供するとともに、親子のふれあいについての認識を深める機会を提供しています。

また、親と子が一緒に楽しめる遊びを通じて、日本の文化や外国の文化に対する理解を深めるとともに、外国人市民と日本人市民の親子が、ともに交流する場を提供しています。



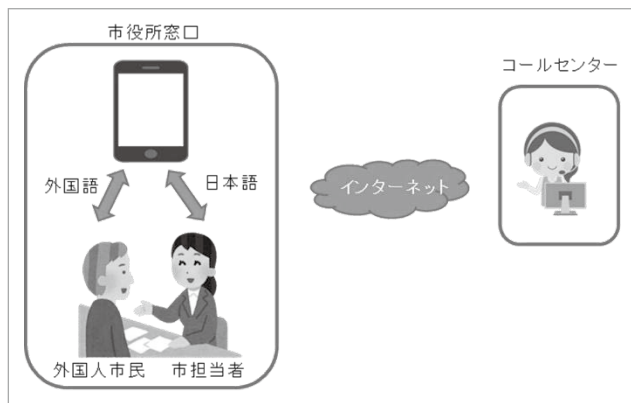
三重県鈴鹿市 タブレット端末を用いた多言語通訳システムの試験導入

鈴鹿市では、平成2年の出入国管理及び難民認定法の改正を契機にブラジルやペルーといった南米の日系人が多く居住されていることから、ポルトガル語及びスペイン語の通訳職員を配置し、窓口通訳のほか関係各課からの翻訳依頼にも対応しています。また相談ケースによっては、各課窓口に出向くことも多く、その間訪れた方には、順番にお待ちいただいています。

さらに、昨今アジア諸国からの外国人市民が増加し、従来の2カ国語だけでなく、多言語での対応を求められる機会が増えてきています。

このような状況から、昨年度実施した「多言語通訳システム」の試験導入では、3ヵ月間で95件、1件あたりの使用時間は相談内容により大きく異なり、数分程度のものから、1時間を超えるものもありました。また使用言語は、ポルトガル語39件、英語28件、スペイン語14件で、その他中国語、ベトナム語、タガログ語などとなっています。

今年度も引き続き9月から試験導入を行っており、タブレット端末を昨年度から2台増やして、4台で運用しています。



三重県鈴鹿市 鈴鹿市総合防災訓練におけるJ O C Aとの訓練実施

鈴鹿市は、平成25年に公益社団法人青年海外協力協会（J O C A）と災害時における広報活動等に関する応援協定書を締結していることから、9月に実施した鈴鹿市総合防災訓練において、ファクスを使って外国人市民に伝える災害情報の翻訳とその提供を行いました。

また、訓練当日はたくさんの外国人市民の方が参加し、避難所体験等を行ってもらいました。



三重県亀山市 災害時における避難場所の周知

全国各地で地震や台風などによる大規模災害が多く発生していることから、日本語が分からない外国人住民に市内の避難所を知ってもらい、必要な時に避難してもらうため、ポルトガル語・英語・やさしい日本語で避難所の場所を記載した、携帯できる「避難所ガイド」を作成しました。

このガイドには住んでいる地域ごとの避難所の場所が記載してあり、QRコードで読み取ることで地図が表示されます。

また、三重県やNHKワールドジャパン（18言語）の災害情報もQRコードで読み取ることで見るができます。

その他にも、「避難所に行きたいです」や「避難所にはどうやって行けばいいですか」など災害時に使える言葉をローマ字表記して、困った時に声掛けをしてもらえる内容も記載しました。



Importante!!
Locais de refúgio em caso de desastre (災害のときの避難所)

Em caso de desastres como terremotos, chuvas fortes e tufões, etc. são instalados determinados locais para refúgio. Verifique com antecedência o local de refúgio do seu bairro. Refúgie-se imediatamente quando ocorrer um desastre natural.

Locais de refúgio

- 1 Kameyama Higashi Shōgakkō (Escola primária)
End: Hon-machi 1-chōme 9-9
Tel: 0595-82-0011
- 2 Kameyama Nishi Shōgakkō (Escola primária)
End: Honmaru-chō 585
Tel: 0595-82-0139
- 3 Nishino Kōen Taiikukan (Ginásio do Parque Nishino)
End: Nomura 2-chōme 5-1
Tel: 0595-82-1144
- 4 Kanbe Shōgakkō (Escola primária)
End: Taikōji-chō 1310
Tel: 0595-82-1819
- 5 Kameyama Minami Shōgakkō (Escola primária)
End: Tenjin 3-chōme 10-25
Tel: 0595-82-9115
- 6 Hiruo Shōgakkō (Escola primária)
End: Nakanoshō-chō 1405
Tel: 0595-82-1007
- 7 Idagawa Shōgakkō (Escola primária)
End: Midori-chō 52
Tel: 0595-82-2021
- 8 Higashino Kōen Taiikukan (Ginásio do Parque Higashino)
End: Kawai-chō 1285-49
Tel: 0595-83-1888
- 9 Chūbu Chūgakkō (Escola ginásial)
End: Tamura-chō 75
Tel: 0595-82-2101
- 10 Kawasaki Shōgakkō (Escola primária)
End: Nobono-chō 77-22
Tel: 0595-85-0108
- 11 Nonobori Shōgakkō (Escola primária)
End: Futao-chō 2124
Tel: 0595-85-0009
- 12 Shirakawa Shōgakkō (Escola primária)
End: Shiraki-chō 2739
Tel: 0595-82-3007
- 13 Seki Chūgakkō (Escola ginásial)
End: Seki-chō Shinjō 1863
Tel: 0595-96-0115
- 14 Seki B&G Kaiyō Center
End: Seki-chō Shinjō 8
Tel: 0595-96-1010
- 15 Kabuto Shōgakkō (Escola primária)
End: Kabuto Itaya 4569
Tel: 0595-98-0031

Frases úteis

1. Hinanjo ni ikitai desu.
避難所に行きたいです。
(Quero ir ao local de refúgio.)
2. Hinanjo niwa douyatte ikeba iidesuka?
避難所にはどうやって行けばいいですか?
(Como faço para chegar ao local de refúgio?)
3. Watashi wa kega o shite imasu.
ケガをしています。
(Estou machucado.)
4. Dokode kyūten bussi (tabe mono / nomi mono) o morae masuka?
どこで救援物資(食べ物/飲み物)をもらえますか?
(Onde eu posso receber os suprimentos (comida / bebida)?)

Informação de desastre

- Para obter informação da previsão do tempo e de desastre da Província de Mie: BOSAI MIE (防災みえ)
- Para obter as últimas notícias e informações sobre desastres: NHK WORLD JAPAN

Information sobre desastres: NHK WORLD JAPAN

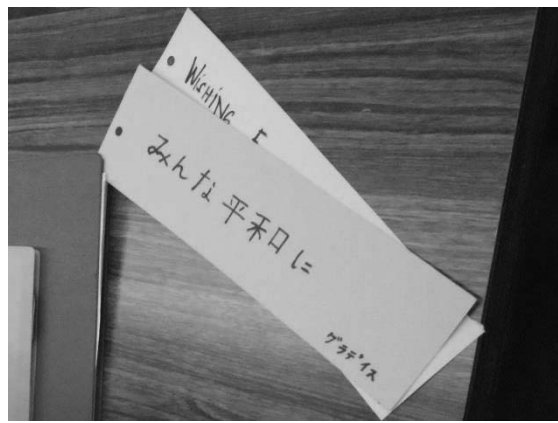
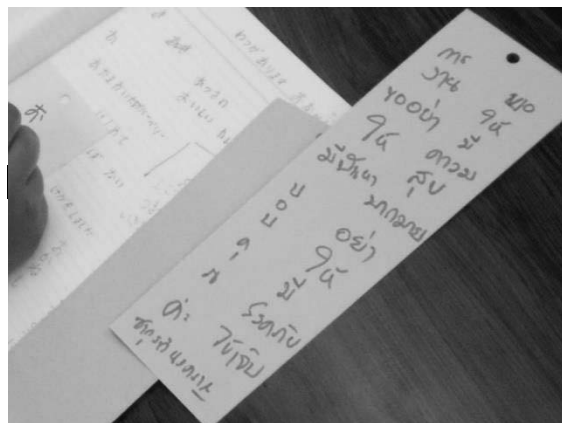
Bairro onde você mora	Local de refúgio	Bairro onde você mora	Local de refúgio	Bairro onde você mora	Local de refúgio	Bairro onde você mora	Local de refúgio	Bairro onde você mora	Local de refúgio	Bairro onde você mora	Local de refúgio
• Hon-machi • Shibukura-chō • Higashidai-chō • Takatsuka-chō • Ueno-chō • Komiza-chō • Minami Kashima-chō • Kita Kashima-chō • Kitama-chō	Kameyama Higashi Shōgakkō	• Honmaru-chō • Higashi Miyuki-chō • Miyuki-chō • Nishimaru-chō • Wakayama-chō • Ichigasaki-chō • Nishi-machi • Minamizaki-chō • Kameda-chō • Iris-chō • Sumiyama-chō • Hawaka-chō	Kameyama Nishi Shōgakkō	• Taikōji-chō • Ono-chō • Konoshita-chō • Yamashita-chō	Kanbe Shōgakkō	• Kawai-chō • Idagawa Shōgakkō ou Chūbu Chūgakkō ou Higashino Kōen Taiikukan	Higashino Kōen Taiikukan	• Sakae-machi • Jiri-chō • Wada-chō	Higashino Kōen Taiikukan	• Ogawa-chō • Shiraki-chō	Shirakawa Shōgakkō
• Tsubaiso-chō	Kameyama Higashi Shōgakkō ou Higashino Kōen Taiikukan	• Nomura • Minamino-chō • Kitano-chō	Nishino Kōen Taiikukan	• Tenjin • Waga-chō • Tamo-chō • Achimoto-chō • Kusubirao-chō • Suguchi-chō • Anoda-chō	Kameyama Minami Shōgakkō	• Chōmyōji-chō • Futomori-chō • Mizuhodai • Mizukigaoka	Chūbu Chūgakkō	• Tamura-chō • Kawasaki-chō • Nobono-chō	Chūbu Chūgakkō ou Kawasaki Shōgakkō	• Seki-chō Nakamachi • Seki-chō Kozaki • Seki-chō Ono • Seki-chō Izumigaoka • Seki-chō Fujihitsu • Seki-chō Ege • Seki-chō Washiyama • Seki-chō Shirakishiki	Seki Chūgakkō
• Higashi-machi	Kameyama Higashi Shōgakkō ou Kameyama Nishi Shōgakkō	• Fuke-chō	Nishino Kōen Taiikukan ou Kanbe Shōgakkō	• Mitsudera-chō • Nakanoshō-chō • Shimonoshō-chō	Hiruo Shōgakkō	• Chūbu Chūgakkō ou Kawasaki Shōgakkō	Seki Chūgakkō ou Seki B&G Kaiyō Center	• Seki-chō Shinjō	Seki Chūgakkō ou Seki B&G Kaiyō Center	• Kabuto Nakazaki • Kabuto Kitazaki • Kabuto Jimmu • Kabuto Kajigasaka • Kabuto Ichiba • Kabuto Mukai	Kabuto Shōgakkō
• Egumuro • Nakayashiki-chō • Higashimaru-chō	Kameyama Nishi Shōgakkō			• Idagawa-chō • Midori-chō	Idagawa Shōgakkō	• Futao-chō • Henbeji-chō	Nonobori Shōgakkō	• Asakayama-chō • Sekigaoka • Seki-chō Hagiwara • Seki-chō Fukutoku • Seki-chō Kuga	Seki B&G Kaiyō Center		

三重県亀山市 日本語教室で日本文化学ぶ

亀山市の日本語教室は、市と市民活動団体「はじめてのいっぽ」が協働で開催しています。

7月6日の日本語教室では、外国人住民が日本文化に触れる機会として「笹飾り」を行い、七夕の由来を学ぶとともに、学習中の日本語や各国の母語でそれぞれの願いを短冊に書き込み、参加者全員で笹に飾り付けをした後、市内の施設に飾りました。

微笑ましい願い事の書かれた笹飾りを見た人は、国籍に関係なく願う事は同じであることや、母国を離れて日本で生活をしている外国人住民の想いに触れ、外国人住民への理解を深める機会にもなりました。



岡山県総社市 そうじゃインターナショナルフェスタ

「総社市コミュニティ地域づくり協議会」と「総社インターナショナルコミュニティ」の共同で開催する多文化共生イベント。

ブラジル人を中心とした外国籍市民等と日本人の交流を図りながら地域住民として共生していくため、ステージイベントやブースイベントを共同して開催。音楽やダンス、料理といった言語が違っていても子どもからお年寄りまでが、共に楽しみながら交流できるイベントです。

多文化共生社会を構築していく中で、外国人の方々が持っている文化的な多様性を尊重しながら、共に手を取りあって暮らしていけるまちづくりを推進しています。

平成21年度から年に1回開催し、近年では急増するベトナム人との交流も深めています。

今では、参加者が2000人以上と、多文化共生を推進する上で重要なイベントとなっています。

SOJA INTERNATIONAL FESTA 2019

(日 時) 令和元年10月12日(土) 11:00～15:30

(場 所) カミガツジプラザ(総社市中央三丁目1番102号)

(参加者) 総社市民及び近隣自治体の住民

(内 容) 外国と日本の文化を紹介する各種催し

◆ステージ：サンバダンスや二胡、ベリーダンス、目にも華やかなイベントが満載。日本からは温羅太鼓が会場を盛り上げてくれます。マジックショーもあり。

◆屋台：ブラジルのパステウ、ベトナムのフォーなどのほか、ペルー・フィリピン・トルコ・マレーシア・日本など世界のおいしい料理を手頃な値段で提供。

◆お楽しみコーナー：もちなげ、ゲームコーナー、抽選会 など



岡山県総社市 日本語教育事業

外国人市民が日本人住民との交流を通して、日本語の習得とコミュニケーション能力の向上を図りながら地域社会の一員として積極的に参加できるよう地域全体が支える多文化共生のまちづくりを目指しています。

平成 22 年度から平成 30 年度まで、文化庁「生活者としての外国人」のための日本語教育事業」を受託し、次のような事業を行っています。毎週日曜日、市役所では「地域でつながる日本語教室」を開講し、地域に暮らす外国人市民が、日本人市民との交流を通して、日本での生活を円滑に行うために必要な日本語コミュニケーション能力の向上を図りながら、地域住民同士がつながる場を提供しています。

「地域に根ざした日本語学習サポーター育成研修」では、地域の日本語教育に携わる専門家により外国人支援に関する基礎的知識を習得するとともに、日本語学習サポーターとして、実際に日本語教室に参加して学ぶ交流・実践型研修を実施しています。

「地域コミュニティ連携防災訓練事業」では、地域に暮らす外国人市民に対し、防災訓練へ参加する機会を提供し、外国人市民の立場に立った防災知識の習得と災害時のより実用的な日本語習得を目指すとともに、日本人市民と日常からの「顔が見える関係づくり」を行っています。

「地域ではぐくむ子育て応援事業」では、子育て世代の外国人保護者と子どもを対象に、同世代の親子が集まる交流の場に参加する機会を提供し、外国人保護者の子育てに対する不安を緩和・解消し、地域全体で子どもの健やかな成長を見守り、子育てを応援することを目的としています。

「地域密着型日本語学習教材作成」では、日本語教室で使用した学習教材や教室活動の様子を 3 冊の冊子にまとめました。「地域で働く外国人就労者の日本語教育支援に関する調査研究事業」では、外国人を雇用している企業における日本語教育支援の実態とニーズや課題を明らかにするため、企業と企業で働く外国人就労者にアンケート調査を行いました。



関係省庁資料

出入国在留管理庁 114

- ・ 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（概要）
- ・ 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について（概要）
- ・ 外国人受入環境整備交付金の対象自治体の拡大について
- ・ 生活・就労ガイドブックについて
- ・ 外国人共生センター（仮称）構想
- ・ 法務省設置法の一部を改正する法律の概要について

総務省 120

- ・ 「多文化共生の推進に関する研究会」の概要
- ・ 多文化共生施策の更なる推進に係る地財措置（令和元年度以降）
- ・ 「災害時外国人支援情報コーディネーター養成研修」について
- ・ 「多文化共生アドバイザー」制度について
- ・ 「多文化共生地域会議」について

文部科学省 125

- ・ 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策に関する文部科学省の取組概要について
- ・ 外国人児童生徒等教育の現状と課題

厚生労働省 134

- ・ 定住外国人に対する就労支援（令和元年度の取組）
 - ・ 外国人就労・定着支援研修事業の概要
-

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（概要）

我が国に在留する外国人は近年増加(264万人)、我が国で働く外国人も急増(128万人)、新たな在留資格を創設(平成31年4月施行)⇒外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組とともに、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を推進する。今後も対応策の充実を図る。

外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等

- (1) 国民及び外国人の声を聴く仕組みづくり
○ 「『国民の声』を聴く会議」において、国民及び外国人双方から意見を継続的に聴取
- (2) 啓発活動等の実施
○ 全ての人が互いの人権を大切にし支え合う共生社会の実現のため、「心のバリアフリー」の取組を推進

生活者としての外国人に対する支援

- (1) 暮らしやすい地域社会づくり
① 行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備
○ 行政・生活全般の情報提供・相談を多言語で行う一元的窓口に係る地方公共団体への支援促進度の創設
○ 「多文化共生総合相談ワンストップセンター(仮)」(全国約100か所、11言語対応)の整備【20億円】
○ 安全・安心な生活・就労のための新たな「生活・就労ガイドブック(仮)」(11言語対応)の作成・普及
○ 多言語音声翻訳システムのブラットフォームの構築【8億円】と多言語音声翻訳システムの利用促進
② 地域における多文化共生の取組の促進・支援
○ 外国人材の受入れ支援や共生支援を行う受け皿機能の立ち上げ等地域における外国人材の活躍と共生社会の実現を図るための地方公共団体の先導的な取組を地方創生推進交付金により支援
○ 外国人材の支援に携わる人材・団体の育成とネットワークの構築
- (2) 生活サービス環境の改善等
① 医療・保健・福祉サービスの提供環境の整備等
○ 電話通訳や多言語翻訳システムの利用促進、マニュアルの整備、地域の対策協議会の設置等により全ての居住圏において外国人患者が安心して受診できる体制を整備
② 地域の基幹的医療機関における医療通訳の配置・院内案内図の多言語化の支援
○ 災害発生時の情報発信・支援等の充実
○ 気象庁HP、Jアラートの国民保護情報等を発信するブッシュ型情報発信アプリ Safety tips 等を通じた防災・気象情報の多言語化・普及(11言語対応)、外国人にも分かりやすい情報伝達に向けた改善(地図情報、警告音等)
○ 3週間同時通訳による「119番」多言語対応と救急現場における多言語音声翻訳アプリの利用、災害時外国人支援情報コーディネーターの養成
- ③ 交通安全対策、事件・事故、消費等トラップ、法律トラップ、人権問題、生活困窮相談等への対応の充実
○ 交通安全に関する広報啓発の実施、運転免許学科試験等の多言語対応
○ 「110番」や事件・事故等現場における多言語対応
○ 消費生活センター(「118番」)、法テラス、人権擁護機関(8言語対応)、生活困窮相談窓口等の多言語対応
- ④ 住居確保のための環境整備・支援
○ 賃貸人・仲介事業者向け実務対応マニュアル、外国語版の賃貸住宅標準契約書等の普及(8言語対応)
○ 外国人を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録・住宅情報提供・居住支援等の促進
- ⑤ 金融・通信サービスの利便性の向上
○ 金融機関における外国人の口座開設に係る環境整備、多言語対応の推進、ガイドラインの整備
○ 携帯電話の契約時の多言語対応の推進、在留カードによる本人確認が可能である旨の周知の徹底

(3) 円滑なコミュニケーションの実現

- ① 日本語教育の充実
○ 生活のための日本語の標準的なカリキュラム等を踏まえた日本語教育の全国展開(地域日本語教育の総合的体制づくり支援、日本語教育空白地域の解消支援等)【6億円】
○ 多様な学習形態の二スへの対応(多言語ICT学習教材の開発・提供、放送大学の教材やNHKの日本語教育コンテンツの活用・多言語化、全ての都道府県における夜間中学の設置促進等)
○ 日本語教育の標準等の作成(日本版CEFR(言語のためのヨーロッパ共通参照枠))
○ 日本語教育のスキルを証明する新たな資格の整備
- ② 日本語教育機関の質の向上・適正な管理
○ 日本語教育機関の質の向上を図るための告示基準の厳格化(出席率や不法残留者割合等の抹消基準の厳格化、日本語能力に係る数値基準の導入等)
○ 日本語教育機関に対する定期的な点検・報告の義務付け
○ 日本語教育機関の日本語能力に関する試験結果等の公表義務・情報開示の充実
○ 日本語教育機関に関する情報を関係機関で共有し、法務省における調査や外務省における査証審査に活用

(注)予算額は30年度補正(2号)予算、31年度予算の措置額。このほか、関連予算として、地方創生推進交付金1,000億円の内数(独)日本学生支援機構運営費交付金131億円の内数(留学生の就職等支援関連)、人材開発支援助成金571億円の内数(地域での安定就労支援関連)、不法滞在者対策等157億円等がある。

平成30年12月25日
外国人材の受入れ・共生
に関する関係閣僚会議
総額211億円(注)

- (4) 外国人児童生徒の教育等の充実
○ 日本語指導に必要な教員定数の義務標準法の規定に基づく着実な改善と支援員等の配置への支援【3億円】
○ 地方公共団体が行う外国人児童生徒等への支援体制整備(ICT活用、多様な主体との連携)
○ 教員等の資質能力の向上(研修指導者の養成、地方公共団体が実施する研修への指導者派遣等による全国的な研修実施の促進)
○ 地域企業やNPO等と連携した高校生等のキャリア教育支援、就学機会の確保【1億円】

- (5) 留学生の就職等の支援
○ 大卒者・クールジャパン分野等の専修学校修了者の就職促進のための在留資格の整備等
○ 中小企業等に就職する際の在留資格変更手続の簡素化
○ 文部科学省による大学等の就職促進のプログラムの認定等【6億円】
○ 留学生の就職率の公表の要請、就職支援の取組状況や就職状況に応じた教育機関に対する奨学金の優先配分、介護人材確保のための留学・日本語学習支援の充実【14億円】
○ 義務に必要な日本語能力レベルの企業ごとの違いなどを踏まえた多様な採用プロセスの推進
○ 産官学連携による採用後の多様な人材育成・待遇などのベストプラクティスの構築・横展開

- (6) 適正な労働環境等の確保
① 適正な労働条件と雇用の確保、労働安全衛生の確保
○ 労働基準監督署・ハローワークの体制強化、外国人技能実習機構の体制強化、「労働条件相談ほっとライン」の多言語対応【8言語対応】
○ 「外国人労働者相談コーナー」・「外国人労働者向け相談ダイヤル」における多言語対応の推進・相談体制の拡充

- ② 地域での安定した就労の支援
○ ハローワークにおける多言語対応の推進(11言語対応)と地域における再就職支援
○ 地域ごとの在留外国人の状況を踏まえた情報提供・相談の多言語対応、職業訓練の実施
- (7) 社会保険への加入促進等
○ 法務省から厚生労働省等への情報提供等による社会保険への加入促進
○ 医療保険の適正な利用の確保(被扶養認定において原則として国内居住要件を導入、不適正事案対応等)
○ 納税義務の確実な履行の支援等の納税環境の整備

外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組

- (1) 悪質な仲介事業者等の排除
○ 二国間の政府間文書の作成(9か国)とこれに基づく情報共有の実施
○ 外務省(在外公館)、警察庁、法務省、厚生労働省、外国人技能実習機構等の関係機関の連携強化による悪質な仲介事業者(ブローカー)等の排除の徹底と入国審査基準の厳格化
- (2) 海外における日本語教育基盤の充実等
○ 悪質な仲介事業者等の把握に向けた在留申請における記載内容の充実
○ 日本での生活・就労に必要な日本語能力を確認する能力判定テストをCBT(Computer Based Testing)により厳正に実施(9か国)
○ 国際交流基金等による海外における日本語教育基盤強化(現地教師育成、現地機関活動支援)【34億円】
○ 在外公館等による情報発信の充実

新たな在留管理体制の構築

- (1) 在留資格手続の円滑化・迅速化
○ 受入企業等による在留資格手続のオンライン申請の開始【12億円】
○ 在留カード番号等を活用した申請手続の更なる負担軽減、標準処理期間(2週間～1か月)の励行
- (2) 在留管理基盤の強化
○ 法務省・厚生労働省の情報共有の更なる推進による外国人の在留状況・雇用状況の正確な把握
○ 業種別・職種別・在留資格別等の就労状況を正確に把握する仕組みの構築、公的統計の充実・活用
○ 出入国在留管理庁の創設に伴う出入国及び在留管理体制の強化【18億円】
○ 不法滞在者等への対策強化
○ 警察庁、法務省、外務省等の関係機関の連携強化による不法滞在者等の排除の徹底【5億円】
○ 技能実習に係る失踪者情報等の収集・分析、これを踏まえた調査の徹底、実習実施者等に対する計画認定取消し等の運用の厳格化、平成29年における技能実習に係る失踪者等の実態調査・対応

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について【主な施策】

〔 令和元年6月18日
外国人材の受入れ・共生
に関する関係閣僚会議 〕

外国人材の円滑かつ適正な受入れの促進 (特定技能外国人の大都市圏等への集中防止策等)

- 就労を希望する外国人材と地域の企業とのマッチング支援（建設分野の特定技能試験実施法人における求人求職のあっせん等の実施（新規）、介護分野におけるマッチングを行う地方公共団体への財政支援、地方公共団体とハローワークの連携による中小企業の受入支援（新規））
- 在留資格変更手続等における優遇措置の検討（新規）
- 地方創生推進交付金の活用促進のため、効果的に外国人を地域に定着させるための調査を実施、外国人受入施策に係る先導的事業を地方公共団体に周知して「横展開」
- 住宅紹介等を行う地方の居住支援法人や家賃補助等を行う地方公共団体等の取組に対する地方財政措置を含めた充実した財政支援

共生社会実現のための受入れ環境整備

- 外国人の雇用促進等を効率的に支援するため、入管庁、法テラス、人権擁護機関、ハローワーク、査証相談窓口、JETRO等の関係部門を集約させた「外国人共生センター（仮称）」の設置（新規）
- 地方公共団体の一元的相談窓口に係る交付金の交付対象の見直しの検討、多文化共生社会の実現に資する日本人からの相談への対応の検討
- 国と地方公共団体との懸け橋となる受入環境調整担当官の体制整備
- 生活・就労ガイドブック、災害情報の14か国語対応の推進、「やさしい日本語」の活用（新規）
- 医療費不払等の経歴のある外国人の再入国拒否等により、医療機関の未収金の発生を抑制
- 感染症の蔓延防止のため、結核の入国前スクリーニングの適切な実施
- 運転免許試験、外国の運転免許から日本の運転免許への切替手続に係る多言語化の要請（新規）
- 金融機関における外国人の口座開設円滑化のための環境整備（パンフレット作成等）、帰国時の口座解約の要請、口座売買等によって上陸拒否や国外退去となり得る旨の周知（新規）
- 地域における日本語教育環境を強化するための総合的な体制整備、ICTを活用した日本語学習教材の開発
- 保育所等における外国人児童に対する適切な支援の要請
- 全国調査による外国人の子供の就学状況の把握（新規）、地方公共団体と連携した就学促進
- 外国人労働者向け安全衛生教育教材の多言語化（14か国語）等による安全衛生教育の推進

留学生の在籍管理の徹底・技能実習制度の更なる適正化

- 留学生の在籍管理が不適正な大学等について、留学生の受入れを認めない等の在留資格審査の厳格化、私学助成の減額等（新規）
- 専ら日本語教育を行う大学の留学生別科について、日本語教育機関と同様の基準を作成し、基準不適合の大学への留学生の受入れを認めない仕組みの構築（新規）
- 外国人技能実習機構の实地検査等のための能力の強化
- 技能実習生の失踪等を防止するため、報酬支払の口座振込みの義務付け等により、賃金に関する不正行為等の発生を抑止（新規）

留学生等の国内就職等の促進

- 日本の大学を卒業した留学生の就職機会の拡大のための特定活動告示改正の周知促進
- 留学生の多様性に応じた採用プロセス及び採用後の待遇の多様化を推進するためのベストプラクティスの構築・横展開
- インターンシップの適正な利用促進のためのガイドラインの策定及び当該制度の周知
- 調理又は製菓の専門学校を卒業した留学生が就職できる業務の幅の拡充

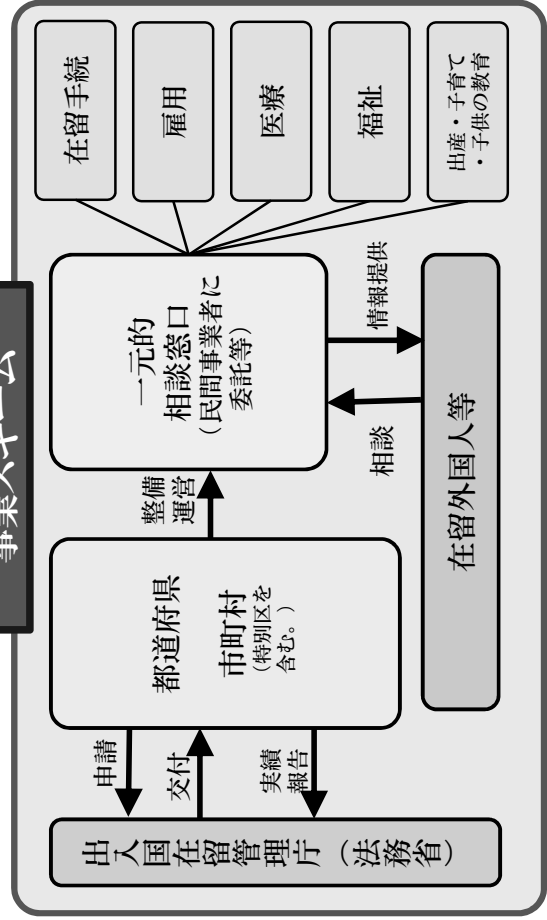
従前の交付金の概要

- 目的
在留外国人が在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て、子供の教育等の生活に係る適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、情報提供・相談を多言語で行う一元的相談窓口の整備に取り組む地方公共団体を支援
- 交付対象
1.1.1 団体（都道府県47、指定都市20、市区町村44）
※ 外国人住民が1万人以上または5千人以上かつ住民に占める外国人住民の割合が2.0%以上
※ 東京都特別区については、外国人住民が1万人以上かつ住民に占める割合が6.0%以上
- 交付額
(1) 整備費：必要経費の全額（限度額1千万円）
(2) 運営費：必要経費の2分の1（限度額1千万円）
※ 運営費の地方負担については、地方交付税措置を講ずることとしている。
- 対象経費
(1) 整備費：新たな一元的相談窓口体制の構築又は体制の拡充に必要な経費
(2) 運営費：一元的相談窓口体制の維持・運営に必要な経費
- 決定状況
整備費及び運営費の両方、若しくはいずれかに交付を決定
95団体（整備費80団体、運営費93団体）

3次募集の変更点等

- 交付対象 全地方公共団体（1,788団体）
- 交付限度額（整備費・運営費）
都道府県（47団体） 1,000万円
外国人住民5千人以上（105団体） 1,000万円
外国人住民1千人以上5千人未満（290団体） 500万円
外国人住民500人以上1千人未満（199団体） 300万円
外国人住民500人未満（1,147団体） 200万円
※ 平成31年1月1日現在の総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」による外国人住民数
- 3次募集の募集期間：9月9日～12月27日

事業スキーム



生活・就労ガイドブックについて

出入国在留管理庁

概要

- 我が国に在留する外国人は近年増加（約283万人（令和元年6月末現在）、国内で働く外国人も急増（約146万人（平成30年10月末現在））
- 安全・安心な生活・就労のために必要な基礎的情報について「生活・就労ガイドブック」を政府横断的に作成（「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（平成30年12月25日関係閣僚会議決定））

電子版

- 外国人が必要とする詳細な基礎的情報を多言語及びやさしい日本語で発信
- 周知方法：ポータルサイトにおいて発信

冊子版

- 電子版のうち、絵図等を用いて、重要部分を抽出したやさしい日本語版を冊子化
- 周知方法：空港、地方公共団体、企業、学校等で配布等

今後のスケジュール

- ・現在、電子版（日本語、英語、ベトナム語、やさしい日本語）をポータルサイトに掲載済。今後、14か国語※をめどに、多言語化を進める。
- ※英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、インドネシア語、ベトナム語、タガログ語、タイ語、ネパール語、クメール語（カンボジア語）、ビルマ語、モンゴル語
- ・やさしい日本語版の冊子を作成・配布する。

- 入国・在留手続
- 市町村での手続
- 雇用・労働
- 出産・子育て
- 教育
- 医療
- 年金・福祉
- 税金
- 交通
- 緊急・災害
- 住居
- 日常生活
- 困ったときの問合せ先

ガイドブックにより期待される効果

- ・外国人が日本のルールや制度の概要を網羅的に把握
- ・地方公共団体をはじめとする外国人を支援する方が必要な情報に容易にアクセス

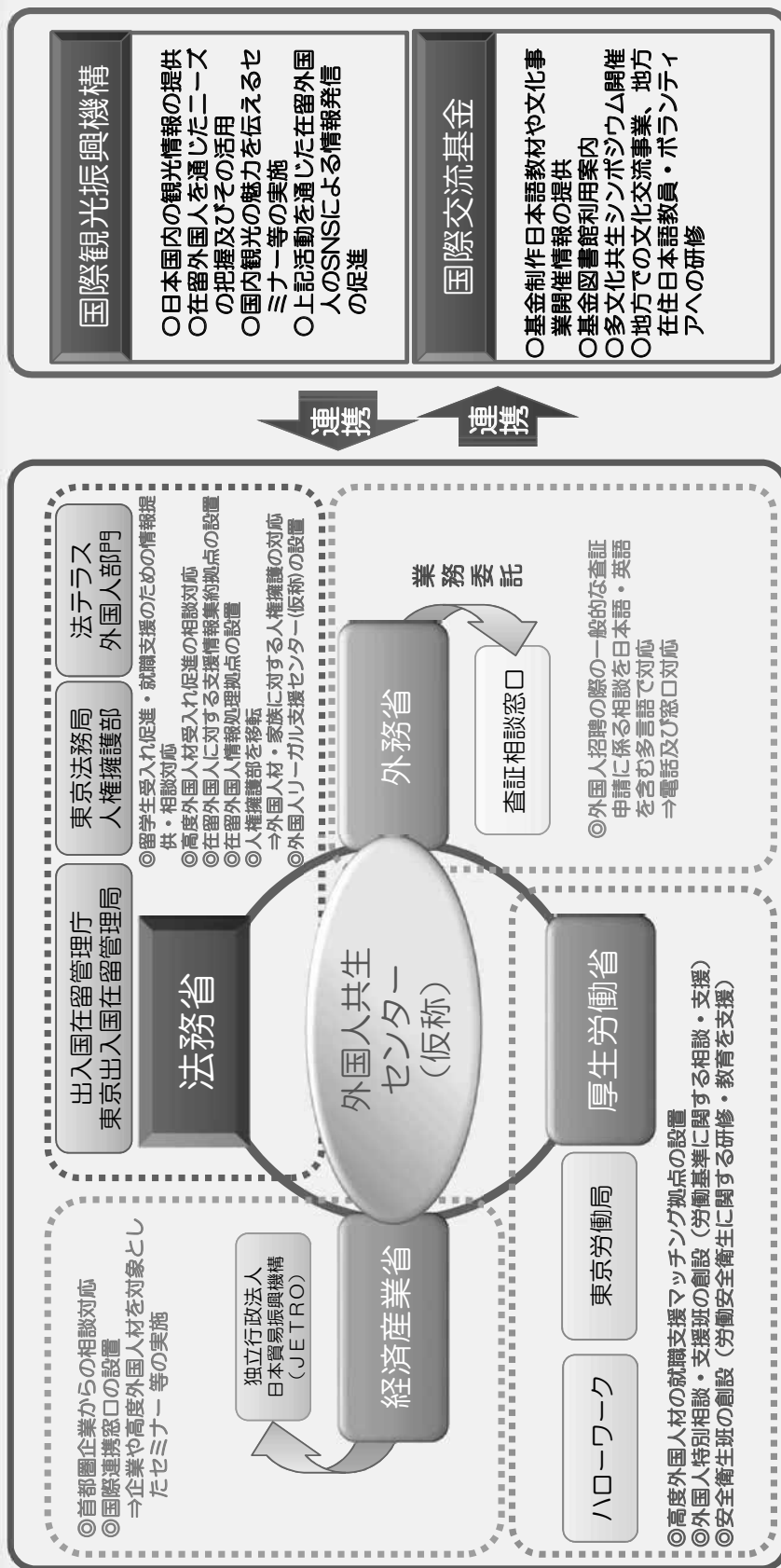
多文化共生社会の実現に寄与



法務省ホームページのトップページから「生活・就労ガイドブック」を検索

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri10_00056.html

外国人共生センター（仮称）構想 ～ 新しい活力を日本全土へ～



地方雇用の推進に向けた取組

◇各省庁施策に係る地方研修やテキストなどの全国発信拠点として機能
◇外国人対応の経験豊富な職員が各地からの問合せにきめ細やかに対応

- ◎全国各地への就職も支援（地方の求人情報提供、地方就職イベント、地方ハローワークの業務支援）（厚生労働省）
- ◎ポータルサイトによる全国事業主向け安全衛生教育教材等の提供（厚生労働省）
- ◎地方企業支援のためのイベントの企画及び開催の支援（経済産業省）
- ◎地方からの一般的な査証申請に係る相談対応（外務省）
- ◎全国の「多文化共生総合相談ワンストップセンター」への支援

⇒各地への支援・各地からの相談受付のツールとして、webシステムなどを利用し、より高水準な対応の実現を目指す。

組織体制

法務省設置法の一部を改正する法律の概要について(平成31年4月1日施行)

法務省の任務の改正

法務省の任務のうち、出入国管理に関する部分を「出入国の公正な管理」から「出入国及び外国人の在留の公正な管理」に変更する。

出入国在留管理庁の設置

(1) 法務省の外局として「出入国在留管理庁」を設置し、同庁の長を出入国在留管理庁長官とする。

(2) 出入国在留管理庁の任務

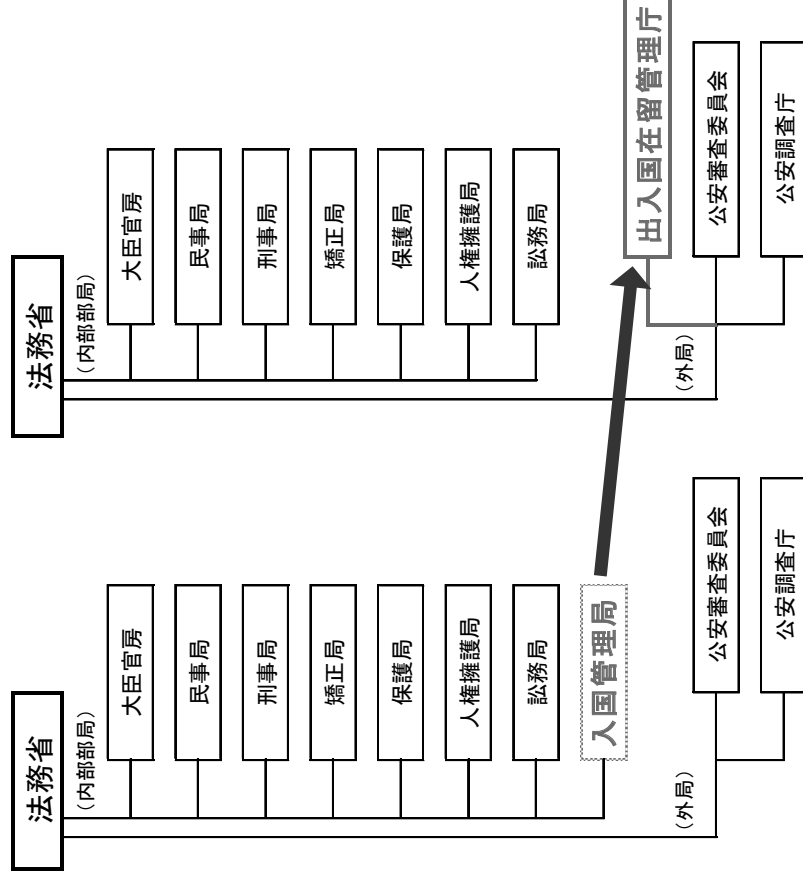
ア 出入国及び外国人の在留の公正な管理を図ること
イ アの任務に関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けること

(3) 地方出入国在留管理局等の設置

法務省の地方支分部局である地方出入国管理局を地方出入国在留管理局とし、出入国在留管理庁の地方支分部局として設置する。

その他

- ・ 法務大臣と出入国在留管理庁長官の権限に関する規定の整備
- ・ 関係行政機関との情報交換等連絡協力に関する規定の整備
- ・ その他所要の語句の修正等



「多文化共生の推進に関する研究会」の概要

1. 開催趣旨

令和元年12月26日 総務省自治行政局国際室

○ 総務省では、平成18年(2006年)3月に、地方公共団体における多文化共生施策の推進に関する指針・計画の策定に資するため、「**地域における多文化共生推進プラン**」(以下「総務省プラン」という。)を策定・周知。その後、「特定技能」等新たな在留資格の創設、在住外国人の大幅な増加など、多文化共生施策を取り巻く状況は大きく変化。また、訪日外国人旅行者数も、昨年、過去最多を記録。

○ こうした中、平成30年(2018年)12月に「**外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策**」(関係閣僚会議決定)、令和元年(2019年)6月に「**外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について**」(同上)を取りまとめるなど、政府全体で取り組み動き。

○ 地方公共団体においては、多文化共生社会の推進に関する指針・計画等を改訂し、地域社会への参加・自立等新たな視点を盛り込む動きがある一方、指針等が未策定となっている団体も多く見られる状況。

○ こうした状況を踏まえ、地域において外国人に対して行政サービスを提供する主体となる**地方公共団体におけるこれまでの取組を振り返りつつ、地方公共団体の多文化共生施策のあり方について具体的に検討するとともに、その内容を踏まえた総務省プランのあり方について検討を行うため、本研究会を開催。**(令和元年11月から令和2年8月頃までを予定)

2. 主な検討内容

次に掲げる内容について、**地方公共団体や民間事業者、関係府省からヒアリング**を行いながら、**地方公共団体における取組の検証、総務省プラン改訂に向けた議論**を行う。

- ①コミュニケーション支援 (ICT技術の活用)
- ②生活支援 (防災、日本語教育その他)
- ③多文化共生の地域づくり、推進体制整備 等)

3. 研究会構成員等一覧

大泉 貴広	(公財)宮城県国際化協会総括マネージャー
金森 孝治	福岡県苅田町防災・地域振興課長
新谷 秀樹	岡山県総社市市民生活部長
田村 太郎	(一財)ダイバシティ研究所代表理事
西 和一	群馬県企画部外国人活躍推進課長
長谷部 美佳	明治学院大学教養教育センター准教授
前田 真子	札幌市総務局国際部長
八木 浩光	(一財)熊本市国際交流振興事業団事務局長
山脇 啓造	明治大学国際日本学部教授【座長】
横田 宗親	(一財)自治体国際化協会多文化共生部長 (五十音順)

※研究会事務局:自治行政局国際室

＜参考＞「地域における多文化共生推進プラン」(H18.3)概要



【指針・計画の策定状況】都道府県98% 指定都市100% 市区町村45%(H31.4現在)

多文化共生施策の更なる推進に係る地財措置（令和元年度以降）

- 在留外国人の一層の増加が見込まれる中、多文化共生の推進は、地方公共団体にとって、ますます重要な課題。
- 総務省では、地方公共団体が多文化共生施策を推進していくに当たり生じる財政負担のうち、以下の項目について令和元年度から地方財政措置を講じることとした。

措置項目	地財措置
(1) 一元的相談窓口の整備 外国人受入環境整備交付金事業(法務省所管)の地方負担分 【参考】(法務省)外国人受入環境整備交付金の措置概要 (R元当初予算額 10億円) 対象団体: 都道府県、指定都市及び外国人が集住する市町村(特別区を含む。) 対象経費: 一元的相談窓口体制の維持・運営に要する経費 交付額: 必要経費の1/2(限度額1千万円)	(都道府県分) 普通交付税措置
(2) 行政情報・生活情報の多言語化の推進 (地方単独事業分) 措置概要 対象団体: 市町村(上記(1)の対象団体の交付金対象経費を除く。) 対象経費: 通訳業務の委託費、翻訳機器(タブレット端末)の配備に要する経費、行政・生活情報の翻訳に要する経費 等	(市町村分) 特別交付税措置
(3) 多文化共生アドバイザー制度・多文化共生地域会議への支援 措置概要 対象団体: 全市町村 対象経費: 多文化共生アドバイザーの活用に要する経費(旅費等)、多文化共生地域会議の開催に要する経費 等	(市町村分) 特別交付税措置

「災害時外国人支援情報コーディネーター養成研修」について

背景・経緯

- 平成28年に総務省において「情報難民ゼロプロジェクト」を開催し、同アクションプラン（平成28年12月）で、2020年の目指す姿の一つとして、避難所等にいる外国人被災者への情報伝達を支援するコーディネーターの配置が提示。
- 「災害時外国人支援情報コーディネーター制度に関する検討会」（平成29年度）において議論。
- 上記検討会での議論を踏まえ、令和2年を目前に、まずは都道府県及び指定都市での配置が可能となるよう、「災害時外国人支援情報コーディネーターを養成するための研修」を平成30年度から実施。

令和元年度研修概要

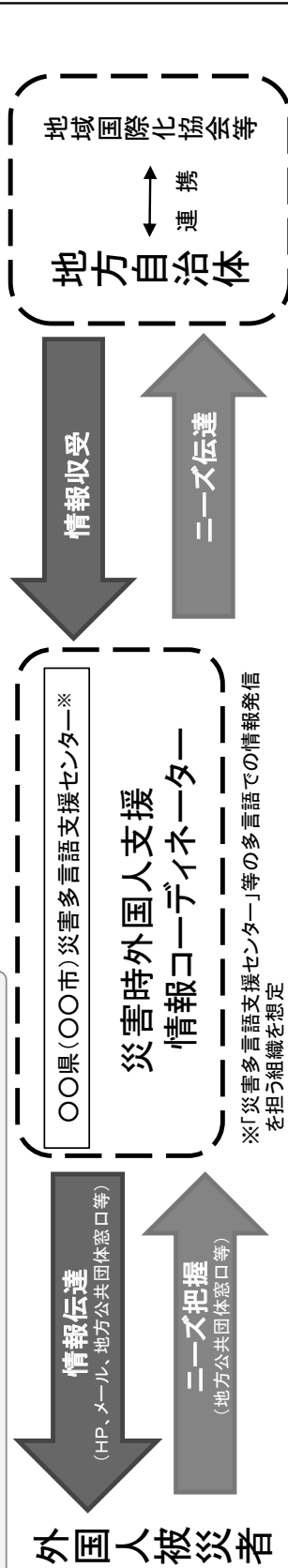
日程：令和2年2月5日（水）～6日（木） 場所：総務省自治体大学校
 対象：地方自治体、地域国際化協会等の職員で、以下のいずれかの要件を満たす者

- ・災害対応経験を有し、今後、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う業務を担う可能性がある者
- ・全国市町村国際文化研究所（IJAM）及び一般財団法人自治体国際化協会（CLAIR）共催「災害時における外国人への支援セミナー」修了者

受講経費：無料（ただし、旅費、宿泊費、食費は自己負担）

【参考】平成30年度「災害時外国人支援情報コーディネーターを養成するための研修」
 日程：平成31年2月21日（木）～22日（金） 場所：総務省自治体大学校 参加者：57名

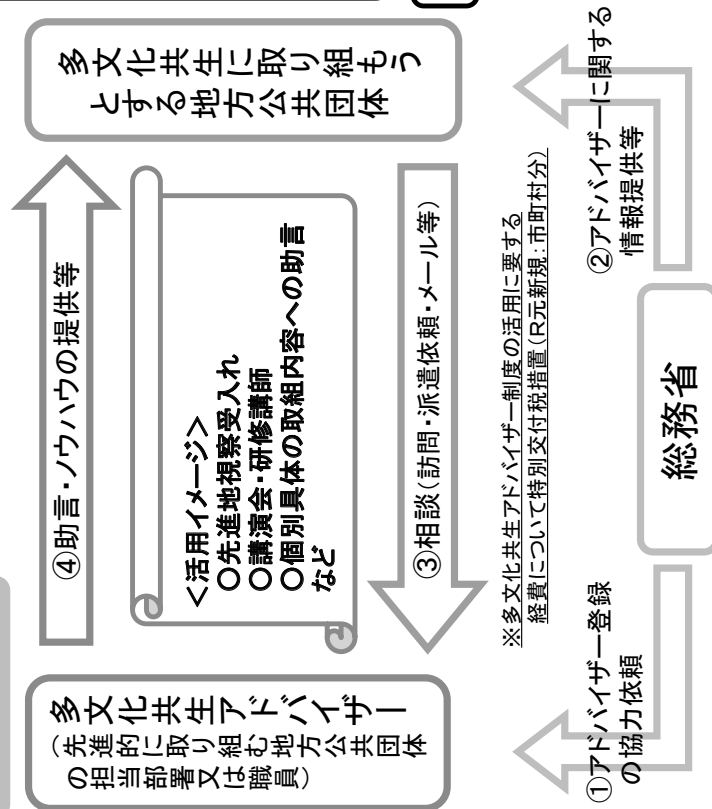
<参考>コーディネーターの主な役割(イメージ)



「多文化共生アドバイザー」制度について

- 多文化共生の取組に関する先進的な知見やノウハウを有する地方公共団体の担当部署又は職員を、「多文化共生アドバイザー」として総務省に登録。
- 多文化共生に取り組もうとする地方公共団体が、取組分野に応じて先進的な団体から助言・ノウハウの提供等を受けることができるよう、その取組を支援。

活用の流れ



- 1 総務省は、多文化共生アドバイザーとなる地方公共団体の担当部署又は職員を一覧としたアドバイザー名簿を作成し、地方公共団体に通知するとともに総務省ホームページで公表
⇒登録者数（団体又は個人） 37 （平成31年4月12日時点）
- 2 多文化共生アドバイザーの活用を希望する地方公共団体は、アドバイザー名簿を参考に、直接アドバイザーに相談（アドバイザーの活用に当たり、必要に応じ、総務省へ相談）
- 3 総務省は、多文化共生アドバイザーの活用実績等を取りまとめ、活用事例について周知（予定）

アドバイザー団体における先進的な取組例

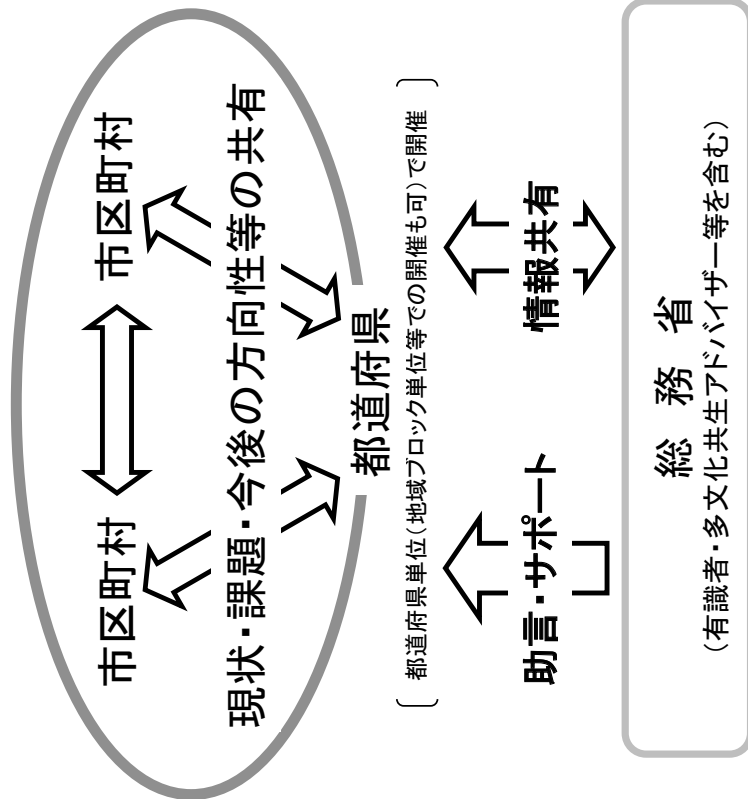
- ① 地域における情報の多言語化
市政情報の多言語化の実施 多言語案内表示盤の設置
- ② 医療・保健・福祉に関する支援
医療通訳派遣事業の実施
- ③ 防災に関する支援
災害時における多言語支援訓練の実施 防災ガイドの作成
- ④ 外国人住民の自立と社会参画
外国人市民会議の実施

※総務省でアドバイザー名簿を作成
※多文化共生アドバイザー制度の創設について（通知）
平成31年4月12日付事務連絡

「多文化共生地域会議」について

- 「多文化共生地域会議」を開催し、地域における多文化共生にかかる現状や課題、今後の方向性等を共有する。
- 会議では、有識者や多文化共生アドバイザーによる講演・先進事例の紹介等を通じて、地域における多文化共生施策の更なる推進を図る。

※多文化共生地域会議の開催に要する経費について
特別交付税措置（R元新規：市町村分）



＜令和元年度の開催実績＞

「多文化共生地域会議」の開催を促進するため、総務省において希望する団体との共催（7ヶ所）により本会議を開催。（令和2年度以降の開催形態については検討中）

・開催団体

開催日	開催地	会議の内容
6/28	岐阜県	・国や開催県の施策等の紹介
7/18	宮城県	・多文化共生にかかる県内の取組状況等の発表
7/25	長野県	・有識者や多文化共生アドバイザー等による講演、先進事例紹介
8/8	神奈川県	・グループ討議 等
8/23	岡山県	
10/4	熊本県	
10/25	山口県	

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策 に関する文部科学省の取組概要について

2019年12月
文部科学省

外国人受入れ拡大に対応した日本語教育・外国人児童生徒等への教育の充実

令和2年度要求・要望額 1,924百万円
 (前年度予算額 1,341百万円)

文部科学省

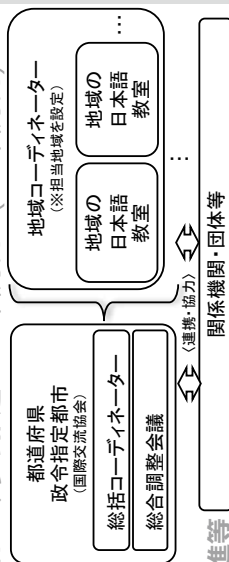
- この10年で、小学校、中学校、高等学校等における日本語指導が必要な児童生徒数（2016年：4.4万人（1.8万人増））及びそれ以外の国内の日本語学習者数（2017年：24万人（7.6万人増））は大幅に増加。
- こうした状況に加えて、深刻な人手不足を踏まえ、入管法等が改正され、新たな在留資格「特定技能」が創設（2019年4月施行）。
- 外国人の受入れ拡大に向け、外国人が「教育・就労・生活の場で円滑にコミュニケーションできる環境を整備するため、日本語教育・外国人児童生徒等に向けた教育の充実を図る。

I. 生活者としての外国人に対する日本語教育の充実

令和2年度要求・要望額 966百万円（前年度予算額 804百万円）

（1）外国人に対する日本語教育機会の提供

- 地域日本語教育の総合的な体制づくりの推進 498百万円（497百万円）
 - ・ 都道府県・政令指定都市が、関係機関等と有機的に連携し、つづ行う、日本語教育環境を強化するための総合的な体制づくりを推進する。
- 日本語教室空白地域解消の推進等 156百万円（140百万円）
 - ・ 日本語教室の開設されていない市区町村に住む外国人のため、日本語教育のノウハウを有していない自治体を対象としたアドバイザーの派遣、インターネット等を活用した日本語学習教材（ICT教材）の開発等を実施。



- 日本語教育の先進的取組に対する支援等 90百万円（90百万円）
 - ・ NPO法人や公益法人等が行う、日本語教室の教育上の課題や広域的活動に伴う課題等を解決するための先進的取組への支援等を実施。



文化庁委託事業による地域の日本語教室の例

（2）日本語教育人材の確保等

- 日本語教育人材の質の向上 198百万円（63百万円）
 - ・ 文化審議会国語分科会がとりまとめた「日本語教育人材の養成・研修における教育内容」等の普及のため、大学や日本語教育機関等の行う養成・研修カリキュラムの開発等を支援。
- 日本語教育のための基盤的取組の充実 24百万円（14百万円）
 - ・ ①日本語教育に関するポータルサイト(NEWS)の運用、②日本語教育関係者が情報共有等を行う日本語教育大会等の開催、③調査研究の実施。

II. 外国人児童生徒等への教育の充実

令和2年度要求・要望額 958百万円（前年度予算額 537百万円）

（1）共生社会の実現に向けた外国人児童生徒等の教育の充実

- 日本語の指導を含む細かな支援の充実 684百万円（410百万円）
 - ・ 日本語指導補助者や母語支援員の活用による指導体制の構築、多言語翻訳システム等のICTを活用した取組など、自治体が公立学校で行う外国人児童生徒等への支援体制の整備に対する支援を行う。
- 教員等の資質能力の向上 21百万円（0.7百万円）
 - ・ 教員の資質向上を図るため、教育委員会が実施する研修での活用や個人でも受講可能な研修用動画コンテンツ等を作成し、ポータルサイト「かすたねつ」とで提供。
- 多文化共生に向けた教育の推進 40百万円（新規）
 - ・ 多文化共生に向け、集住地域、散在地域それぞれの課題を解決するための先進的なプログラムを開発し、全国へ普及。

（2）外国人に向けた漏れのない教育機会の提供

- 定住外国人の子供の就学促進事業 80百万円（80百万円）
 - ・ 日本語の基礎的な学習機会等を提供し、公立学校等への就学に必要な支援を学校外において実施する自治体を補助。
- 夜間中学における就学機会の提供推進 132百万円（46百万円）
 - ・ 夜間中学に通う生徒の約8割が外国籍の者であること等を踏まえ、夜間中学の設置促進や、多様な生徒に対応するための夜間中学の教育活動の充実を図るための支援等を行う。



【関連施策】 外国人留学生の国内就職支援

- ・ 留学生就職促進プログラム 443百万円（370百万円）
- ・ 専修学校クロバーバリエ対応推進事業 196百万円（196百万円）
- ・ 日本留学海外拠点連携推進事業 525百万円（450百万円）

日本人と外国人が共に暮らし発展する共生社会の実現

背景

近年、小学校、中学校、高等学校等における日本語指導が必要な児童生徒数及びそれ以外の国内の日本語学習者数は大幅に増加しているとともに、外国人の子供の不就学を始めとして教育環境に係る問題も指摘されている。また、新たな在留資格が2019年4月より創設され、将来的には家族帯同による外国人の子供を含む更なる増加も見込まれる。
「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を踏まえつつ、外国人の子供の教育、日本語教育、外国人留学生の国内就職促進等に係る課題を深掘りし、充実させるための方策について検討（2019年1月～6月、8回開催）。

重点的に進めるアクション

外国人児童生徒等への教育の充実

学校におけるきめ細かな指導体制の更なる充実

- ①学校における教員・支援員等の充実
 - ・多言語化への対応（多言語翻訳システムの活用、遠隔教育の充実）
- ②教員の資質能力向上
 - ・指導者派遣の仕組みを構築し、全国的な研修機会を確保
- ③進学・キャリア支援の充実
 - ・高校生に加えて、中学生の支援を充実
 - ・高校入試における外国人生徒への特別な配慮を促進
- ④障害のある外国人の子供への支援
 - ・特別支援学校等においても、日本語指導補助者や母語支援員等を配置
 - ・特別支援教育と外国人児童生徒指導の双方を学ぶ教員研修の機会を充実

外国人に対する日本語教育の充実

①日本語教育の機会確保

- ・国及び地方公共団体における地域日本語教育の総合的な体制整備の推進
- ・日本語学習 I C T 教材の対応言語を拡大（8→14言語）

②日本語教師の質の向上

- ・「日本語教師の日本語教育能力の判定に関する基本的な考え方（2019年3月）」を踏まえ、日本語教師の資格化を進める
- ・就労者等に対する日本語教師の研修カリキュラムを一層普及

③日本語教育機関の質の向上

- ・法務省告示日本語教育機関の質の向上に向け、法務省と連携を継続

地域との連携・協働を通じた教育機会の確保と共生

- ⑤外国人の子供の就学状況の把握及び就学促進
 - ・就学状況の全国調査を実施し、就学促進に向けた支援を充実
 - ・多言語での就学案内を徹底、外国人のための就園ガイド（仮称）を作成
- ⑥夜間中学の設置促進等・教育活動の充実
 - ・全ての都道府県・政令市に少なくとも一校が設置されるよう促進
 - ・日本語指導等を含む教育活動の充実
- ⑦異文化理解や多文化共生の考え方に基づく教育の充実
 - ・母語・母文化を尊重しつつ、日本語・日本文化への理解を促進

留学生の国内就職促進・在籍管理の徹底

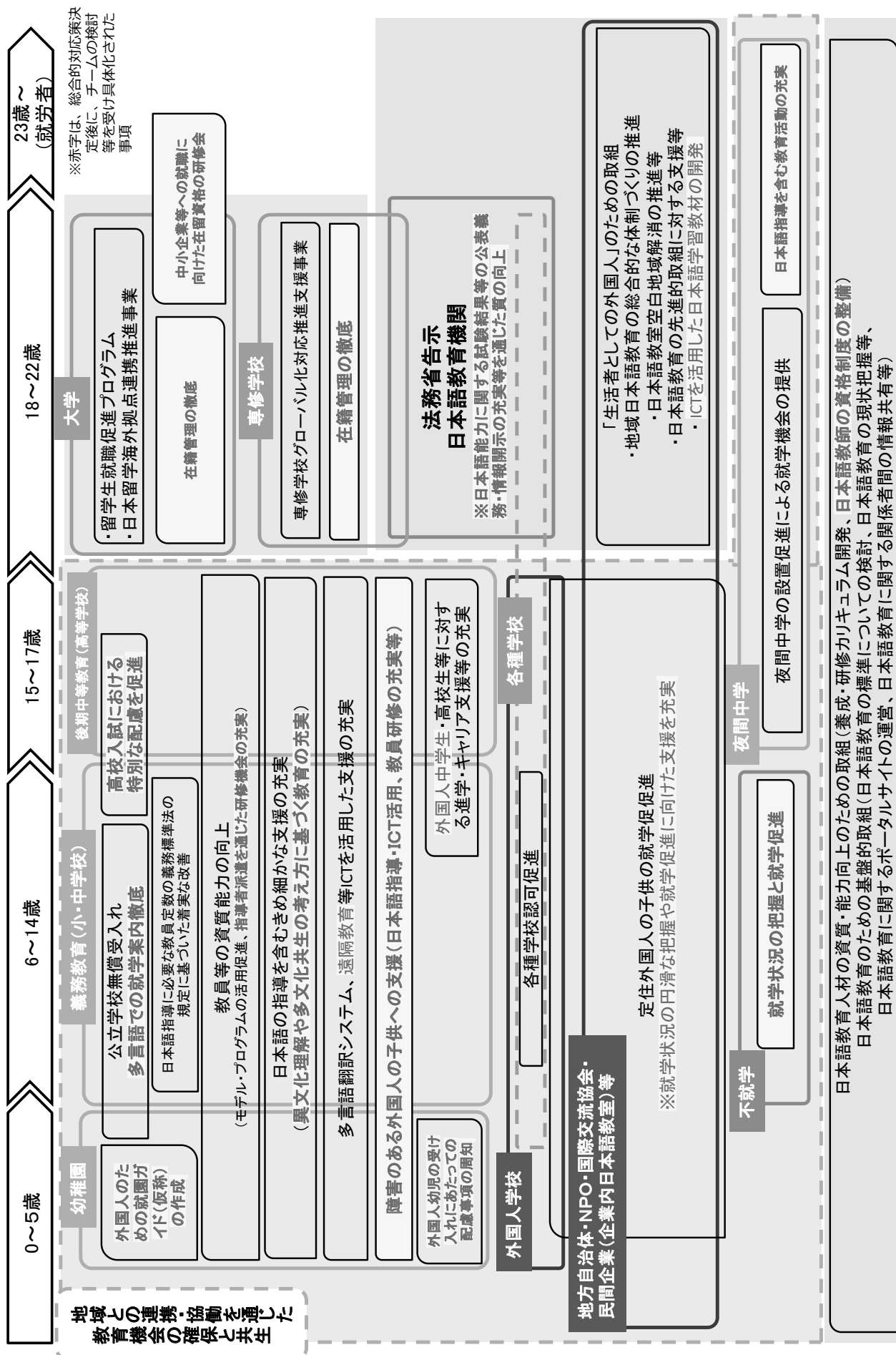
①留学生の国内就職の促進

- ・外国人留学生の就職を促進するプログラムを認定
- ・「在留資格」の切り替えが確実に行われるよう、地域単位での在留資格変更に係る研修会を実施
- ・大学等の就職率等の情報を日本学生支援機構の特設サイトに掲載

②留学生の在籍管理の徹底

- ・留学生の在籍管理状況の迅速・的確な把握と指導の強化
- ・在籍管理の適正を欠く大学等に対する在留資格の厳格化
- ・留学生別科に対し、日本語教育機関に関する法務省告示基準に準じた基準策定及び適合性の確認

外国人受入れ拡大に対応した文部科学省の取組の方向性（俯瞰図）

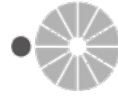


外国人集住都市会議うえだ2019

外国人児童生徒等教育の現状と課題

令和元年12月26日(木)

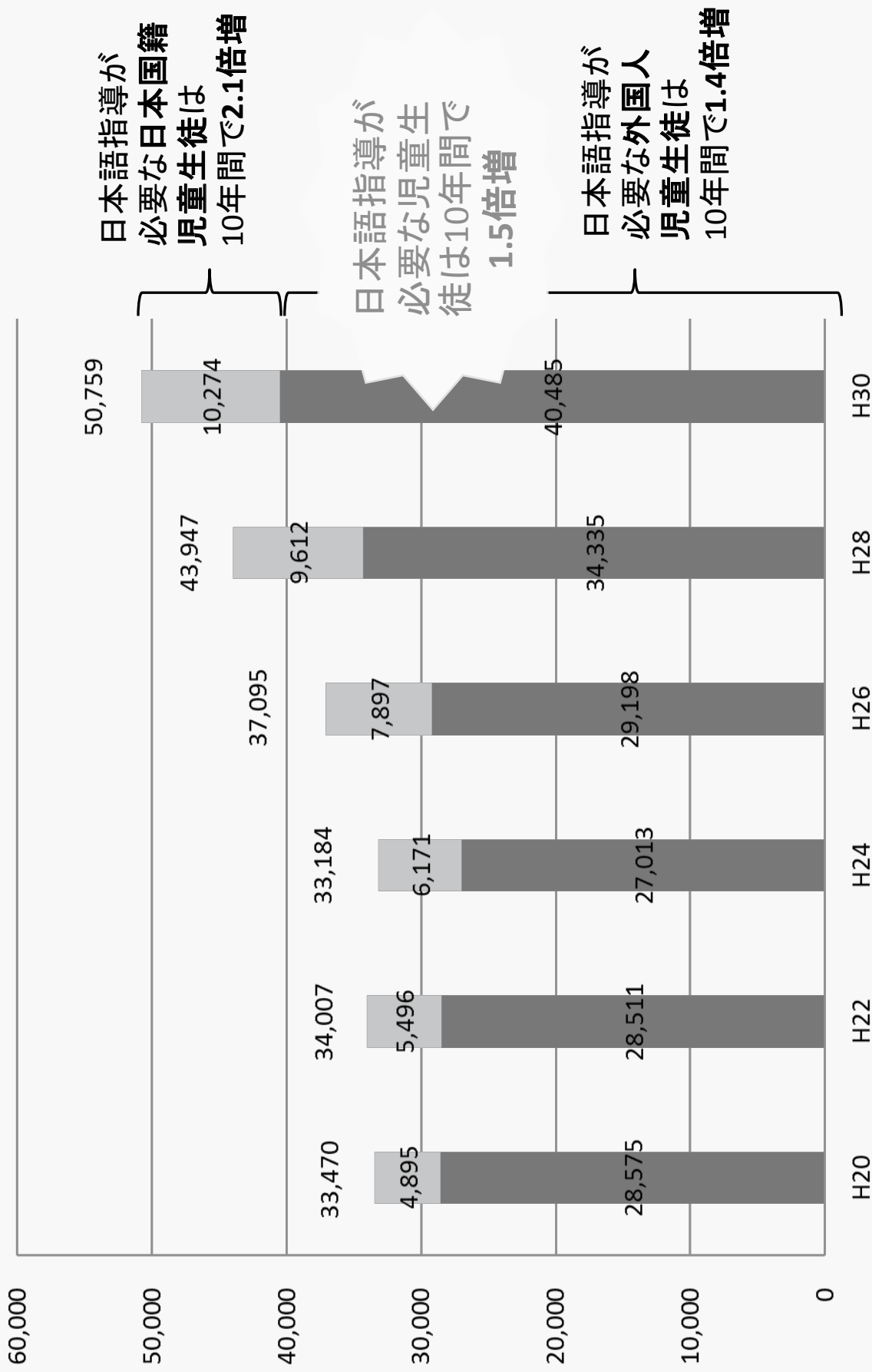
文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課



文部科学省
MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数の推移

(人) (小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、義務教育学校、特別支援学校)



(出典) 文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査(平成30年度)」 2

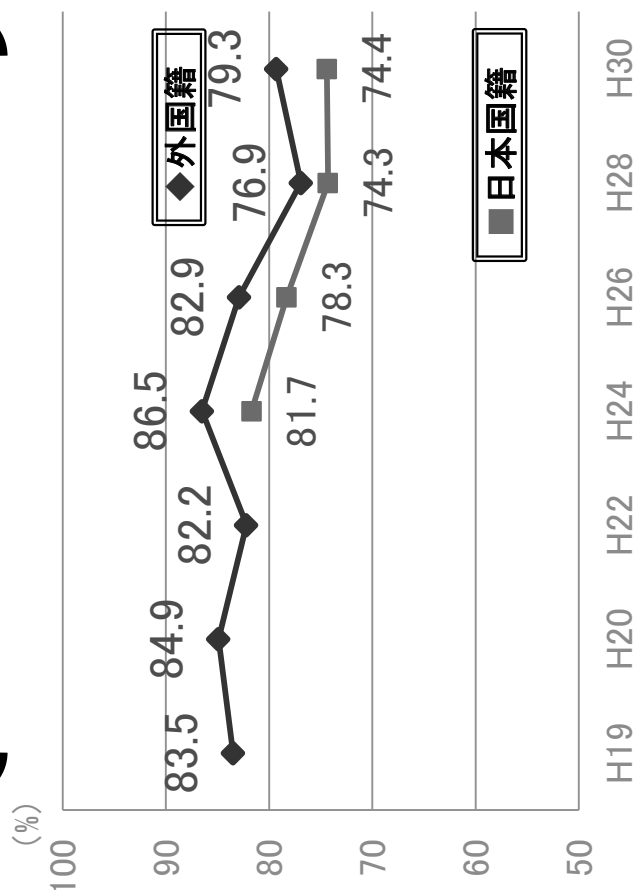
帰国・外国人児童生徒に対する日本語指導の現状

○ 日本語指導が必要な児童生徒のうち、特別な指導（教科の補習等）を受けている割合は、外国籍の者で79.3%（2.4ポイント増）、日本国籍の者で74.4%（0.1ポイント増）となっている。

このうち、小中学校において一人一人に応じた指導計画の作成・評価を行う「特別的教育課程」^{（※）}を編成・実施して日本語指導を受けている割合は、それぞれ59.8%（17.2ポイント増）、56.4%（17.6ポイント増）となっている。

※ 平成26年度から導入され、在籍学級以外の教室などで行われる特別の指導を指す。

特別な指導を受けている児童生徒
日本語指導が必要な児童生徒



「特別的教育課程」による日本語指導を受けている児童生徒
特別な指導を受けている児童生徒



出典：文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査（平成30年度）」

外国人の子供の就学状況等調査結果(速報値)

調査基準日：原則として令和元年5月1日

(1) 就学状況の把握状況

- I 学齢相当の外国人の子供の人数(住民基本台帳上の人数) 124,049人
- II 学齢相当の外国人の子供の就学状況の把握状況(下表)
- III 不就学の可能性があると考えられる外国人の子供の数を単純合計すると(③+⑤+⑥)、19,654人となる。(さらに④を加えると22,701人。)

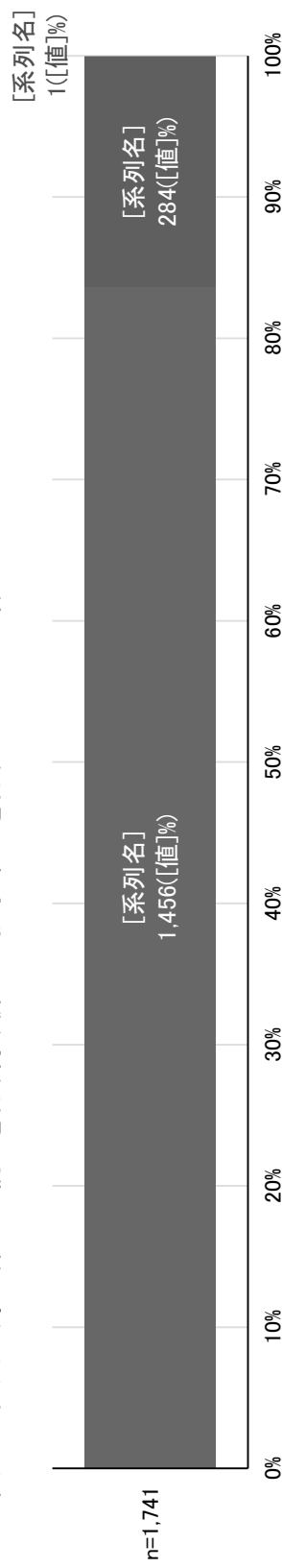
区分	住民基本台帳上の人数	市町村教育委員会から報告のあった人数					(参考) ⑥住民基本台帳上の人数との差 (人)
		就学者数		③ 不就学	④ 出国・転居 (予定含む)	⑤ 就学状況 確認できず	計 (人)
		①義務教育諸学校	②外国人学校等				
小学生相当計 (構成比)	87,164	68,246 (84.8%)	3,361 (4.2%)	648 (0.8%)	2,220 (2.8%)	5,976 (7.4%)	80,451 (100.0%)
中学生相当計 (構成比)	36,885	28,149 (83.4%)	1,643 (4.9%)	352 (1.0%)	827 (2.4%)	2,792 (8.3%)	33,763 (100.0%)
合計 (構成比)	124,049	96,395 (84.4%)	5,004 (4.4%)	1,000 (0.9%)	3,047 (2.7%)	8,768 (7.7%)	114,214 (100.0%)
							9,886

※ ④には、出国者も多く含まれるが、国内転居の後に不就学状態になっている者も含まれている可能性がある。他方、⑤、⑥には、実際には就学者も含まれている可能性があると考えられる。(今回の調査は、あくまで市町村教育委員会が把握している外国人の子供の就学状況について調査を行ったものであるため、設置主体が当該市町村教育委員会とは異なる学校(国立私立学校、外国人学校等、他市町村の学校)については、実際には在籍していないも、当該市町村教育委員会がその状況を把握していないなど、実際の在籍状況とは異なる場合もあり得る。)

※ 上表の「計114,214人」と「⑥9,886人」を足しても「(1) I 124,049人」にならないのは、⑥の算出に当たり、(1) I で無回答だった地方公共団体の①～⑤の人数を除いているためである。

(2)住民登録手続きの際の就学案内の実施状況①

※ 外国人が住民登録に係る手続きを行う際、併せて就学案内を行う地方公共団体の状況



(3)住民登録手続きの際の就学案内の実施状況②

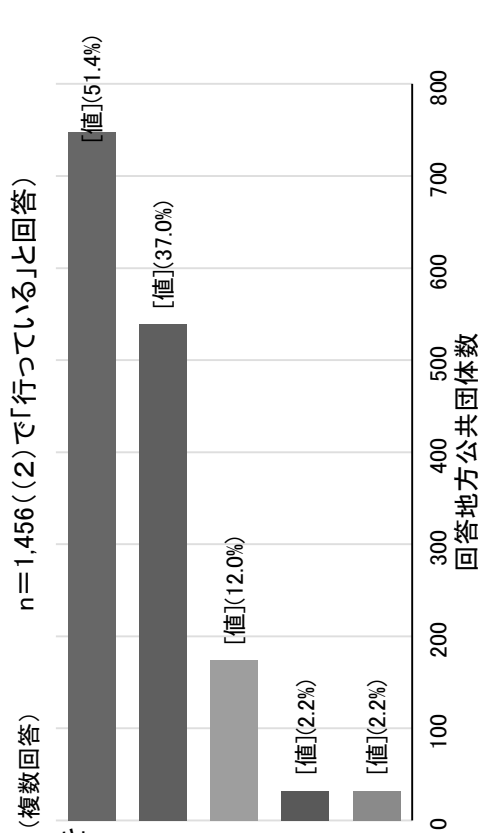
ア 就学希望の有無に関わらず、全ての者に就学に関する説明を行っている

イ 就学希望の有無を尋ね、希望がある場合には、就学に関する説明を行っている

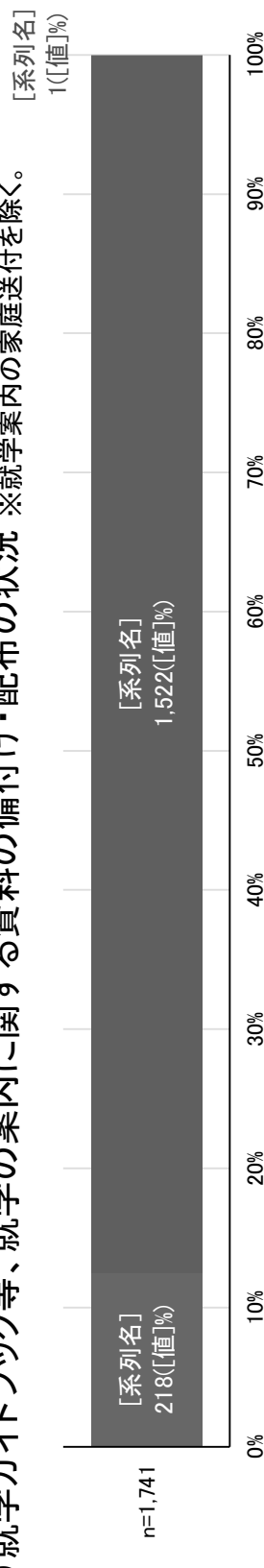
ウ 就学希望の有無を尋ねることはしていないが、先方から就学希望があった場合には、就学に関する説明を行っている

エ 就学に関する資料配布のみを行っている

オ その他



(4)就学ガイドブック等、就学の案内に関する資料の備付け・配布の状況 ※就学案内の家庭送付を除く。



定住外国人に対する就労支援（令和元年度の取組）

- 労働局が主体となって関係機関（都道府県能力開発主管課、外国人集住地域の市町村、職業訓練機関、外国人就労・定着支援研修委託団体等）との連携を強化し、**職業相談から定着支援までの一貫した就労支援に取り組む。**
- 各地域のニーズ等を勘案しつつ、日系人等の**定住外国人に配慮した職業訓練の機会の確保や外国人就労・定着支援備研修等に取り組む。**

○ 通訳・相談員・ワンストップサービスコーナーの設置・配置

- ① 通訳配置所数：129か所
- ② 外国人専門相談員等の配置状況：243人
- ③ ワンストップサービスコーナー配置状況：5か所
- ④ 多言語コンタクトセンター（全国のHWから利用可能な10言語対応の電話通訳）の設置

○ 外国人就労・定着支援研修の実施

（20都府県100都市で実施、5,000名受講予定）

- ① 職場におけるコミュニケーション能力の向上
- ② 日本の労働法令や雇用慣行等の基本的知識の習得
- ③ 労働保険・社会保険制度等に関する知識の習得等を目的とする研修を実施することにより、国内企業における安定的な就職及び職場定着の促進を図る。

外国人就労・定着支援研修事業の概要

事業目的

仕事に就く上での在留資格上に制限のない身分に基づく在留資格で日本に在住する外国人を対象に、職場におけるコミュニケーション能力の向上、我が国の労働法令、雇用慣行、労働・社会保険制度等に関する知識の習得に係る講義・実習を内容とした研修を実施することを通じて、円滑な求職活動の促進や安定雇用の促進を図る。

研修対象者

定住外国人（離職者に限らず在職者も対象として実施）

研修内容

受講者の日本語能力に合わせ、以下のようなコース等を設定

- ・ 日本語も含めた職場でのコミュニケーション能力の強化
- ・ 日本の労働法令、雇用慣行等の基本的知識 等

研修時間等

- ・ コース当たりの総研修時間は120時間で設定
- ・ 地域の実情や受講者ニーズに合わせ、夜間や土日のコースも設置

実施規模

令和元年度における受講者数及び実施地域数（計画数）は以下のとおり。

実施コース 250 コース（前年度実績：259コース）

受講者数 5,000名（前年度実績：4,311名）

実施地域数 20都府県100都市（前年度実績：17都府県91都市）

<セッション1>

外国人集住都市会議
うえだ2019

セッション1

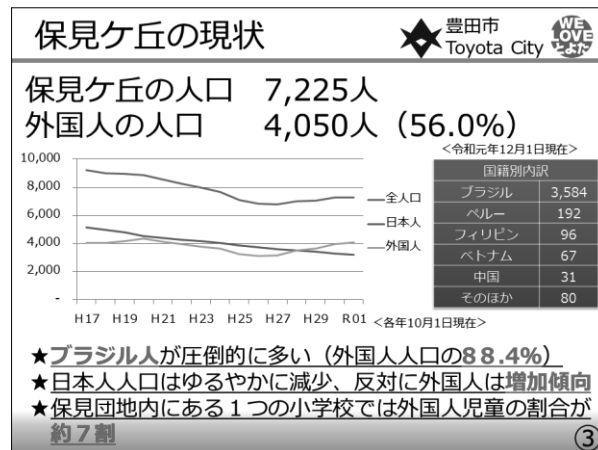
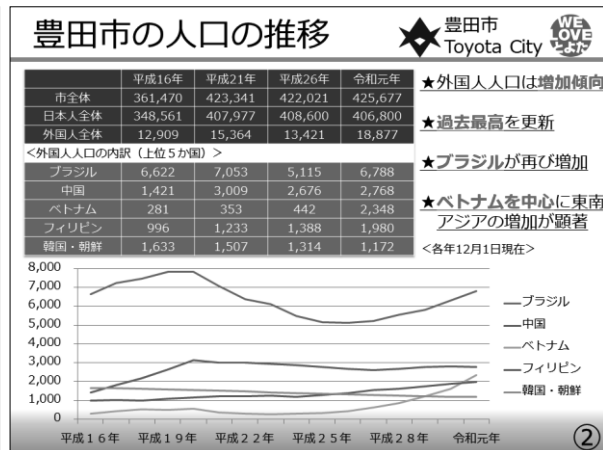
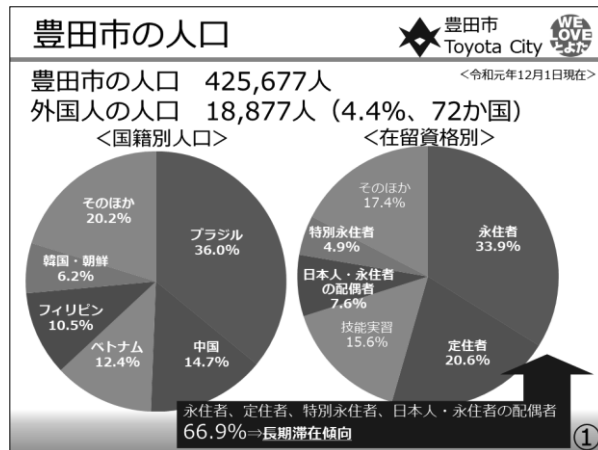
地域における日本語教育の現状と対策について

外国人集住都市会議うえだ2019

長野・愛知ブロック

ミライのフツをつくろう

SDGs  愛知県豊田市長
未来都市とよた 太田 稔彦
Ota Toshihiko



日本語学習の取組 (子ども)

現状の問題点

- ★集住地域での過度な集住による日本語に触れる機会の減少
- ★日本語指導が必要な児童生徒 922人 (令和元年5月1日現在)
- ★途中編入する児童生徒が多い

課題

- ★児童生徒の日本語能力の定着
- ★保護者への子どもの言語教育についての意識啓発

外国人児童生徒を支援する取組

- ★NPO法人による放課後の学習支援や日本語指導
- ★学校での初期日本語指導や生活指導
- ★学校での取り出しや入り込みによる指導
- ★学校における特別な教育課程による柔軟な対応
- ★学校へのスムーズな入学のためのプレスクールの開催
- ★母語保持教室の開催 など

日本語学習の取組（大人）



現状の問題点

- ★長期滞在傾向だが日本語の習得が不十分
- ★日本語指導の主力がボランティア

課題

- ★日本語学習の機会提供
- ★日本語指導者の育成

外国人を支援する取組

- ★とよた日本語学習支援システムによる日本語能力判定、教材の開発、人材育成、教室の開催支援
- ★日本語教室の開催による学習機会の提供
 - ・就労のための日本語教室
 - ・E P Aのための日本語教室
 - ・集住地域における日本語教室

など ⑤

豊田市の取組から見える課題



豊田市で多文化共生に係る費用は約2億5千万円に上る！

しかしながら

- ★課題 1 **日本語定着のための取組**
- ★課題 2 **日本語学習のための環境整備と動機付け**

⑥

課題の解決に必要なこと



**日本語指導が必要な児童生徒が
日本語教育を受けられる仕組み
が整っていること。**



⑦

課題の解決に必要なこと



**就学前の子どもが日本語に触れ、
保護者が子どもの言葉について
考える場があること。**



⑧

課題の解決に必要なこと

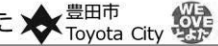


**日本語学習の動機付けに繋がる
具体的な制度や法律が整備がさ
れていること。**



⑨

ご清聴ありがとうございました



**豊田市は
Rally Japan 2020
の開催予定地です**

⑩

長野・愛知ブロック



**愛知県小牧市副市長
伊木 利彦
Iki Toshihiko**

愛知県小牧市の概要



○面積	62.81km ²
○人口(2019.12.1)	153,096人
○外国人数	9,851人(6.4%)
○姉妹都市	アメリカ ミシガン州ワイアッド市
○友好都市	アメリカ ワシントン州グラント郡 大韓民国 京畿道安養市 北海道 二海郡八雲町

国指定史跡 小牧山

織田信長が初めて自らの手で築城した小牧山城。豊臣秀吉と徳川家康が争った小牧・長久手の戦いの地としても知られる。



小牧市内の日本語教室

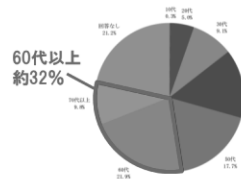
日本語教室(小牧市国際交流協会)

日本語体験隊「NAKAMA」
(小牧市国際交流協会)

日本語教室(NPO法人にわたりの会)



課題 日本語教師の養成

年代別日本語教師等の数(平成30年度国内
の日本語教育の概要(文化庁国語課)より抜粋)教師等の養成
(NPO法人にわたりの会)日本語教室における日本語教師・ボランティアの状況 約95%
(外国人集住都市会議)

	日本語教師 教員数	ボランティア 教員数	割合
人は足りていて、今後も問題はない	0	0	0.0%
現状で人は足りていないが、将来的には不足すると予想している	9	40	95.5%
人が足りていない	12	54	54.5%
わからない	1	4	4.5%
合計	22	42	95.5%

課題 めざす方向と求める方向のミスマッチ

「生活者としての外国人」に対する日本語教育の目的・目標

目的

- 生活・文化の相互理解を促進し、「生活者としての外国人」が日本語で意思疎通を図り、生活できるようにすること

目標

- 日本語を習得し、帰国・帰郷後に生活を送ることができるようになること
- 日本語を習得し、独立した生活を送ることができるようになること
- 日本語を習得し、相互理解を図り、社会の一員として生活を送ることができるようになること
- 日本語を習得し、文化的な生活を送ることができるようになること

「生活者としての外国人」のための日本語教育ハンドブック(文化庁国語課)より抜粋

- 地域・学習者に応じた教育内容の選択と工夫
- 行動・体験中心の活動
- 専門家・地域住民との協働
- 対話による相互理解の促進

外国人の地域への流入

日本語能力試験等を受験する

- 母国での就職が有利になるため高い日本語能力を身につけたい。
- 国内でも、日本語能力が低いと高い賃金の職に就けない。(日本語能力向上が、外国人や地域における賃金の上昇につながる)

日本語能力試験や日本語検定など、日本語の能力を証明する試験の受験をめざす。

国への投げかけ

日本語能力の向上に対応した
カリキュラムの作成

「生活者としての外国人」のための日本語教育ハンドブック(文化庁国語課)より抜粋

国・自治体の役割

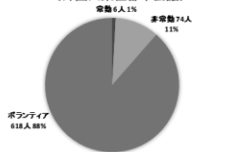
- 1. 国・自治体の役割
- 2. 国・自治体の役割
- 3. 国・自治体の役割
- 4. 国・自治体の役割
- 5. 国・自治体の役割
- 6. 国・自治体の役割
- 7. 国・自治体の役割
- 8. 国・自治体の役割
- 9. 国・自治体の役割
- 10. 国・自治体の役割
- 11. 国・自治体の役割
- 12. 国・自治体の役割
- 13. 国・自治体の役割
- 14. 国・自治体の役割
- 15. 国・自治体の役割
- 16. 国・自治体の役割
- 17. 国・自治体の役割
- 18. 国・自治体の役割
- 19. 国・自治体の役割
- 20. 国・自治体の役割
- 21. 国・自治体の役割
- 22. 国・自治体の役割
- 23. 国・自治体の役割
- 24. 国・自治体の役割
- 25. 国・自治体の役割
- 26. 国・自治体の役割
- 27. 国・自治体の役割
- 28. 国・自治体の役割
- 29. 国・自治体の役割
- 30. 国・自治体の役割
- 31. 国・自治体の役割
- 32. 国・自治体の役割
- 33. 国・自治体の役割
- 34. 国・自治体の役割
- 35. 国・自治体の役割
- 36. 国・自治体の役割
- 37. 国・自治体の役割
- 38. 国・自治体の役割
- 39. 国・自治体の役割
- 40. 国・自治体の役割
- 41. 国・自治体の役割
- 42. 国・自治体の役割
- 43. 国・自治体の役割
- 44. 国・自治体の役割
- 45. 国・自治体の役割
- 46. 国・自治体の役割
- 47. 国・自治体の役割
- 48. 国・自治体の役割
- 49. 国・自治体の役割
- 50. 国・自治体の役割
- 51. 国・自治体の役割
- 52. 国・自治体の役割
- 53. 国・自治体の役割
- 54. 国・自治体の役割
- 55. 国・自治体の役割
- 56. 国・自治体の役割
- 57. 国・自治体の役割
- 58. 国・自治体の役割
- 59. 国・自治体の役割
- 60. 国・自治体の役割
- 61. 国・自治体の役割
- 62. 国・自治体の役割
- 63. 国・自治体の役割
- 64. 国・自治体の役割
- 65. 国・自治体の役割
- 66. 国・自治体の役割
- 67. 国・自治体の役割
- 68. 国・自治体の役割
- 69. 国・自治体の役割
- 70. 国・自治体の役割
- 71. 国・自治体の役割
- 72. 国・自治体の役割
- 73. 国・自治体の役割
- 74. 国・自治体の役割
- 75. 国・自治体の役割
- 76. 国・自治体の役割
- 77. 国・自治体の役割
- 78. 国・自治体の役割
- 79. 国・自治体の役割
- 80. 国・自治体の役割
- 81. 国・自治体の役割
- 82. 国・自治体の役割
- 83. 国・自治体の役割
- 84. 国・自治体の役割
- 85. 国・自治体の役割
- 86. 国・自治体の役割
- 87. 国・自治体の役割
- 88. 国・自治体の役割
- 89. 国・自治体の役割
- 90. 国・自治体の役割
- 91. 国・自治体の役割
- 92. 国・自治体の役割
- 93. 国・自治体の役割
- 94. 国・自治体の役割
- 95. 国・自治体の役割
- 96. 国・自治体の役割
- 97. 国・自治体の役割
- 98. 国・自治体の役割
- 99. 国・自治体の役割
- 100. 国・自治体の役割

日本語能力の向上を図るカリキュラム

学ば側のニーズに対応できる総合的な日本語教育

国への投げかけ

特に日本語能力の向上を確実に指導できる人材の育成と処遇改善。資格等の仕組みづくりや報酬補助。

日本語教師・ボランティアの構成
(外国人集住都市会議)日本語教室運営における課題
(外国人集住都市会議)

- 後進の育成を図ったり、若いボランティアや日本語教師が生計を立てていくことができるような資金の補助が公的機関より必要。
- 教室に通う外国人の多様な学習ニーズと日本語ボランティアのスキルのミスマッチが起こりやすい。

国への投げかけ

企業に向け、外国人材に対する日本語教育の重要性について認識するよう、国から働きかけを行う。

日本語教育の推進に関する法律

(事業主の責務)

第六条 外国人等を雇用する事業主は、基本理念にのっとり、国又は地方公共団体が実施する日本語教育の推進に関する施策に協力するとともに、その雇用する外国人等及びその家族に対する日本語学習(日本語を習得するための学習をいう。以下同じ。)の機会の提供その他の日本語学習に関する支援に努めるものとする。

三重・岡山ブロック



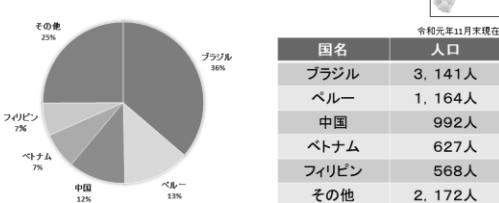
三重県鈴鹿市長
末松 則子
Suematsu Noriko

1 鈴鹿市における外国人の状況

◇外国人人口と比率

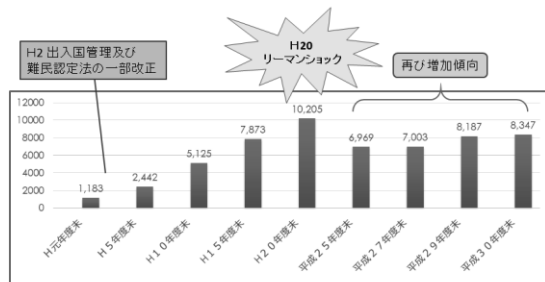
総人口	うち外国人人口	比率
199,984 人	8,664 人	4.33 %

◇国籍別外国人人口と割合



国名	人口
ブラジル	3,141人
ペルー	1,164人
中国	992人
ベトナム	627人
フィリピン	568人
その他	2,172人

2 鈴鹿市における外国人人口の推移



3 日本語教室(市内3箇所)における課題

ボランティアによる日本語教室
★公民館、コミュニティセンター等で開催

★牧田いろは教室
★鈴鹿日本語会AJEO
★極楽日本語教室

地域のボランティアによる開催。人材不足や適当な広さの学習環境の確保に苦慮している。日本語学習だけでなく、日本の文化や社会習慣について学んだり、生活相談にも応じるなど、外国人市民に寄り添った活動を実施している。

【課題1 教室の開催日時】

各教室とも、比較的通いやすいよう、平日の夜間や週末に開催
⇒外国人学習者は、長時間就労のため、学習の時間を継続して取ることが困難。
また、この開催日時により新たなボランティアスタッフのなり手が不足。

【課題2 教室運営の限界】

外国人学習者、特に技能実習生が増加傾向にあり、ボランティアスタッフの高齢化とスタッフ不足

⇒外国人の就労先企業等から受入れを依頼されることもあり、対応に苦慮している。
このまま増加傾向が継続すると場所の確保も困難であるとともに、新規ボランティアスタッフが見込めない中、高齢化が進む現在のスタッフの継続も限界になってきている。

4 日本語教育の新たな取り組み

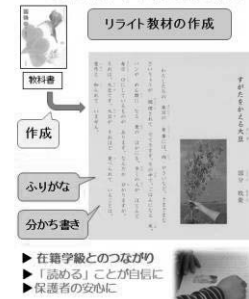
★外国籍児童 夏休み学習支援教室の開催

8月1日から30日までの平日(8月12日から15日を除く)、外国籍の小学生を対象とした学習支援教室を開催。
参加者:24名 ボランティア:21名(学生含む)
主催:公益財団法人 鈴鹿国際交流協会



5 将来を担う子どもたちへの支援①

★市内小中学校の取り組み

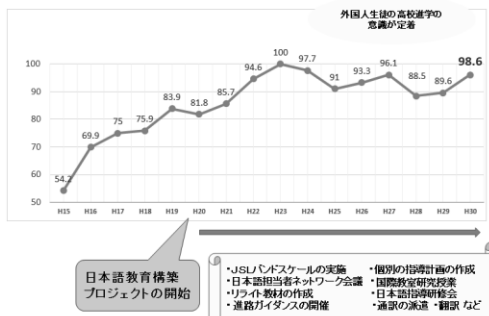


JSLバンドスケールの活用

早稲田大学大学院開発
H20年からJSL児童全員に実施



5 将来を担う子どもたちへの支援②



6 就学前施設(42園)における外国籍児童の状況

19か国

令和元年9月1日現在

国名	人口
ブラジル	129人
ペルー	61人
中国	33人
ボリビア	13人
インドネシア	11人
その他	36人
計	283人



7 就学前施設(公立保育所)での独自対応

外国籍児童が安心して園生活を送り、また、保護者が安心して児童を園に預けることができるよう、様々な取組を実施

- ・「外国人コーディネーター」の配置
→ポルトガル語、スペイン語の通訳(各1名)ができ、各園を巡回
→通常の相談、トラブル発生時、緊急時の保護者対応と翻訳業務
- ・「外国人加配保育士」の配置 →在籍数の多い園に配置

外国の手遊び・歌・ダンス・絵本の読み聞かせ等 → 母国語への理解

多文化交流のかけ橋としての役割

8 公立保育所での取り組み①

絵カードを使った子どもへの支援



ポルトガル語・スペイン語を覚えよう!

絵カードを使った保護者支援



8 公立保育所での取り組み②

楽しみながら
みんなと一緒に覚えよう！

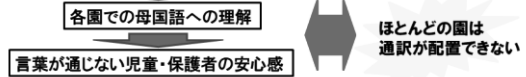
いろいろな国があります！

9 就学前施設(私立保育園)での独自対応

外国籍児童が安心して園生活を送り、また、保護者が安心して児童を園に預けることができるよう、様々な取組を実施

一例

- ・児童や保護者への対応
 - ポルトガル語、スペイン語ができる通訳や保育士を配置
 - 中国語の通訳を配置
 - 保育補助員(ペルー国籍、ケニア国籍)の配置
 - 英語ができる人材の配置
- ・通訳の人材確保が困難な園 → 翻訳機の活用



10 私立保育園での取り組み①

運動会のプログラムを翻訳

園だよりを翻訳

翻訳機を活用

10 私立保育園での取り組み②

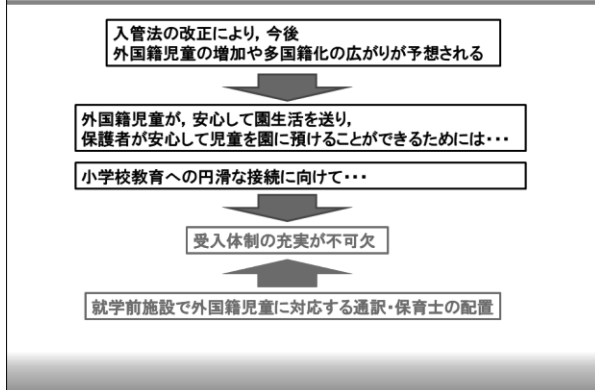
通訳ができる保育士として活躍



保育補助員として活躍



11 鈴鹿市の就学前施設における課題



12 関係省庁への投げかけ

<外国人市民が日本語を学ぶ体制整備>

■「日本語教育推進法」に基づく施策

- ・今後の施策の展開は →
- ・ボランティア頼みではなく、国や自治体、事業主がそれぞれの役割を果たし、連携して取り組んでいくための仕組みの構築

<就学前施設における外国籍児童の受入体制の充実>

■保育体制強化事業補助金の要件緩和

- 補助額を増額し、通訳の雇用につながる制度への見直し

【現行】	【見直し】
1か所当たり 月額10万円	⇒ 1人当たり 月額10万円 ⇒ 増額

■家庭支援推進保育事業補助金の要件緩和

- 保育士の加配だけでなく、通訳も対象となるよう見直し

平成31年4月の改正により
対象児童に「外国人子育て家庭」
が加わった。

■補助制度の創設

- 通訳の雇用に特化した補助金制度の創設

<セッション2>

外国人集住都市会議
うえだ2019

セッション2

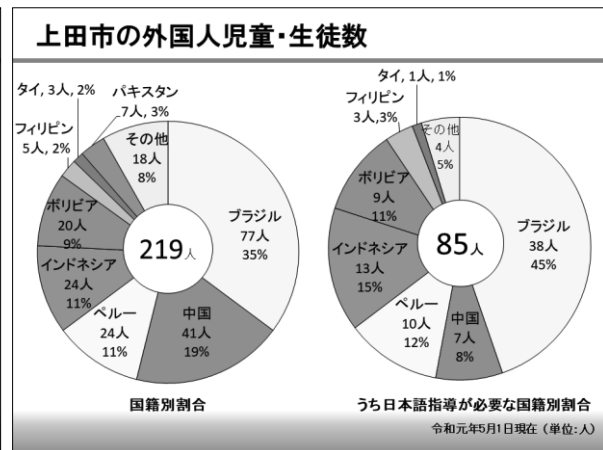
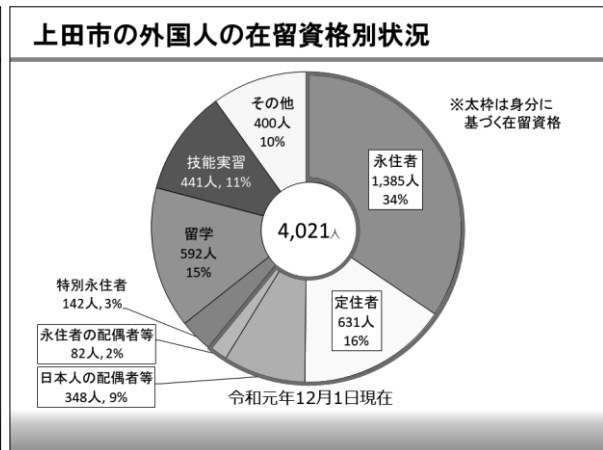
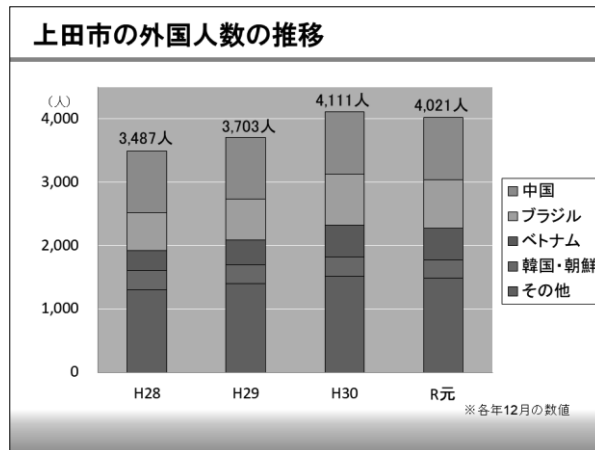
誰ひとり取り残さない共生社会の実現に向けて
～日本語教育体制の充実から～

外国人集住都市会議うえだ2019

長野・愛知ブロック



**長野県上田市市長
土屋 陽一
Tsuchiya Yoichi**



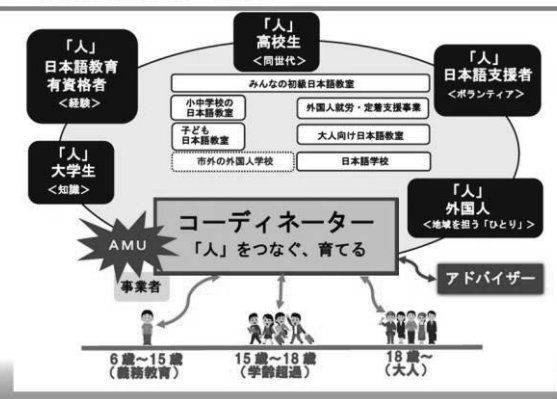
上田市立東小学校



上田市立第一中学校



日本語教育体制の充実



外国人集住都市会議うえだ2019

外国人高校生が活躍する 多文化共生社会を目指して



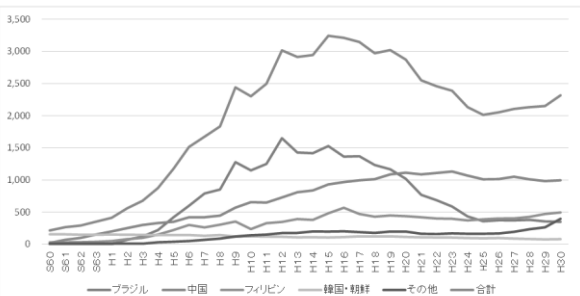
長野県飯田市長
牧野 光朗
Makino Mitsuo

飯田氏のまちフェスティバル
「匠フェスタ」キャラクター ナミキちゃん

飯田市の概要



飯田市の外国人住民の推移



◎全国一多くの満州移民を送り出した地域
◎製造業中小企業(自動車関係、精密、食品関係)も多く集積
◎近年では、ベトナム国籍の外国人の増加が目立つ

住民数の微増傾向
多国籍化の進展

多様な主体による日本語教育・日本語学習

小中学校

市内の小中学校6校・中学校1校で、少人数の日本語教室により、児童・生徒の日本語教育を支援

公民館

飯田市公民館や外国人集住地区の公民館が、ボランティアの力によって運営する日本語教室により、コミュニケーションを支援

技能言語等

国が行う働くために必要な言語(例: 尊敬語、謙譲語等)を取得するための日本語教室運営に協力し、外国人住民の就労を支援

多文化共生を目指して活躍する高校生

高校進学ガイダンス

長野県国際化協会や長野県教育委員会の協力を得て、高校に進学したいと考える外国人児童・生徒等とその保護者を対象に「進学ガイダンス」を実施

高校受験を経験し、高校生活で頑張っている外国人先輩の話が、自分の体験や将来の具体的な夢を後輩に語ることで、高校受験や高校教育課程に進学することに対する自信を深めてもらう。

多文化共生を考えるついで

国際教育課程で学ぶ高校生が、飯田の多文化共生の課題研究を題材に、地域の国際交流関係者らと意見交換

地域の多文化共生の取組みを学び、自らが地域における将来の多文化共生のあり方を提言する。

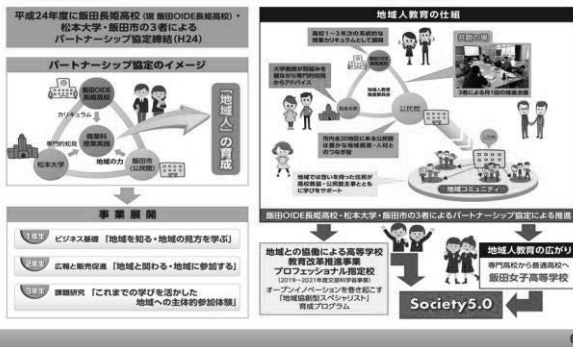
カンボジアスタディツアー

市内で、カンボジアの教育支援を行うNPO法人が飯田市公民館と協働して実施する「カンボジアスタディツアー」に参加

地域に愛着と誇りを持ちながら、グローバルな視点で地域の将来ビジョンを描ける人材を育成する。

高校生を軸に展開する「地域人教育」

地域人 地域を「愛」し、「理解」して、地域に「貢献」する人材



高校教育課程における外国人生徒等を取り巻く現状

中途退学率	進学率	非正規職率	非進学・非就職率
9.6% (1.3%)	42.2% (71.1%)	40% (4.3%)	18.2% (6.7%)

平成30年度外国人児童生徒等の教育に関する現状より(文科省・数値は通報数(非正規職・外国人高校生等、カッコ内数値は全高校生)

提言1

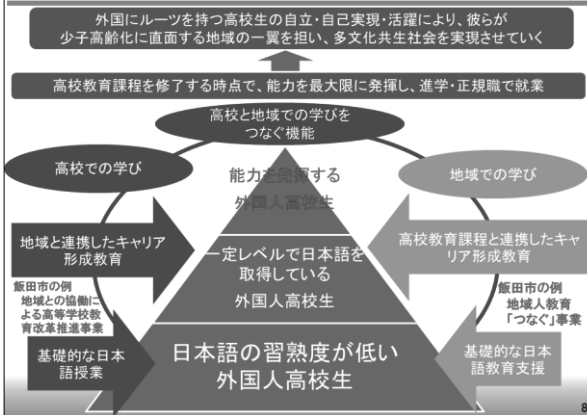
高校進学を希望する外国人児童・生徒等がスムーズに、義務教育課程から高校教育課程へと移行でき、高校入学後も、外国人生徒等が支障なく高校教育課程を受けられ、自身のキャリアを形成できるよう、以下に対して、必要となる体制の充実と財源措置を講ずること。

1. 外国人児童・生徒等とその保護者が、高校入試制度を理解し、義務教育課程の早い段階から高校進学後の進路について考えることができる機会の創出
2. 日本語の習熟度が低い外国人生徒等に対する基礎的な教育が行われる支援体制の構築とそのための人的体制の充実
3. 自身のキャリア形成が行われるよう、人的体制の充実をはじめとしたきめ細かな支援体制の構築
4. 高校教育現場のみに依存しない、地域における将来を担う人材確保や多文化共生社会推進の観点からの地域の関係者等との連携による上記支援体制の構築

提言2

上記支援措置を講ずる際には、都道府県教育委員会や関係する知事部局の積極的な関与を促すこと。

高校教育課程と地域が連携して外国人高校生を育成



外国人集住都市会議うえだ2019

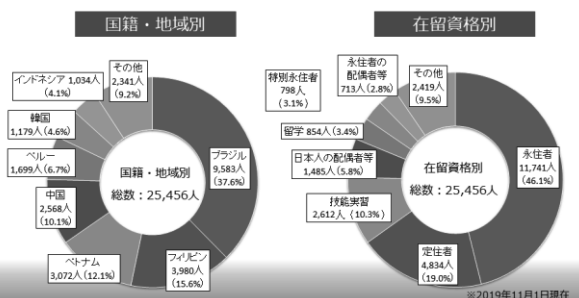
群馬・静岡ブロック



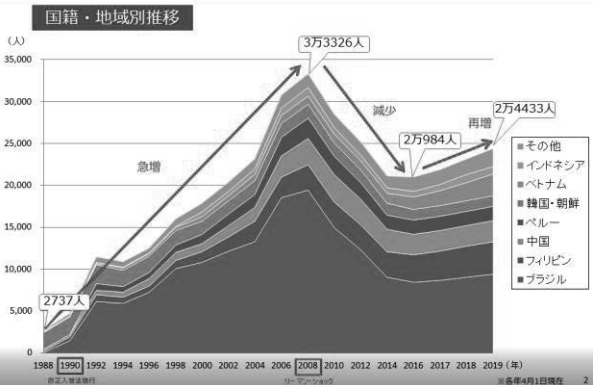
静岡県浜松市長
鈴木 康友
Suzuki Yasutomo

外国人市民の状況

- ・約2万5千人の外国人市民が居住
- ・特にブラジル人は9千人を超え、全国の都市で最多
- ・2009年にブラジル総領事館開設
- ・永住者等の長期滞在が可能な在留資格が約8割



外国人市民の状況



浜松市多文化共生都市ビジョン

- ・2013年3月、本市の多文化共生施策の指針として策定（2018年改訂、現在第2次）
- ・外国人市民をまちづくりを進める重要なパートナーと捉え、誰もが活躍できる多文化共生都市・浜松を目指す

目指す都市の将来像

相互の理解と尊重のもと、創造と成長を続ける、ともに築く多文化共生都市

目指す方向性

- 1 異なる文化を持つ市民がともに構築する地域【協働】
- 2 多様性を都市の活力と捉え、発展していく地域【創造】
- 3 誰もが安全・安心な暮らしを感得できる地域【安心】

重点施策

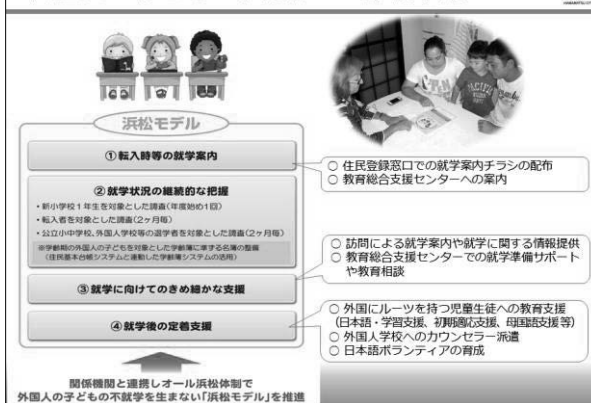
- ◇ 外国人市民のまちづくりへの参画促進
- ◇ 次世代の育成・支援
- ◇ 多様性を生かした文化の創造・地域の活性化
- ◇ 防災対策

浜松市外国人学習支援センター運営事業

- ・2010年1月、外国人市民の総合的な学習支援の拠点施設として開設
- ・外国人市民を対象とした日本語教室、日本人支援者を対象とした日本語学習支援ボランティア養成講座等を市民協働により実施
- ・同センター内では南米系外国人学校が子供の教育を実施



外国人の子どもの不就学ゼロ作戦事業



外国人材の受入れ・共生に係る現状と課題



現状

- 昨年7月から「日系四世の更なる受入れ制度」が開始
- 本年4月から改正入管法が施行、新たな在留資格「特定技能」が創設
- 総合調整機能を担うため、法務省の外局として「出入国在留管理庁」設置
- 126項目からなる「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」が取りまとめられ、本年6月には取組の更なる充実策が関係閣僚会議において決定
- 出入国在留管理基本計画の策定(本年4月)
- 総合的対応策関連交付金制度等の創設(外国人受入環境整備交付金、文化芸術振興費補助金 等)
- 日本語教育の推進に関する法律の公布・施行(本年6月28日)

課題

進展しているが、まだ多くの課題が蓄積

- 新たに受け入れる外国人材は、地域経済の担い手であるとともに、地域でともに暮らす生活者であるとの視点が不十分
- 外国人を生活者として受入れるために必要な子供の教育や社会保障制度等はいまだ具体化された総合的な施策になっておらず、施策の実施を担保する基本となる法律も存在していない
- 日系四世の更なる受入れに関する諸要件が厳しいとの指摘があり、国の予定より受入れが低調
- 国と地方自治体等の役割分担が明確化されておらず、総合的対応策の実効性が危惧される
- 省庁横断的な司令塔機能を果たすことのできる、具体的かつ包括的な外国人施策を展開できる組織までには至っていない
- 外国人との共生の現場を担う地方自治体への交付金制度等は、地域の実情に応じた事業を展開する上で、活用自由度が十分ではない

国への投げかけ事項



外国人との共生の考え方

国が外国人の受入れ・共生に関する中長期的な基本方針を明確に示したうえで、我々地方自治体がこれまでの経験やノウハウを活かし、共生の現場を担う

そのために必要なこと

- 共生の概念をはじめ、国と地方自治体等の役割分担、政策までを包括した、施策実施の根拠となる基本的法律の整備及び外国人を生活者として受け入れるための制度設計
- 外国人施策を政府全体の見地から管理・実行できる、省庁横断的な組織の整備
- 地方自治体が地域の実情に応じて活用できる交付金制度等の整備

国を挙げてのさらなる推進

- 外国人との共生社会実現に向けた政策・施策の根拠となる法制度の構築
- 真の省庁横断的な司令塔組織に向けた機能と体制の強化充実
- 地方自治体が担う共生社会実現に向けた施策に必要な、活用自由度の高い恒常的かつ十分な財政措置

【緊急提言】日系四世の更なる受入れについて



在留資格「定住者」拡充による外国人材受け入れ

【背景】

- 浜松市は、日系人が多く南米地域の外国人市民が全体の約5割を占め、特にブラジル国籍者は、全国の基礎自治体の中でも最多であり、その9割が永住者や定住者
- 2018年7月から日系四世が在留資格「特定活動」の対象となった【日系四世の更なる受入れ制度】
- 現行制度上、「定住者」として在留できる日系四世は、三世の親と一緒に暮らす未婚、未成年の実子に限定

【課題】

- 浜松市は多くの「定住者」を受け入れてきた実績があるが、現行の日系四世の更なる受入れ制度は、年齢制限(18歳以上30歳以下)やサポーター確保等の諸要件が課されており受入れが低調

【対策】

- 就労制限のない在留資格である「定住者」に日系四世を追加

【提案項目】

就労制限のない在留資格「定住者」に日系四世を追加

(出入国管理法及び難民法を法第7(条第1項第4号の規定に基づき同法別表第2の定住者の項の下欄に掲げる地位を定める件、出入国管理及び難民認定法第7(条第1項第2号の規定に基づき同法別表第1の5の条の下欄に掲げる活動を定める件)

【期待される主な効果】

- 幅広い分野における外国人材の受け入れ、活躍を促進

外国人集住都市会議うえだ 2019 報告書

2020 年（令和 2 年）3 月発行

編集・発行 外国人集住都市会議
<http://www.shujutoshi.jp/>

事務局 上田市 市民まちづくり推進部 人権男女共生課

電話 0 2 6 8 - 7 5 - 2 2 4 5

外国人集住都市会議
うえだ 2019
報 告 書